

平成 30 年度総務省委託事業

位置情報等のプライバシー情報の利活用モデル
実証事業 報告書

平成 31 年 3 月
株式会社野村総合研究所

本実証事業の趣旨

わが国の更なる経済成長を握る鍵として、様々な分野におけるデータ利活用の徹底が重要課題となっており、利用者が安全に安心してサービスを利用するために、データ利活用に関する明確なルール作りが求められる。

特に、スマートフォン等の携帯端末は、国民が1人1台以上所有する生活に欠かせないコミュニケーション・ツールであると同時に、性別や年齢、位置情報等の個人の属性や行動履歴等の取得に最も適したツールでもあるため、総務省ではこれまで、当該情報に関する匿名化の在り方として、通信の秘密、個人情報及びプライバシーを適切に保護するための処理・加工・保存における技術等についての検討を進め、その結果を「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等に反映してきた。

このような状況を踏まえ、本実証事業では、データの利活用とプライバシー保護の両立を目的に、位置情報等のプライバシー情報について、本人関与や、データ流通に係る情報の権限、データの管理責任に関する関係者間の責任分担等について平成29年度から継続的に検証してきた。

平成29年度は、事業の検証結果として、電気通信事業者が電気通信役務を提供する中で取得した位置情報等を別の事業者へ提供して、位置情報等を活用したサービス提供を行う際、事業者間における位置情報等の提供時に、事業者の参考となる契約書サンプルをとりまとめた。

平成30年度は、平成29年度の実証事業の結果を踏まえ、電気通信事業者が取り扱う位置情報について、複数事業者間における位置情報の共有・提供時のルール、すなわち、電気通信事業者が電気通信役務を提供する中で取得した位置情報等を別の電気通信事業者へ第三者提供して、提供を受けた事業者が自ら取得した位置情報と結合して、活用するデータ取引を想定し、検討を進めた。

検討にあたっては、本事業の理念、社会的価値に共感する事業者の協力を得ながら実証実験を実施し、実際に位置情報等に係るデータの連携、結合を実施するとともに、そうしたデータ取引に基づくビジネスモデルについて、消費者の受容性等を検証した。なお、データの連携、結合は「秘密計算」と呼称される先端技術も併用し、その有用性の検証を行った。

事業における検討の結果を踏まえ、電気通信事業者が位置情報等に係るデータ取引を行う際に、参考となる契約書サンプルの改定を行った。

目次

本実証事業の趣旨

| | |
|---|----|
| 第1章 協議会の設置・運営等..... | 1 |
| 1. 委員構成..... | 1 |
| 2. 協議会の開催概要 | 2 |
| 第2章 電気通信事業者間で位置情報を連携・結合して活用する際のルールを検討 | 3 |
| 1. 検討項目..... | 3 |
| 2. 検討結果..... | 3 |
| 2-1 国内外におけるパーソナルデータ活用に係るプライバシー保護に関する調査・分析 | 3 |
| 2-2 複数事業者間のデータ流通を前提とするモデルケースによる実証 | 20 |
| 2-3 その他 IoT の進展に伴う新たなプライバシー上の課題 | 26 |
| 第3章 モデル実証 | 34 |
| 1. モデル実証の概要 | 34 |
| 2. 受容性調査 | 45 |
| 3. 動線分析..... | 64 |

付属資料

- ・協議会の各回の議事要旨
- ・位置情報等に係るデータ取引に関する契約書サンプル
- ・位置情報等に係るデータ取引に関する契約書サンプルで規定する条項の解説

第1章 協議会の設置・運営等

本実証事業では、個人情報保護・通信の秘密を専門分野とする有識者及び情報セキュリティを専門分野とする有識者ら複数名を委員に、モデルケース実証事業参加事業者、個人情報保護委員会事務局、電気通信事業者、関連団体をオブザーバとする「位置情報等のプライバシー情報の利活用モデル実証事業に関する協議会」（以下「協議会」という。）を設置して検討を行った。

1. 委員構成

協議会の委員、オブザーバ、事務局の構成は次のとおりである。

<委員>◎は主査

| | |
|--------|---|
| ◎森 亮二 | 英知法律事務所 弁護士 |
| 井上 由里子 | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 |
| 木村 たま代 | 主婦連合会 |
| 佐藤 一郎 | 国立情報学研究所 副所長／教授 |
| 高橋 克巳 | NTTセキュアプラットフォーム研究所 主席研究員 |
| 寺田 眞治 | 慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員／ 一般社団法人 モバイルコンテンツフォーラム 常務理事 |
| 疋田 敏朗 | トヨタ IT 開発センター シニアリサーチャー |
| 山本 龍彦 | 慶應義塾大学法科大学院 教授 |

<オブザーバ>

個人情報保護委員会事務局
一般社団法人電気通信事業者協会
一般財団法人日本データ通信協会
株式会社 NTT ドコモ
KDDI 株式会社
ソフトバンク株式会社
エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
三井不動産株式会社
小田急電鉄株式会社

<事務局>

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課
株式会社野村総合研究所

2. 協議会の開催概要

協議会は全4回実施され、各回の開催日と主な議題は次のとおりである。協議会の各議事における主査・委員による主要な発言・質疑の状況は付属資料を参照されたい。

| 回 | 開催日と主な議題 |
|-----|--|
| 第1回 | 開催日：平成30年10月31日（水） 1. 事業の概要説明 2. 昨年度成果物（契約書サンプル）の共有 3. 国内外におけるパーソナルデータ活用に係るプライバシー保護に関する調査・分析結果の報告 4. 実証実験の設定 |
| 第2回 | 開催日：平成30年12月10日（月） 1. 実証実験の準備状況確認 2. 受容性調査 設問設計 3. 電気通信事業者間の契約書サンプルの検討 |
| 第3回 | 開催日：平成31年2月7日（木） 1. 実証実験の結果報告（動線等の分析） 2. 実証実験の結果報告（消費者の受容性） 3. 電気通信事業者間で位置情報を連携、結合する際の契約書サンプルの検討 |
| 第4回 | 開催日：平成31年3月14日（木） 1. 秘密計算の実施結果の報告 2. 電気通信事業者間で位置情報を連携・結合する際の契約書サンプルの検討 3. 本事業の取りまとめ内容の確認 |

第2章 電気通信事業者間で位置情報を連携・結合して活用する際のルールを検討

1. 検討項目

本実証事業では、データの利活用とプライバシー保護の両立を目的に、次の項目に関する検討を行うことにより、位置情報等のプライバシー情報について、本人関与や、データ流通に係る情報の権限、データの管理責任に関する関係者間の責任分担等について検証した。

- ・ 国内外におけるパーソナルデータ活用に係るプライバシー保護に関する調査・分析
- ・ 複数事業者間のデータ流通を前提とするモデルケースによる実証
- ・ その他 IoT の進展に伴う新たなプライバシー上の課題

2. 検討結果

2-1 国内外におけるパーソナルデータ活用に係るプライバシー保護に関する調査・分析

1) 検討の趣旨

本事業では、国内外におけるプライバシー保護に関するルールを調査し、電気通信分野のプライバシー保護に係る論点を整理した。国外は、米国、EU（英、独、仏）、韓国等を対象としている。

2) 調査対象文献

| 国 | 法令・政策文書等 | 概要 | 主な調査のポイント |
|----|--|--|---|
| EU | ePrivacy 規則 (修正案) ※2018 年 10 月時点 修正案 | EEA 内 ¹ で共通的に適用される電気通信分野におけるプライバシー保護法。 法案段階で、成立・施行の時期は不明。 | <ul style="list-style-type: none"> ・位置情報の取扱い ・IoT データの取扱い |
| 米国 | カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CaCPA : The California Consumer Privacy Act) | 米国カリフォルニア州で成立した消費者を対象とするプライバシー保護法。州法ではあるものの、全米や米国外にも影響がある。端末や世帯の情報も、個人情報に含まれる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・位置情報の取扱い ・消費者からの開示請求・利用停止の申出対応ルール |
| 韓国 | 情報通信網法及び同法に紐づくガイドライン | 韓国の情報通信サービス全般について個人情報保護などを規定する法であり、個人情報非識別措置ガイドラインなどが紐づく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制対象 ・事業者間のデータ提供についての契約書の規定 |
| 韓国 | 位置情報保護法 | 位置情報の収集、利用に関する個別法。 | <ul style="list-style-type: none"> ・位置情報の取扱い ・規制対象 |
| EU | Communication towards a common European data space | B2B におけるデータ共有の在り方等について、欧州委員会がデジタル単一市場戦略で示した政策文書。 | <ul style="list-style-type: none"> ・非個人データの契約取引における重要原則 |
| 日本 | 経済産業省 AI・データの利用に関する契約ガイドライン | データ利用に係る B2B 間の契約上の考慮要素を提示。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者間のデータの権限の考え方 ・責任分担 |

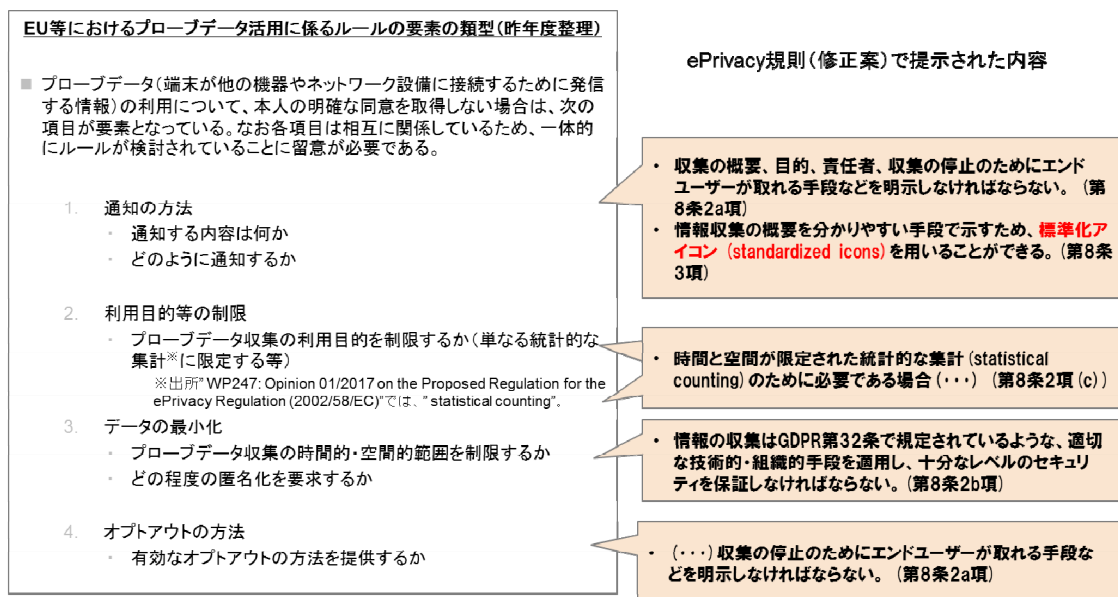
¹ EEA : European Economic Area (欧州経済領域)

3) ルール・文献から得られた示唆（本事業との関連）

文献調査を通じて、本事業における昨年度の整理が国外の立法検討状況と対応していることを確認するとともに、今年度契約書サンプルの改定を行うにあたり追記・参照することが考えられる箇所を確認した。

前者について、EUにおいて議論が進む ePrivacy 規則（修正案）では、昨年度事業において整理²した「EU 等におけるプローブデータ活用に係るルールの要素の類型」が網羅されていることを確認した（図表 1）。

図表 1 本事業における整理と立法検討内容との対応



また、経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」³において示された、データ提供型契約において検討することが望ましい事項と、昨年度事業において作成した契約書サンプルの各条項と照らし合わせたところ、主として (5) 提供データの非保証、(9) 損害軽減義務、(11) 派生データ等の取扱いに関し、契約書サンプルの改定にあたり、同ガイドラインを参照することが考えられることが確認された（図表 2）。

² 野村総合研究所「平成 29 年度総務省委託事業 位置情報等のプライバシー情報の利活用モデル実証事業 報告書」（平成 30 年 3 月）

³ 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（平成 30 年 6 月）

図表 2 今年度契約書サンプルの改定を行うにあたり追記・参照が考えられる箇所

| 調査対象文献 | | | | 契約書サンプルの改定を行うにあたり追記・参照が考えられる箇所(オレンジの網掛け) | |
|--------|---|--|---|--|------------------------------------|
| 国 | 法令・政策文書等 | 概要 | 主な調査のポイント | 経済産業省ガイドライン データ提供型契約 | 平成29年度事業において 作成した契約書サンプル |
| EU | ePrivacy規則(案) ※2018年9月時点修正案 | EEA*内で共通的に適用される電気通信分野におけるプライバシー保護法。 | ・ 位置情報の取扱い ・ IoTデータの取扱い | (1) データ等の定義 | 1条 用語の定義 |
| 米国 | カリフォルニア州消費者プライバシー法(CaCPA: The California Consumer Privacy Act) | 米国カリフォルニア州で成立した消費者を対象とするプライバシー保護法。州法ではあるものの、全米や米国外にも影響がある。 | ・ 位置情報の取扱い ・ 消費者からの開示請求・利用停止の申出対応ルール | (2) 提供データの内容・提供方法 | 2条 対象とするデータの特定 3条 データの提供等 |
| 韓国 | 情報通信網法及び同法に紐づくガイドライン | 韓国の情報通信サービス全般について個人情報保護などを規定する法であり、個人情報非識別措置ガイドラインなどが紐づく。 | ・ 規制対象 ・ 事業者間のデータ提供についての契約書の規定 | (3) 提供データの利用許諾等 | 4条 データの利用目的に係る制限 5条 データの識別行為の禁止 |
| 韓国 | 位置情報保護法 | 位置情報の収集、利用に関する個別法。 | ・ 位置情報の取扱い ・ 規制対象 | (4) 対価・支払条件 | |
| EU | Communication towards a common European data space | B2Bにおけるデータ共有の在り方等について、欧州委員会がデジタル単一市場戦略で示した政策文書。 | ・ 非個人データの契約取引における重要原則 | (5) 提供データの非保証 | |
| 日本 | 経済産業省 AI・データの利用に関する契約ガイドライン | データ利用に係るB2B間の契約上の考慮要素を提示。 | ・ 事業者間のデータの権限の考え方 ・ 責任分担 | (6) 責任の制限等 | 6条 第三者提供に係る制限 |
| | | | | (7) 利用状況 | 8条 安全管理措置 |
| | | | | (8) 提供データの管理 | 8条 安全管理措置 |
| | | | | (9) 損害軽減義務 | |
| | | | | (10) 秘密保持義務 | 13条 秘密保持 |
| | | | | (11) 派生データ等の取扱い | |
| | | | | (12) 有効期間 | 16条 契約期間 |
| | | | | (13) 不可抗力免責 | |
| | | | | (14) 解除 | |
| | | | | (15) 契約終了後の措置 | 7条 データの保存期間・消去 |
| | | | | (16) 反社会的勢力の排除 | |
| | | | | (17) 残存条項 | |
| | | | | (18) 権利義務の譲渡禁止 | |
| | | | | (19) 完全条項 | |
| | | | | (20) 準拠法 | |
| | | | | (21) 紛争解決 | 18条 合意管轄 |

※ EEA: European Economic Area (欧州経済領域)

4) 個別文献の調査結果

本事業の検討を進める際の前提として、国内外におけるプライバシー保護に関するルールを調査した結果は次のとおりである。

■ ePrivacy 規則 (修正案)

・ 概要

EUにおいてデジタル単一市場戦略が推進されていること及び一般データ保護規則(GDPR)が採択されたことを踏まえ、現行のePrivacy指令(Directive 2002/58/EC)を刷新するルールとして、2017年1月に原案が公表された。GDPRが個人データ保護に係る一般法であるのに対し、策定中のePrivacy規則(修正案)は、通信事業者を対象とする特別法として位置づけられると考えられる。

・ ePrivacy 指令から ePrivacy 規則 (原案) への主な変更点

GDPRと同じく、「指令」から「規則」に格上げされて、EEA⁴内に適用される。これにより、国毎のルールの差異を解消し、デジタル単一市場の発展に寄与することが期待されている。また、IoTの進展を踏まえ、機械同士(M2M:Machine-2-Machine)の通信が電気通信サービス経由で行われる場合も、保護の対象となる。

従来型の電気通信事業者に加え、OTT事業者(WhatsAppやSkype等のインターネットを介した通信サービスを行う事業者など)も規制対象とし、電気通信事業者とOTT

⁴ EEA : European Economic Area (欧州経済領域)

事業者との間の義務の非対称性を解消する(OTT サービスとしては、VoIP⁵、メッセージサービス等が例示されている)⁶。

・ 調査のポイント

本事業との関係性の高い次の5つのポイントに関し ePrivacy 規則（修正案）における規定内容を調査した。

- A) 通信端末が発する情報に関するエンドユーザの同意
 - B) IoT/M2M 通信における本人の同意
 - C) プライバシーバイデフォルト（初期設定時のプライバシー保護）
 - D) クッキーの利用
 - E) 規制対象
- A) 通信端末が発する情報に関するエンドユーザの同意
- ePrivacy 規則(原案)では通信端末が発する情報⁷について収集を原則禁止としつつ、一定の条件の下、エンドユーザの同意がなくとも収集可能と規定していた。修正案(2018年10月)では、一定の条件について追記がされている。

⁵ VoIP : Voice over Internet Protocol

⁶ ePrivacy 規則（修正案）では規制対象とする電気通信サービスについて、European Electronic Communications Code (EECC) の定義に従うこととしているが、2018年12月 EECC おいて、電気通信サービスは、OTT 事業者が提供する番号から独立した通信サービス (number-independent interpersonal communications service) 等も含める形で再定義された。

⁷ 原文では” Information emitted by terminal equipment of the end-user to enable it to connect to another device and, or to network equipment” (第8条2項)と表現されている。

Article 8

Protection of end-users' terminal equipment information

1. 略

2. The collection of information emitted by terminal equipment of the end-user to enable it to connect to another device and, or to network equipment shall be prohibited, except on the following grounds:

- (a) it is done exclusively in order to, for the time necessary for, and for the purpose of establishing or maintaining a connection; or
- (b) the end-user has given his or her consent; or
- (c) **it is necessary for the purpose of statistical counting that is limited in time and space to the extent necessary for this purpose and the data is made anonymous or erased as soon as it is no longer needed for this purpose.**

2a. For the purpose of paragraph 2 points (b) and (c), a clear and prominent notice shall be displayed informing of, at least, the modalities of the collection, its purpose, the person responsible for it and the other information required under Article 13 of Regulation (EU) 2016/679 where personal data are collected, as well as any measure the end-user of the terminal equipment can take to stop or minimise the collection.

2b. For the purpose of paragraph 2 points (b) and (c), the collection of such information shall be conditional on the application of appropriate technical and organisational measures to ensure a level of security appropriate to the risks, as set out in Article 32 of Regulation (EU) 2016/679, have been applied.

3. The information to be provided pursuant to paragraph 2a may be provided in combination with standardized icons in order to give a meaningful overview of the collection in an easily visible, intelligible and clearly legible manner.

4. 略

⁸ 太字下線箇所の意識：統計的な集計を目的とする場合で、（データを収集する）時間と場所が目的に必要な範囲内で限定されており、かつ、収集されたデータが目的と照らして不要になった際は、直ちにデータが匿名化又は消去される場合、情報の収集が許容される。

B) IoT/M2M 通信における本人の同意

ePrivacy 規則（原案）⁹では、GDPR と整合する水準の同意取得や同意の撤回の義務について規定しているが、IoT や M2M 通信においても同様の義務が課されることに過剰規制という批判が出ていた。これに対し、修正案（2018 年 10 月）では、前文 12 において、「本規則は、特に通信の秘密に関わる規律について、電気通信サービスを介して行われる M2M 通信に適用される」ということが明記され、同意取得などの本規則の要件が M2M 通信にも適用されることが明示されている。

C) プライバシーバイデフォルト（初期設定時のプライバシー保護）

ePrivacy 規則（原案）前文 23 では、プライバシーバイデフォルトとして、「既定 (configured) のプライバシー設定として『通信端末で情報が保存される場合の目的』、または『既に保存された情報が処理される場合の目的』について、エンドユーザに通知しないような全般的プライバシー設定は、エンドユーザの同意を意味しない」と規定していた。この規定に対し、端末やソフトウェアの初期設定において、データを自動的に発信しない状態にすることが十分に規定されていないとして、GDPR の制定に関わった責任者から批判されていた¹⁰。

修正案（2018 年 10 月）では、事業者団体からの反対意見¹¹を受け、前文 23 は全文が削除されている。

D) クッキーの利用

クッキー使用時の事前同意の取得規制を適用除外とするための条件をどのように規定するか、また同意を得られない場合に、事業者がサービス提供を拒否する行為を禁止することについて議論されている。

| | 追加、または既存の規定 | 削除された規定 |
|-----------------|--|---|
| 事前同意の取得規制を適用除外と | ・ 【追加】 クッキー保存に対するエンドユーザの同意を取得した場合、同一のドメインに再訪した際のクッキーの | ・ ブラウザ等の全般的なプライバシー設定により、同意の取得を省略できる可能性を示す。（前文 22） |

⁹ 2017 年 1 月時点案

¹⁰ ARTICLE 29 DATA PROTECTION WORKING PARTY 「Opinion 01/2017 on the Proposed Regulation for the ePrivacy Regulation (2002/58/EC)」(2017 年 4 月 4 日)

¹¹ Interactive Advertising Bureau (IAB) 「Position on the proposal for an ePrivacy Regulation」(2017 年 7 月 13 日)

| | 追加、または既存の規定 | 削除された規定 |
|------------------------------|--|---|
| するための条件 | <p>解読(reading)については同意取得が不要(前文 20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エンドユーザが要求した特定のサービスを使用可能にするという正当な目的のために必要かつ相応な場合、保存やアクセスのためにクッキーを利用することへの同意は不要(前文 21) | |
| 同意を得られない場合に事業者がサービス提供を拒否する行為 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・ クッキーの保存の同意を Web サイトのアクセスの条件とすることを許可する。(前文 21) |

2018 年 10 月時点の修正案に基づき NRI 作成

E) 規制対象

ePrivacy 規則（原案）では、規制の対象を WhatsApp、Facebook Messenger、Viber（楽天）、Skype 等の OTT 事業者に広げるとしているが、この外縁が不明確だった。

ePrivacy 規則（修正案）では規制対象とする電気通信サービスについて、European Electronic Communications Code (EECC) の定義に従うこととしているが、2018 年 12 月 EECC おいて、電気通信サービスは、OTT 事業者が提供する番号から独立した通信サービス (number-independent interpersonal communications service) 等も含める形で再定義された。これにより、ePrivacy 規則（修正案）に OTT 事業者が含まれることが確認された。

■ カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CaCPA)

・ 概要

米国カリフォルニア州議会から提出された消費者の個人情報保護の強化を目的とする州法で、2018 年 6 月に採択された。2020 年 1 月から施行予定である。

州法ではあるものの、カリフォルニア州には多くの IT 企業が立地しており、その影響は米国に留まらず、世界中に影響がおよぶ可能性がある。同州が漏えい時の通知義務を 2002 年に世界に先駆けて導入し、その後、全米、EU 等へ波及した実績がある。

- ・ 主な特徴

CaCPA では、次の内容が特徴として挙げられる。

- 世帯の情報、端末の情報が、個人情報として保護の対象となる。
- 本人による自己データへのアクセス手段の提供（いわゆるデータポータビリティ権）を義務付けている。
- わかりやすいデータ販売の停止受付機能の提供を義務付けている。
- データ侵害時の罰則を強化しており、法定損害賠償金（：一人及び一件につき 100～750 米ドル又は実損額のいずれか大きい額の賠償）を規定している。

- ・ 調査のポイント

CaCPA の特徴を踏まえ、以下 2 つのポイントについて調査した。

A) 位置情報が個人情報に該当する場合の要件

B) 消費者から個人情報の開示請求・利用停止の申出があった場合の対応方法

A) 位置情報が個人情報に該当する場合の要件

2018 年 8 月の修正法案により、位置情報は特定の消費者（世帯）と直接・間接的に関連付けられる、または合理的に紐付けできる場合にのみ、個人情報に該当することが明確化された。これにより位置情報であれば無条件に個人情報に該当するものではないことが明確化されたものと考えられる。

CaCPA（抜粋）

(1798.140(o))

“Personal information” means information that identifies, relates to, describes, is capable of being associated with, or could reasonably be linked, directly or indirectly, with a particular consumer or household. Personal information includes, but is not limited to, the following: following if it identifies, relates to, describes, is capable of being associated with, or could be reasonably linked, directly or indirectly, with a particular consumer or household:

(A)～(F) 略

(G) Geolocation data

以下略

B) 消費者から個人情報の開示請求・利用停止の申出があった場合の対応方法

CaCPA では消費者からの開示請求に対して、データポータビリティ権も考慮し、図表 3 の対応を求めている。

また、第三者提供に関する利用停止の申出をしやすくするための Web サイト(”Do not sell my Personal Information”) の設置を義務付けている。

図表 3 CaCPA における開示請求に対する対応・第三者提供に関する制限・対応

| 開示請求に関する対応 | 第三者提供に関する制限・対応 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">■ 消費者からの開示請求を受け付けるために複数の手段を提供しなければならない。<ul style="list-style-type: none">● 最低限の手段として、フリーダイヤルの電話番号および事業者がWebサイトを有する場合はそのアドレスを消費者に伝えることが求められる。■ 消費者からの開示請求受領後45日以内に無償で開示しなければならない。<ul style="list-style-type: none">● 必要に応じて消費者に通知の上、45日延長することが可能。■ 消費者が支障なく他の事業者に送付可能なフォーマットで、消費者が登録したアカウントを通じて、(または、郵送・その他の電子的な方法を通じて)行わなければならない。<ul style="list-style-type: none">● 開示請求受領前12ヶ月間に取得・販売した個人情報を対象とする。● 同一消費者から12ヶ月間に2回を超えて応じる義務を負わない。 | <ul style="list-style-type: none">■ 事業者は消費者のオプトアウト権に関して、以下の事項を行わなければならない。<ul style="list-style-type: none">● “Do not sell my personal Information”というタイトルのWebページ上に消費者がオプトアウトすることができるページへのリンクを設けること● オンライン上のプライバシーポリシー等の中にオプトアウト権の説明と上記“Do not sell my personal Information”Webページへのリンクを設けること■ 事業者は以下の場合を除き、16歳以下の消費者の個人情報を販売してはならない。<ul style="list-style-type: none">● 13歳以上16歳以下のものについては本人から積極的な(affirmatively)同意を取得した場合● 13歳未満の消費者については親または保護者が同意した場合 |

■ 韓国個人情報保護関連法

- ・ 調査のポイント

同法の全体像を調査した上で、本事業との関係性の高い以下4つのポイントに関し、個別法、ガイドラインの規定内容を調査した。

- 韓国個人情報保護関連法 全体像
- 情報通信網法
 - A) 規制対象
- 個人情報非識別措置ガイドライン
 - B) 事業者間のデータ提供についての契約書の規定
- 位置情報保護法
 - C) 位置情報の取扱い
 - D) 規制対象

- ・ 韓国個人情報保護関連法 全体像

韓国では、個人情報の処理・保護について、公共・民間部分を包括して規定する一般法である個人情報保護法と、情報通信・金融など各分野を規定する個別法が並存する。

韓国個人情報保護法の特徴的な規定としてプライバシー保護責任者の設置(31条第1項)¹²、データ漏洩等の本人への通知義務(34条第1項)が挙げられる。

2014年初頭に、カード大手3社から延べ1億400万人分の個人情報が流出した事件を契機に、個人情報保護強化の必要性が提起され、2014年5月の情報通信網法改正において、個人情報保護措置の強化、情報流出事業者への罰則強化、法定損害賠償制度導入などが行われた¹³。

図表 4 韓国の個人情報保護法制の概要(主な一般法・個別法・ガイドライン)

| | 一般法 | 個別法 | ガイドライン |
|------|---|---|--|
| 名称 | <ul style="list-style-type: none"> 韓国個人情報保護法 | <ul style="list-style-type: none"> 情報通信網法 (「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」) 位置情報保護法 (「位置情報の保護及び利用等に関する法律」) 信用情報の利用及び保護に関する法律 電子商取引等における消費者保護に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> 個人情報非識別措置ガイドライン オンライン個人情報取扱いガイドライン ビッグデータ個人情報保護ガイドライン インターネット自己掲示物アクセス排除要請権ガイドライン |
| 規定対象 | 公共・民間 | 民間 | |

¹² GDPRのような厳格な独立性は求められていない。

¹³ 三澤かおり「韓国における個人情報保護の動向」(2015年5月20日)

A) 情報通信網法 規制対象

韓国の情報通信網法は、日本の電気通信事業法よりも広範な事業者に適用される。

図表 5 韓国・情報通信網法と日本・電気通信事業法の適用範囲¹⁴

| | 適用範囲 | 詳細 |
|---------|------------------------------|---|
| 情報通信網法 | 情報通信サービス提供者が、利用者の個人情報を処理する場合 | <p>情報通信サービス提供者の定義は下記のとおり。</p> <p>(i) 韓国電気通信事業法による電気通信事業者</p> <p>(ii) 営利を目的に、電気通信事業者の電気通信役務を利用して情報を提供したり、情報の提供を媒介したりする者（情報通信網法第 2 条第 1 項第 3 号）。</p> <p>⇒ (ii) は、「インターネット上に商業的な目的でウェブサイトを開設・運営したり、インターネット基盤のサービスを提供したりする者」を指す。</p> <p>例：ウェブホスティング業者、インターネットショッピングモール業者、ネットオークション・コミュニティ・ブログサービスの提供者、P2P などインターネット基盤サービスの提供事業者の大部分</p> |
| 電気通信事業法 | 電気通信事業者 | <ul style="list-style-type: none"> • 電気通信役務に従事しており、 電気通信役務：電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。【事業法第 2 条第 3 号】 • 電気通信事業に該当し、 電気通信事業：電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 118 条第 1 項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。【事業法第 2 条第 4 号】 • 『事業法の適用除外』にあたらない事業者であり、 一 専ら一の者に電気通信役務（当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。）を提供する電気通信事 |

¹⁴ 総務省「電気通信事業参入マニュアル」

| | 適用範囲 | 詳細 |
|--|------|--|
| | | <p>業に該当しない</p> <p>二 その一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備その他総務省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業</p> <p>三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務（ドメイン名電気通信役務を除く。）を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業 【事業法第 164 条第 1 項各号】</p> <p>• 「電気通信事業を営む」事業者</p> <p>電気通信事業の登録：電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合</p> <p>二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 7 条第 2 項第 6 号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。） 【事業法第 9 条】</p> <p>電気通信事業の届出：電気通信事業を営もうとする者（第 9 条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 業務区域</p> |

| | 適用範囲 | 詳細 |
|--|------|---|
| | | <p>三 電気通信設備の概要（第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）</p> <p>2 前項の届出をした者は、同項第1号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項の届出をした者は、同項第2号又は第3号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>4 第1項の届出をした者は、第41条第3項の規定により新たに指定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から1月以内に、第1項第3号の事項を総務大臣に届け出なければならない。【事業法第16条】</p> |

B) 個人情報非識別措置ガイドライン 事業者間のデータ提供についての契約書の規定

当該ガイドラインでは、非識別データの提供や、非識別化の委託についての契約要件、及び契約書のサンプルを提示している。

非識別データの提供、非識別化の委託についての契約要件

- a. **再識別の禁止**: 非識別データを提供された、または非識別データの処理を委託されたパーソナルデータ管理者が、当該データを他のデータと結合して再識別することを禁止しなければならない。
- b. **再提供又は再委託の制限**: 非識別データを提供、または非識別データの処理を委託する場合、契約において再提供又は再委任の範囲を規定しなければならない。
- c. **再識別のリスクに関する通知**: 非識別データが再識別された場合、または再識別の可能性が高くなった場合、データ処理を中止し、非識別データの提供者または非識別データの処理の委託者に通知する義務を定めなければならない。

契約書のサンプル

第〇条(再識別の禁止) ※A:非識別データを提供された企業 B:非識別データを提供した企業

第1項:AはXXの目的のためにBが提供する非識別データを安全に使用しなければならない。また、そのような非識別データを使用して、特定の個人を再識別するいかなる手段も講じてはならない。

第2項:Aは、Bから提供された非識別データを第三者に提供、またはその処理を委託する場合には、事前にBの同意を得なければならない。また、Aは再識別を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第3項:非識別データが再識別された場合、もしくは、再識別される可能性が高まった場合、Aは、データの処理を直ちに停止し、データ提供者であるBに通知を行い、協力しなければならない。

第4項:Aは、第1項から第3項までを遵守しなかった場合の全ての帰結に対して、刑事上、及び民事上の責任を負う。

C) 位置情報保護法 位置情報の取扱い

位置情報保護法は、特定の個人の位置情報（位置情報だけでは特定の個人の位置を知ることができない場合でも、他の情報と容易に結合して、特定の個人の位置を知ることができるものを含む。）の収集、保存、利用に関して、情報通信網法等に優先して適用される。

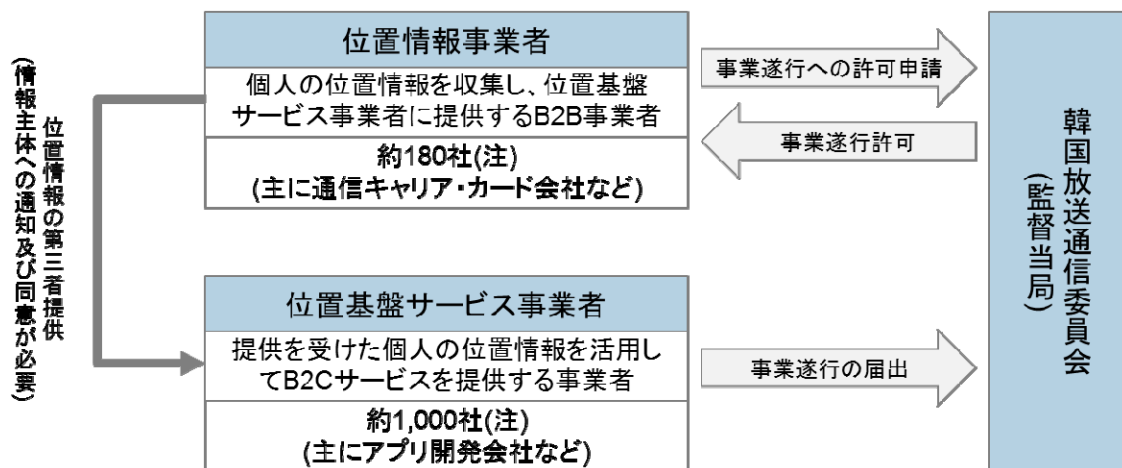
韓国での個人の位置情報の取得及び第三者提供には、本人からの同意が必要である。（他の法律で別途定められている場合、及び緊急救護の場合を除く。）

なお、同意の取得方法として、通信契約時の利用約款において必要事項を通知し、同意を取得することが求められている。（韓国 位置情報保護法 第 18 条及び第 19 条）

D) 位置情報保護法 規制対象

個人の位置情報を収集し、位置基盤サービス事業者に提供する B2B 事業者は、監督当局の許可を得なければならない。（韓国 位置情報保護法 第 5 条）

図表 6 位置情報保護法の規制対象となる主な事業者



注) 数値は2016年末時点のもの。事業者の区別は業種ではなく、各社の事業内容による。

■ Communication towards a common European data space

欧州委員会は過去度々、デジタル単一市場の発展を目的として政策文書 (Communication) を公表している。

2018年4月に公表した Communication towards a common European data space では、B2B間で非個人データ (non-personal machine-generated data) を流通する際に契約において尊重すべき原則として以下を挙げている。

図表 7 Communication towards a common European data space で確認された原則
非個人データの流通契約において尊重すべき原則

- a. **透明性**: 契約では、(i) 生成されるデータにアクセス権を有する人物(または団体)、アクセスするデータの種類およびその詳細、並びに(ii) データの利用目的を、透明かつ理解できる方法で特定すべきである。
- b. **価値創造の共有**: 契約では、データが製品またはサービスの使用による副産物として生成される場合、複数の当事者がデータの生成に関与したことを明確にすべきである。
- c. **ビジネス上の利益の相互尊重**: 契約では、データ保有者とデータ利用者、それぞれにおけるビジネス上の利益と秘密保持の両方を保護するべきである。
- d. **公正競争の確保**: ビジネス上センシティブなデータ同士を交換する場合、契約では公正な競争関係を保障しなければならない。
- e. **データロックインの最小化**: データを提供する企業は可能な限りデータポータビリティを可能にしなければならない。またデータの移転有無に関らず可能な限り同等の製品・サービスを提供することが求められる。

■ 経済産業省 AI・データの利用に関する契約ガイドライン

経済産業省は2018年6月、データの利用等に関する契約における主な課題や論点、契約条項例、条項作成時の考慮要素等を整理したガイドラインを公表した。ガイドラインはデータ編とAI編により構成されており、データ編は更に「データ提供型」、「データ創出型」、「データ共用型(プラットフォーム型)」の3つの類型に整理されている。

B2B2Cの位置情報活用モデルにおいては、データ提供型契約における条項・条項作成時の考慮要素が参考になると考えられる。なお、具体的な箇所については、3) ルール・文献から得られた示唆(本事業との関連)のとおり。

2-2 複数事業者間のデータ流通を前提とするモデルケースによる実証

1) 検討の趣旨

IoT の進展を踏まえて、携帯端末等を通じて位置情報を取得し利用する際の、本人関与や、データ流通に係る情報の権限、データの管理責任に関する関係者間の責任分担等について検証するために、具体的なモデルケースを活用し、消費者への通知・同意取得や匿名加工した情報の活用方法及び事業者間の契約のあり方に関する検討を行った。

2) 実施項目

複数事業者間における位置情報を連携・結合して活用する際のルールに係る項目として、次のとおり検討した。

- A) ビジネスモデルに対する消費者の受容性
- B) 消費者に対し通知・同意取得する方法
- C) データの結合を行う際の先端技術（秘密計算）の利用

なお、本事業における位置情報の連携とは、第三者提供を意味する。また、位置情報の結合とは同一の消費者に係る位置情報を複数の電気通信事業者が取得し、一方が他方にデータを提供し、他方において、提供を受けた位置情報と自身が取得した位置情報とを識別子¹⁵を共通キーにして、同一のサービス利用者に係る位置情報として取り扱うことを指す（図表 8）。

¹⁵ 取り扱う位置情報の種類に応じて変化することが想定されるが、本事業においては、携帯端末の MAC アドレスを識別子として利用した。

図表 8 位置情報同士の結合イメージ

例) 商業施設と駅において提供される Wi-Fi サービスを通じて取得された位置情報

識別子を共通キーに位置情報同士を結合する

| Wi-Fiエリア | 時間 | 識別子 | 識別子 | Wi-Fiエリア | 時間 |
|----------|----------|-------------------|-------------------|----------|----------|
| ショップA | 14:15:53 | 7a-bb-2d-51-43-11 | 7a-bb-2d-51-43-11 | 駅 #1 | 12:04:01 |
| ショップA | 14:15:56 | c6-28-66-35-0c-97 | 8e-cd-11-a7-18-ec | 駅 #2 | 12:04:06 |
| ショップB | 14:15:59 | d8-88-23-a0-01-87 | 1c-8a-c9-21-5d-57 | 駅 #2 | 12:04:11 |
| ショップB | 14:16:00 | d6-ad-33-46-43-91 | c6-28-66-35-0c-97 | 駅 #2 | 12:04:18 |
| モール入口 | 14:16:25 | 8e-25-56-62-4a-9a | 1b-2b-86-73-15-dd | 駅 #1 | 12:04:30 |
| ショップB | 14:16:34 | 3e-6e-82-ae-7d-d3 | 3e-6e-82-ae-7d-d3 | 駅 #1 | 12:04:32 |
| ショップA | 14:16:41 | 83-21-a3-5d-4d-d2 | 8e-cd-11-a7-18-ec | 駅 #1 | 12:04:06 |
| ショップA | 14:16:50 | c0-44-0e-da-0a-98 | 1c-8a-c9-21-5d-57 | 駅 #2 | 12:04:11 |
| モール入口 | 14:17:07 | 8e-cd-11-a7-18-ec | 8e-cd-11-a7-18-ec | 駅 #1 | 12:04:06 |
| モール入口 | 14:17:16 | c6-28-66-35-0c-97 | c6-28-66-35-0c-97 | 駅 #2 | 12:04:18 |
| モール入口 | 14:17:29 | 5a-34-90-26-a1-27 | c6-28-66-35-0c-97 | 駅 #1 | 12:04:18 |



| 識別子 | 時間 | Wi-Fiエリア | 時間 | Wi-Fiエリア |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|
| 7a-bb-2d-51-43-11 | 12:04:01 | 駅 #1 | 14:15:53 | ショップA |
| c6-28-66-35-0c-97 | 12:04:18 | 駅 #2 | 14:15:56 | ショップA |
| 3e-6e-82-ae-7d-d3 | 12:04:32 | 駅 #1 | 14:16:34 | ショップB |
| 8e-cd-11-a7-18-ec | 12:04:06 | 駅 #1 | 14:17:07 | モール入口 |
| c6-28-66-35-0c-97 | 12:04:18 | 駅 #2 | 14:17:16 | モール入口 |

検討にあたり、本事業では電気通信事業者間で位置情報を連携・結合して作成したデータセットを分析活用するケースとして、次の2つを設定し、実証実験を実施した。なお、本実証では、調査に協力表明した消費者（以下「調査対象者」という。）から位置情報の取得・利用等に係る同意を事前に取得した上で、対象エリアにおける位置情報を複数の電気通信事業者が取得し、取得した位置情報を電気通信事業者間で連携・結合した。

ケース1 第三者提供を受けた位置情報の活用

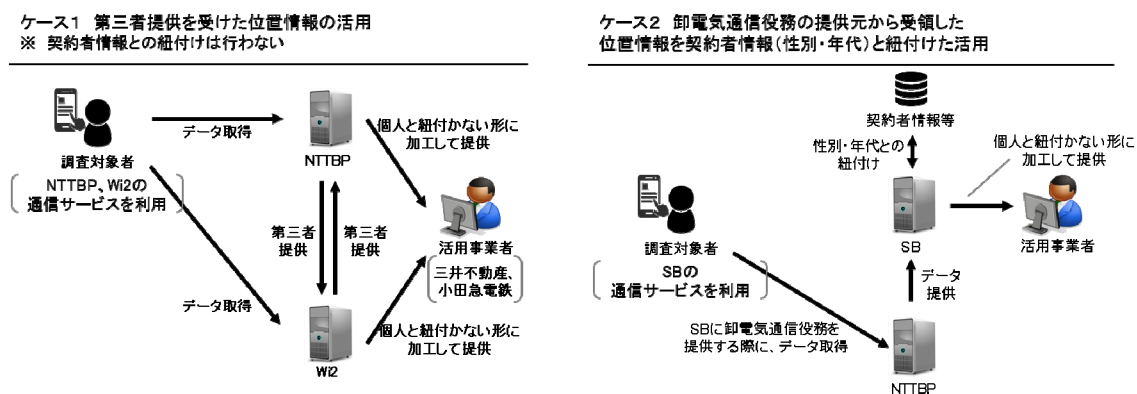
調査対象者はエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社（以下「NTTBP」という。）及び株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「Wi2」という。）のWi-Fi サービスを利用する。Wi-Fi サービスの提供を通じて、調査対象者の位置情報を取得した2社（NTTBP 及び Wi2）は取得した位置情報を互いに第三者提供し合い、自社で取得した位置情報と第三者提供を受けた位置情報とを結合して、調査対象者に関する、より広範囲の位置情報を把握する。結合した位置情報は個人と紐付かない形に加工を行った上で、施設や交通機関の利用状況を分析する目的で活用する。

ケース2 卸電気通信役務の提供元から受領した位置情報を契約者情報（性別・年代）と紐付けた活用

調査対象者はソフトバンク株式会社（以下「SB」という。）の契約者である。SBがNTTBPから卸電気通信役務の提供を受けてWi-Fi サービスを提供している範囲において、調査対象者がSBのWi-Fi サービスを利用した際、NTTBPが取得した調査対象者の位置情報をSBに提供し、SBにおいて契約者情報（性別・年代）と紐付けを行った上で、個人と紐付かない形に加工し、交通機関の利用状況を分析する目的で活用する。

各ケースの概要は図表9のとおりである。

図表 9 モデルケースの概要



実証実験を通じた各実施項目の結果について、A)、B) に関しては第3章において、C) に関しては、2-3において詳述する。

3) 契約書サンプルの改定

実証実験を通じた検討を踏まえ、電気通信事業者が電気通信役務を提供する中で取得した位置情報等を別の事業者第三者提供して、提供を受けた事業者が自ら取得した位置情報と結合して、活用するデータ取引を想定し、契約書サンプルの改定を行った。

契約書サンプルとサンプルで規定する条項の解説は、巻末に付属資料として掲載する。

なお、本サンプルは電気通信事業者が扱う位置情報等に係るデータ取引に関する契約を締結する際に、条項として検討される可能性のあるものについて提示するものである。契約書サンプルで提示する条項は、例示であり、想定事例に類似するデータ取引の場合には、適宜修正の上、用いることができる。

また、卸電気通信役務の卸元から卸先へ位置情報を提供¹⁶し、卸先が受領した位置情報を契約者情報と紐付けた活用を行うケースについては、本サンプル（特にサンプル②）に加えて、次の留意点についても参考とすることが考えられる。

¹⁶ ここで「提供」とは、個人情報保護法上における「提供」ではなく、卸電気通信役務の卸元から卸先に、位置情報が事実上移転することを意味する。

留意点¹⁷

○契約の形式（前文）

位置情報等に係るデータ取引に係る契約は、卸電気通信役務の提供に係る契約に条項を含める形で締結する方法又は別途に締結する方法が想定しうる。もっとも、契約内容が変更される場合なども想定すると、一般的に、後者の方が利用し易い。

○データの提供等（第3条）

対象データの提供にあたっては、個人データに該当するか、通信の秘密に該当するか、プライバシー保護の必要性の程度といった対象データの法的性質を勘案し、情報を取得する主体、同意を取得する主体及び同意の取得内容について十分に検討をした上で、位置情報の取得に関して通知して同意取得すべき事項について、サービス利用者から個別具体的かつ明確な同意を得る必要がある。

対象データが個人データに該当する場合、個人情報保護法上は、乙が甲に対して、個人データの取得について委託しているものと整理される。

当該ケースでは、(4)データの利用目的を通知する際に、乙において、対象データと契約者情報を紐づけて活用することについても、通知が必要である。

○データの識別行為の禁止（第5条）

当該ケースでは、位置情報を契約情報と紐づけることが前提とされており、乙におけるデータの識別行為の禁止を定める条項は不要である。

○データの保存期間・消去（第7条）

対象データが個人データに該当する場合、乙が甲に対して、対象データの取得を委託しているため、乙には甲を監督する義務がある（個人情報保護法 22 条）。この場合、甲は、対象データを消去した場合、乙に対して、書面又は電磁的方法により、対象データを消去した日時、消去した対象データの範囲、消去方法について、遅滞なく通知する旨の規定を設けることが望ましい。

○安全管理措置（第8条）

対象データが個人データに該当する場合、乙が甲に対して、対象データの取得を委託しているため、乙には甲を監督する義務がある（個人情報保護法 22 条）。このため、甲は乙に対して、安全管理措置の履行状況の報告義務、対象データの漏えい、滅失又はき損

¹⁷ 甲と乙について、図表 9 ケース 2 においては、「甲」は NTTBP が該当し、「乙」はソフトバンクが該当する。

の防止、その他の安全管理措置に関するインシデントが発生したときにおける報告義務などを課す必要がある。

○利用停止等（第9条）

サービス利用者は、甲が卸電気通信役務の提供にあたり、サービス利用者の位置情報を取得していることを認識しづらい、と考えられるため、乙がサービス利用者からの申出に対応することが想定される。

甲が卸電気通信役務の提供元であることを考えると、「乙への対象データの提供」自体ではなく、「乙が保有する契約者情報との紐付け」を停止するよう求められるとすることが現実的である。この場合、「甲は、サービス利用者のプライバシーが不当に侵害されていると判断される場合には、乙が、対象データと乙が保有する契約者情報とを紐付けることを停止するよう求めることができる」との文言にすることが考えられる。

○問合せ窓口の設置等（第10条）

サービス利用者は、甲が卸電気通信役務の提供にあたり、サービス利用者の位置情報を取得していることを認識しづらい、と考えられるため、乙がサービス利用者からの申出に対応することが想定される。

2-3 その他 IoT の進展に伴う新たなプライバシー上の課題

1) 検討の趣旨

IoT の進展に伴って生じる新たなプライバシー上の論点として、位置情報のプライバシー保護を目的に、安全管理措置に係る先端データ分析技術の有効性の検証を行った。

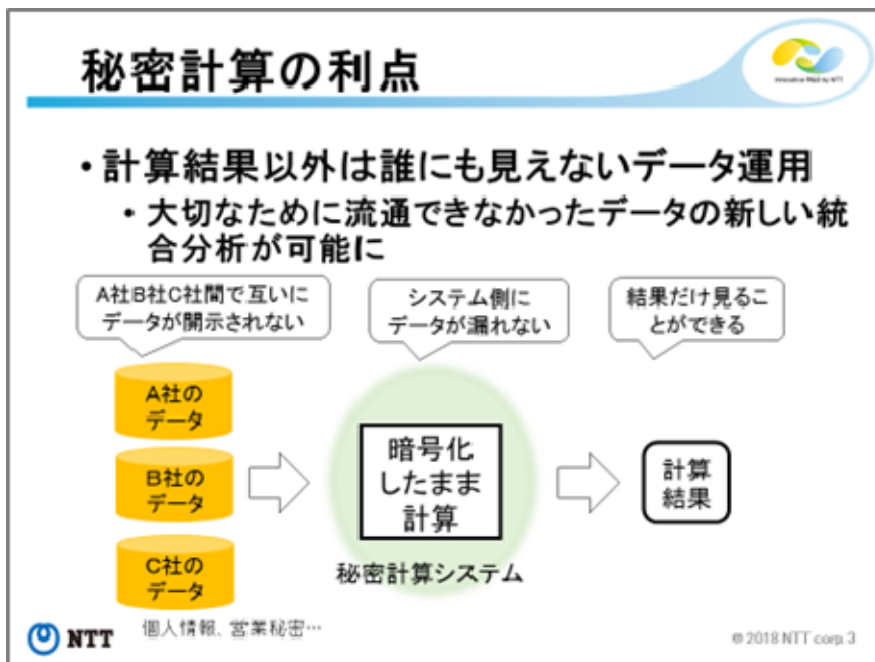
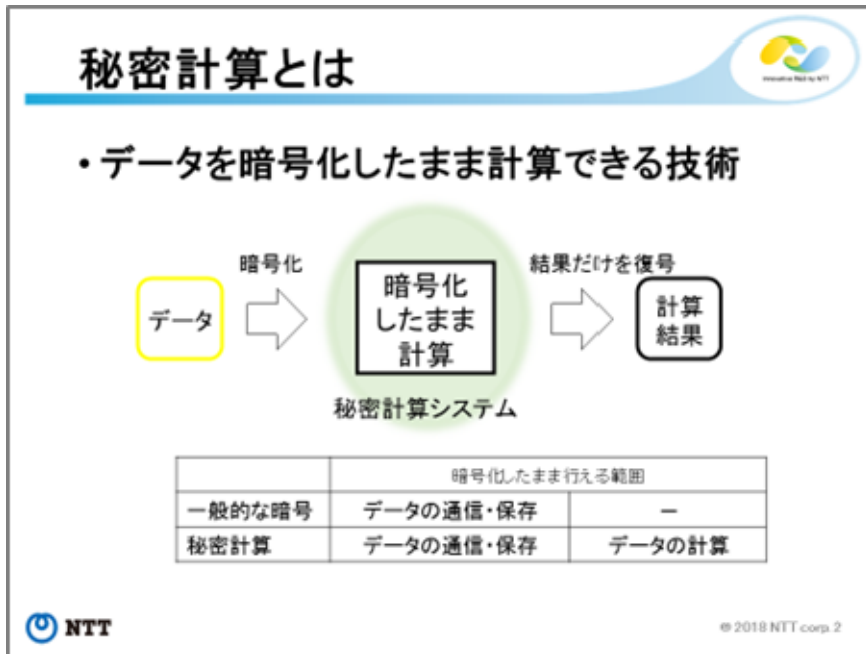
2) 検証技術の概要

暗号化したままデータ分析を可能とする秘密計算について検証を行った。

本事業では、NTT セキュアプラットフォーム研究所の協力の下、ISO/IEC 19592-2 に基づく秘密分散をデータ形式とする秘密計算を利用した。秘密分散はデータを複数のシェアと呼ばれる断片に分割する。分割された個々のシェアから情報は漏れず、いくつかのシェアが消失してもデータを復元可能である。また、暗号化したまま計算する仕組みとして、秘密分散をベースにしたマルチパーティ計算を行う。マルチパーティ計算では、システムは、複数のサーバから構成され、サーバ間でデータの交換と演算をあらかじめ決められた手順で行い、クロス集計などの統計結果を出力する。各サーバには、秘密分散されたシェアが登録され、データは、常に、秘密分散のシェアの状態扱われる。秘密分散された個々のシェアから元データや計算結果を復元することは一切できない。ただし、一定数のサーバからシェアを不正に取得されるとデータが復元可能であるため、各サーバを正しく管理することが安全性の条件である。

以降、特別の断りがない限り本事業における秘密計算とは上記の内容を指す。

図表 10 秘密計算の概要



出所) 日本電信電話株式会社 NTTセキュアプラットフォーム研究所 「秘密計算のシステムとその原理」

3) 秘密計算の実施状況

実証の協力事業者が一般的な表計算ソフトを用いて作業した位置情報に係るデータの集計結果について、秘密計算を用いて同様の集計結果を再現した。

再現対象とした集計結果は図表 11 のとおりであり、実証協力事業者は次の手順により結果を得た。

■集計対象としたデータ

- ①ららぼーと海老名・ららぼーと横浜で NTTBP が取得した位置情報
- ②小田急線・相鉄線の各駅及びピナウオーク周辺施設で Wi2 が取得した位置情報
各位置情報について取得の経緯、詳細は第 3 章 3. を参照されたい。

■表計算ソフトによる集計手順

1. ②のうち小田急線・相鉄線の各駅の位置情報に該当するレコードのみを抽出する。
2. 1. で抽出したレコードについて MAC アドレス・取得日付ごとに取得時刻が最も早いレコードのみを抽出する。
3. 2. で抽出したレコードと①のレコードとを次の条件で抽出し、該当するレコードについて、MAC アドレスを共通キーにして 1 つのレコードに結合する。
 - ・日付が合致するか
 - ・取得時刻が「2. で抽出したレコード」よりも「①のレコード」の方が後になるか
4. 3. で結合したレコードについて、着地がららぼーと海老名・ららぼーと横浜のいずれか及び発地が小田急線・相鉄線の駅のいずれかの観点から集約する。

図表 11 表計算ソフトにより作業した集計結果

ららぽーとに移動した動線の発地の状況

| 発地 | ららぽーと 横浜 | ららぽーと 海老名 | 計 | 発地 | ららぽーと 横浜 | ららぽーと 海老名 | 計 |
|---------|-------------|--------------|----|-------|-------------|--------------|----|
| 新宿駅 | | 12 | 12 | 横浜駅 | | 1 | 1 |
| 参宮橋駅 | | 1 | 1 | 天王町駅 | | 1 | 1 |
| 代々木上原駅 | | 1 | 1 | 和田町駅 | | 1 | 1 |
| 下北沢駅 | | 1 | 1 | 上星川駅 | 1 | 3 | 4 |
| 経堂駅 | | 2 | 2 | 西谷駅 | 1 | | 1 |
| 千歳船橋駅 | | 5 | 5 | 二俣川駅 | 1 | 4 | 5 |
| 祖師ヶ谷大蔵駅 | | 2 | 2 | 三ツ境駅 | | 4 | 4 |
| 成城学園前駅 | | 2 | 2 | さがみ野駅 | | 1 | 1 |
| 喜多見駅 | | 4 | 4 | かしわ台駅 | | 2 | 2 |
| 狛江駅 | | 1 | 1 | 海老名駅 | | 3 | 3 |
| 和泉多摩川駅 | | 2 | 2 | いずみ野駅 | | 1 | 1 |
| 登戸駅 | | 1 | 1 | 弥生台駅 | 1 | | 1 |
| 生田駅 | | 3 | 3 | 湘南台駅 | | 1 | 1 |
| 読売ランド前駅 | 1 | 1 | 2 | 計 | 4 | 22 | 26 |
| 向ヶ丘遊園駅 | 1 | 1 | 2 | | | | |
| 新百合ヶ丘駅 | | 6 | 6 | | | | |
| 五月台駅 | | 1 | 1 | | | | |
| 柿生駅 | | 3 | 3 | | | | |
| 鶴川駅 | | 5 | 5 | | | | |
| 玉川学園前駅 | | 2 | 2 | | | | |
| 町田駅 | 1 | 3 | 4 | | | | |
| 相模大野駅 | | 6 | 6 | | | | |
| 座間駅 | | 4 | 4 | | | | |
| 海老名駅 | | 8 | 8 | | | | |
| 厚木駅 | | 1 | 1 | | | | |
| 本厚木駅 | | 6 | 6 | | | | |
| 愛甲石田駅 | | 1 | 1 | | | | |
| 秦野駅 | | 1 | 1 | | | | |
| 鶴巻温泉駅 | | 1 | 1 | | | | |
| 栢山駅 | | 3 | 3 | | | | |
| 小田原駅 | | 1 | 1 | | | | |
| 計 | 3 | 91 | 94 | | | | |

■秘密計算による集計手順

以下の前提、手順により作業し、図表 11 の表計算ソフトによる集計結果と同様の結果を得た。処理時間 2.7 秒（試行回数 5 回の平均値）。

・前提

登録するデータは日単位で CSV ファイルに格納されている
 CSV ファイルのレコードは、時刻順（古い時刻が上）に並んでいる

・手順

手順②～⑤をららぽーと海老名/横浜毎に実行し、結果を合計する。

①データ登録

- Wi2 のデータ（駅/ビナウォーク周辺施設）をテーブル（Wi2 テーブル）に登録
- NTTBP のデータ（ららぽーと横浜/海老名）をテーブル（BP テーブル）に登録
- Wi2 テーブルから秘密計算フィルタ機能で駅のみを抽出
- BP テーブルから秘密計算フィルタ機能で、ららぽーと海老名 or 横浜のレコードを抽出する

②すべての MAC アドレスに対して、発地レコードと着地レコードを抽出

- 秘密計算フィルタ機能を用いて、同一 MAC アドレスから一番早い時刻のレコードを抽出した

③発地レコードと着地レコードを MAC アドレスを共通キーに結合（図表 12）

- 秘密計算テーブル結合機能を用いて、MAC アドレスを共通キーに Wi2 テーブルと NTTBP テーブルを結合

④ららぽーと海老名と横浜に直出したレコードを排除

- 秘密計算フィルタ機能を用いて、駅の訪問時刻より、ららぽーと訪問時刻が前のレコードを排除

⑤動線集計

- 結合したテーブルから秘密計算の数量表作成機能を用いて分析結果出力

図表 12 発地レコードと着地レコードとを MAC アドレスを共通キーに結合するイメージ

| MACアドレス | 日付 | 時刻 | 駅名 | 秘密計算テーブル結合機能で、 MACアドレスをキーにテーブル結合 | MACアドレス | 日付 | 時刻 | 施設名 |
|----------|----------|----------|----------|-------------------------------------|----------|----------|----------|----------|
| wL9pMDN6 | cL7aPYDw | v2BXGbN7 | sT6JzgQG | | | Hd6bETJR | kU8WvNzc | i4PSsqpQ |
| zL7RA3iK | ... | ... | ... | | s2BgFWzH | ... | ... | ... |
| Mr9D3n3E | ... | ... | ... | | Fy2cCLR6 | ... | ... | ... |

| MACアドレス | 日付 | 時刻 | 駅名 | 日付 | 時刻 | 施設名 |
|----------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|
| A3frT9Sv | pT8MpdGf | b01bhCu7 | rE3rZKsB | 2rvQgwn | uDREpZOG | a6aqphpj |
| uZ2KFfCG | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| Syxzvf82 | ... | ... | ... | ... | ... | ... |

なお、以下に代表される機能を暗号化したまま実行した。

• フィルタ機能

《条件によるフィルタ》

秘密計算上で指定した分析対象テーブル・レコード・属性から条件に合致するレコードを抽出し、分析クライアントへレコード行番号※を返答する。

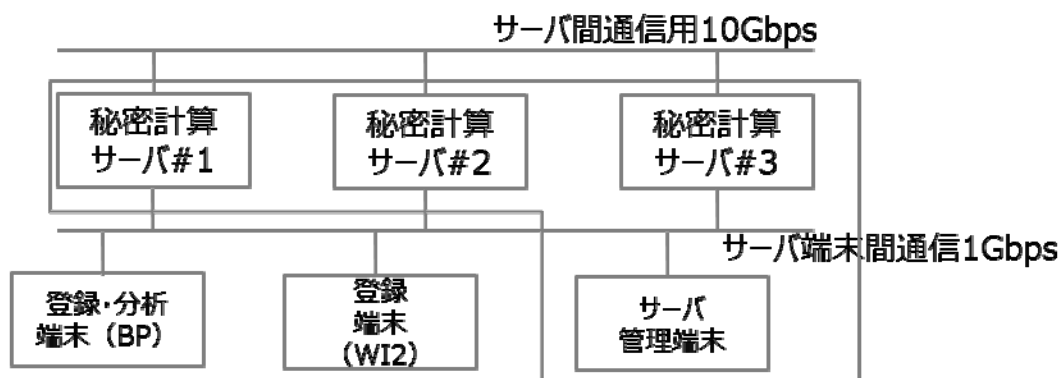
《重複フィルタ》

秘密計算上で、指定したテーブルのレコードの内、指定した属性番号または属性 ID の値として重複分を除いたレコードを抽出し、分析クライアントへレコード行番号のリストを返答する。

- テーブル結合機能
2つのテーブルをキー属性で結合したテーブルを作成する。
- 数量表作成機能
テーブル、レコード、属性を指定し、数量表を作成する。

4) 実験環境の詳細

■システム構成



■実験環境

サーバ、登録・分析、サーバ管理端末の環境

| | |
|-----|------------------------|
| OS | RHEL 7.2 |
| CPU | Xenon 4コア 3.5GHz 2ソケット |
| メモリ | 64GB |
| HDD | SSD 200GB |
| NW | 10Gbps(サーバ間) |

登録・分析/サーバ管理端末の環境

| | |
|-----|-----------------|
| OS | Windows7 |
| CPU | Core I 5 2.3GHz |
| メモリ | 16GB |
| HDD | 450GB |
| NW | 1Gbps |

図表 13 実際の秘密計算サーバ（左）、端末の状況



5) 検証結果

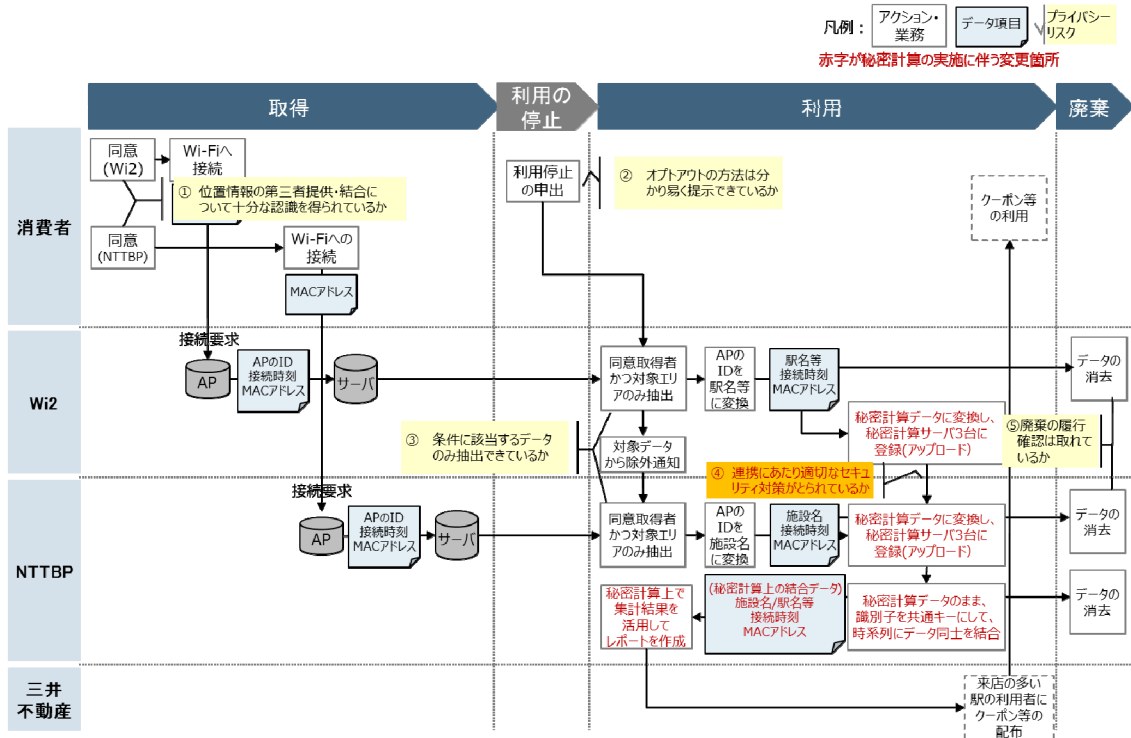
モデルケース（詳細は第3章を参照のこと）で想定するデータフローにおいて、秘密計算を利用する際のフローの変化を確認し、プライバシーリスクを検証した。

検証の結果、データは秘密分散で暗号化されているので、データの連携に際し、安全管理措置として有益であることが確認された。委員からは一般的な暗号化はデータと鍵の双方に留意する必要があるが、秘密計算を利用する場合、鍵の取扱いが生じない点で有益との意見があがった。

また、秘密計算データのまま、データの結合、分析を行うため、その過程においてデータ内容が不用意に作業者の目に触れることがなく、データ最小化の観点における貢献も期待される。

ただし、上記検証結果は本事業において利用した秘密計算について確認されたものであり、秘密計算の安全管理措置に係る有効性は個々の技術に応じて判断されるべき点に留意が必要である。また、委員からは仮に個人情報を秘密計算データに変換したとして、当該データが個人情報に該当しなくなるわけではない点に留意が必要であるとの指摘を受けた。

図表 14 ケース 1 データフローと所在するプライバシーリスク
(秘密計算を用いてデータの連携・結合を行った場合)



図表 15 ケース 1 データフローと所在するプライバシーリスク
(秘密計算を用いてデータの連携・結合を行った場合)

| リスクの所在するアクション・業務 | プライバシーリスク | 対応方針 (上段：本実証実験における対応 下段：一般化の際の対応・課題) |
|-----------------------------------|---|--|
| 取得 Wi-Fiサービスの利用に関する消費者の同意 | ① 位置情報を他の電気通信事業者に第三者提供し、提供を受けた事業者が自身で取得した位置情報と結合して活用することについて、消費者が十分に認識できているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実証実験用の表示に基づいて、説明を実施。受容性調査回答者の約9割は認識できたと回答した。 ✓ 説明内容の理解はできるが、多くの消費者が詳細な利用規約を常に確認していないと思われる点は課題と考える。 |
| 利用の停止 消費者からの利用停止の申出 | ② 消費者に対して、オプトアウト（利用の停止）の方法を分かり易く提示できているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 調査対象者のリカールティングを行った調査会社（マクコム社）が窓口となる旨を示して対応した。 ✓ データを取得する電気通信事業者が対応する必要があると考えられる。申出を受けたい事業者が、データの提供先に当該消費者の識別子等の情報を伝え、提供先でも同様に利用を停止する対応が必要になる。 |
| 利用 同意取得者かつ対象エリアのみのデータ抽出 | ③ 位置情報のログデータから、対象エリアの同意取得者のデータのみを抽出し、非対象のデータ（エリア、同意未取得者）のデータが混入することはないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 同意取得者のリストを事前に作成し、2社間で共有してデータ抽出した。 ✓ データの取得を行う電気通信事業者は、自社のサーバを利用する消費者がデータの連携・結合に同意しているか、峻別するリスト等を整備する必要がある。 |
| 利用 他の電気通信事業者へのデータの第三者提供 | ④ 他の電気通信事業者にデータを連携する際に、適切なセキュリティ対策を講じているか？ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 秘密計算システムの仕組みを利用してデータの連携をした。なお、システムは外部のネットワークから独立する形で構築した。 ✓ 連携するデータは秘密計算データに変換されているため、連携・分析の過程においてデータ内容が第三者の目に触れる可能性は極めて低いと考えられる。ただし、これは秘密計算に用いる暗号化の強度による。 ※ 今回の実証に用いたNTT秘密計算はISO/IEC 19592-2に基づく秘密分散形式の秘密計算データに変換されているため、連携・分析の過程においてデータ内容が第三者の目に触れる可能性は極めて低いと考えられる。 |
| 廃棄 利用目的の達成や消費者からの申し出に基づくデータの消去 | ⑤ データの提供先においてデータを消去したことが担保できるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本事業終了後にデータは各社が消去し、その旨事務局が報告を受ける。 ✓ データの消去を履行した旨の書面等をデータの提供元に提出する等の方法が必要になると考えられる。 |

第3章 モデル実証

1. モデル実証の概要

1) 実証の目的

位置情報を連携し、結合して活用するビジネスモデルについて、次の観点の検証を行った。

- A) ビジネスモデルに対する消費者の受容性
- B) 消費者に対し通知・同意取得する方法
- C) データの結合を行う際の先端技術（秘密計算）の利用

検証結果について A)、B) に関しては本章を、C) に関しては第2章 2-3 を参照されたい。

2) 実証結果の総括

本実証では、調査対象者の対象エリアにおける位置情報を複数の電気通信事業者が取得し、取得した位置情報を電気通信事業者間で連携・結合した（詳細は4. を参照されたい）。

位置情報に含まれるデータ項目及び各項目の形式は、実証に協力した電気通信事業者間で特に大きな差異がなかったため、技術的な理由により結合できないデータは生じなかった。

調査対象者に対して実施したアンケート調査では、位置情報を連携・結合して活用する各ビジネスモデルに対し、それぞれ一定の受容性が認められた（詳細は2. を参照されたい）。他方で、調査対象者のリクルーティングにあたっては、当初、目標数を獲得することが難しかったことから、その背景には、位置情報の取得・活用全般に関し、消費者の受容性が必ずしも高くはない状況があることが考えられる。そこで、ビジネスモデルに対する受容性については、限定されたエリアとはいえ、一定期間位置情報を提供することに対して、忌避感のある消費者がいることを踏まえつつ、解釈すべきとの意見が委員から指摘された。

3) 実証期間

2018年12月中旬から実証実験を開始し、調査対象者には約一ヶ月間、対象エリアにおける位置情報の取得を依頼した。なお、期間終了直前において、受容性を確認するアンケートを配信し、調査対象者から回答を受けた。

| | 実証実験実施期間 | 受容性調査アンケート回答期間 |
|------|----------------------|----------------|
| ケース1 | 2018/12/14~2019/1/14 | 2019/1/9~/1/14 |
| ケース2 | 2018/12/17~2019/1/14 | |

4) モデルケースの内容

本事業では電気通信事業者間で位置情報を連携・結合して作成したデータセットを分析活用するケースとして、次の2つを設定し、実証実験を実施した。

ケース1 第三者提供を受けた位置情報の活用

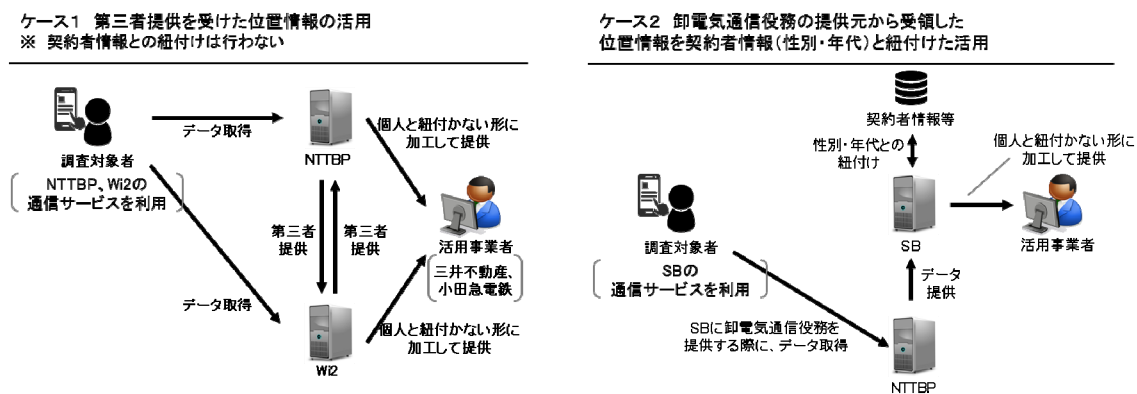
調査対象者はNTTBP及びWi2のWi-Fiサービスを利用する。Wi-Fiサービスの提供を通じて、調査対象者の位置情報を取得した2社（NTTBP及びWi2）は取得した位置情報を互いに第三者提供し合い、自社で取得した位置情報と第三者提供を受けた位置情報とを結合して、調査対象者に関する、より広範囲の位置情報を把握する。結合した位置情報は個人と紐付かない形に加工を行った上で、施設や交通機関の利用状況を分析する目的で活用する。

ケース2 卸電気通信役務の提供元から受領した位置情報を契約者情報（性別・年代）と紐付けた活用

調査対象者は、SBの契約者である。SBがNTTBPから卸電気通信役務の提供を受けてWi-Fiサービスを提供している範囲において、調査対象者がSBのWi-Fiサービスを利用した際、NTTBPが取得した調査対象者の位置情報をSBに提供し、SBにおいて契約者情報（性別・年代）と紐付けを行った上で、個人と紐付かない形に加工し、交通機関の利用状況を分析する目的で活用する。

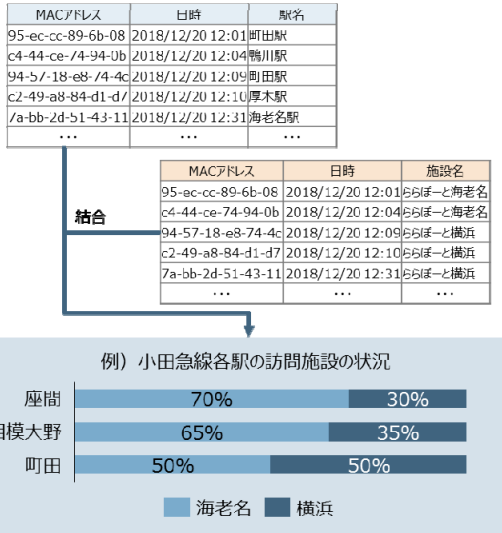
各ケースの概要・分析イメージは図表16、図表17のとおりである。

図表16 モデルケースの概要（再掲）

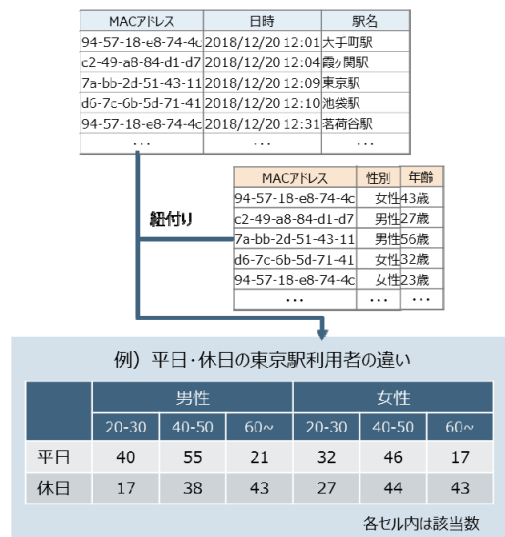


図表 17 分析イメージ

ケース1 第三者提供を受けた位置情報の活用
※ 契約者情報との紐付けは行わない



ケース2 卸電気通信役務の提供元から受領した
位置情報を契約者情報(性別・年代)と紐付けた活用



■ 調査対象者のリクルーティング状況

各ケースについて、次の抽出条件に該当する消費者に対し、調査への協力を依頼した。なお、スムーズな実験協力を促すため、調査対象者は株式会社マクロミルにモニター登録を行っている者から抽出した。

実証期間、対象エリアに限るとはいえ、位置情報を取得されることに対する忌避感や調査協力に対するインセンティブとの比較の結果等の理由により、当初リクルーティング目標に対し、実際の調査対象者の獲得数は達しなかった。

| ケース名 | 調査対象者の抽出要件 | リクルーティング目標 | 実際の調査対象者 |
|--|---|------------|----------|
| ケース 1 第三者提供を受けた位置情報の活用 | <ul style="list-style-type: none"> 最寄り駅が小田急線/相鉄線 | 220 名 | 190 名 |
| ケース 2 卸電気通信役務の提供元から受領した位置情報を契約者情報（性別・年代）と紐付けた活用 | <ul style="list-style-type: none"> SB 契約者 東京メトロ/都営地下鉄に月 1 回以上乗車 | 400 名 | 291 名 |
| 合計 | — | 計 620 名 | 計 481 名 |

■ 調査対象者からの同意取得方法

抽出条件に該当するか否か確認するスクリーニング調査において、本実証実験の趣旨を通知するとともに、位置情報の取得・利用等に関する同意を取得した。

同意取得にあたり、次の説明内容を図表 18 の形で調査対象者のスマートフォンに表示した。

ケース 1

実証実験 参加のご案内

本調査は、データの自由な流通とプライバシー保護の両立を目的に、スマートフォン等から取得される位置情報の活用を検証する総務省の調査事業です。

- 調査期間中、対象エリア(①)でWi-Fiサービスを利用された場合、調査の協力事業者(②)があなたのスマートフォンに関する位置情報(③)を取得します。

| ①対象エリア | ②調査の協力事業者 | ③取得する位置情報の内容 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ららぽーと海老名※、ららぽーと横浜 ・小田急線、相鉄線の駅構内 | <ul style="list-style-type: none"> ・NTTブロードバンドプラットフォーム ・ワイヤアンドワイヤレス | <ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fiを利用した施設名、駅名 (位置情報) ・利用したスマートフォンの端末ID (MACアドレス) ・Wi-Fiの利用時刻 |

※「ららぽーと海老名」では、周辺施設の「ピナフォーク」でも同様に位置情報を取得する可能性があります

- 取得した位置情報は協力事業者間で共有し、個人と紐づかない形に加工した上で、施設や交通機関の利用状況を分析する目的で活用します。

加工後のデータ例)

12/10 (月) ららぽーと海老名 訪問者20人 訪問者の経路 (小田急線 町田-海老名15人、厚木-海老名5人)

- なお、加工方法の1つとしてデータを暗号化したまま計算する技術(学術的には秘密計算と呼称されるもの)を採用します。
- 取得した位置情報は本事業終了(2019年3月末終了予定)後、速やかに消去します。
- 一度、調査協力の表明をいただいた後、調査から離脱される場合は、マクロミルアンケート事務局までご連絡ください。離脱表明された方のデータは分析実施前に限り、分析対象から除外いたします。

ケース 2

実証実験 参加のご案内

本調査は、データの自由な流通とプライバシー保護の両立を目的に、スマートフォン等から取得される位置情報の活用を検証する総務省の調査事業です。

- 本調査は、データの自由な流通とプライバシー保護の両立を目的に、スマートフォン等から取得される位置情報の活用を検証する総務省の調査事業です。
- 調査期間中、対象エリア(①)でWi-Fiサービスを利用された場合、調査の協力事業者(②)があなたのスマートフォンに関する位置情報(③)を取得します。

| ①対象エリア | ②調査の協力事業者 | ③取得する位置情報の内容 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・東京メトロ各線駅構内 ・都営地下鉄各線駅構内 ・大阪メトロ各線駅構内 | <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトバンク ・NTTブロードバンドプラットフォーム | <ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fiを利用した施設名、駅名 (位置情報) ・利用したスマートフォンの端末ID (MACアドレス) ・Wi-Fiの利用時刻 |

- 取得した位置情報は協力事業者が属性情報(性別・年代)を付加した上で、個人と紐づかない形に加工し、交通機関の利用状況を分析する目的で活用します。

加工後のデータ例) 12/10 (月) 半蔵門線三越前駅 乗車30人

男性 30代 10名、女性30代 13名、女性30代 7名

経路の内訳 (渋谷行き 15人、表参道行き15人)

- 取得した位置情報は本事業終了(2019年3月末終了予定)後、速やかに消去します。
- 一度、調査協力の表明をいただいた後、調査から離脱される場合は、マクロミルアンケート事務局までご連絡ください。離脱表明された方のデータは分析実施前に限り、分析対象から除外いたします。

図表 18 調査対象者のスマートフォン上での表示

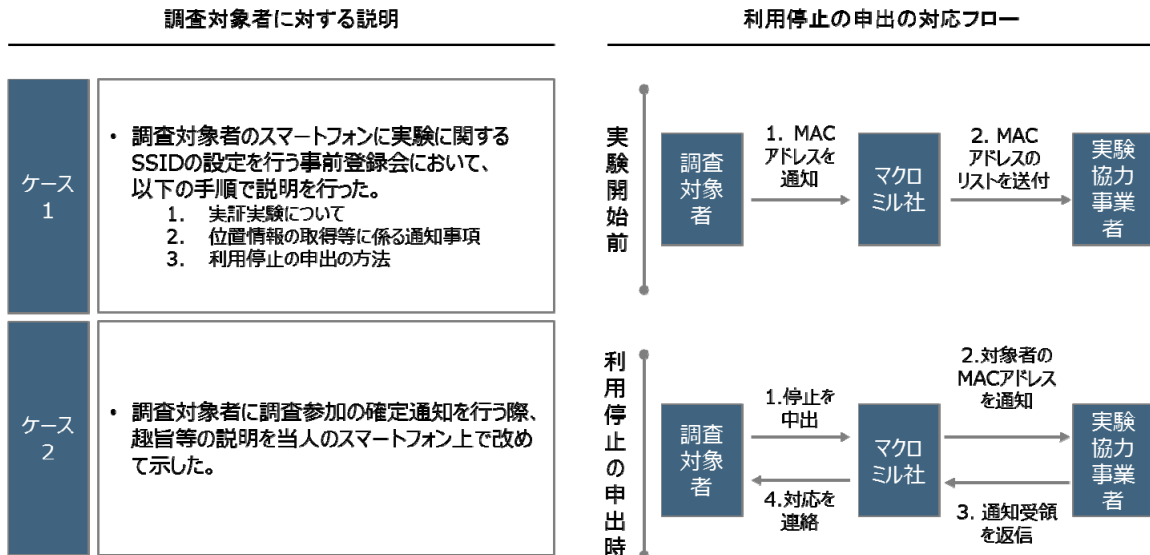


■ 利用停止の申出を受ける動線の整備

調査対象者が一度、実験協力を表明した後、離脱を申出の際に対応するため、図表 19 のフローを整備した。

なお、実際に利用の停止を申出した調査対象者は生じなかった。

図表 19 利用停止の申出を受ける動線の整備の状況



5) モデルケースで想定するデータフローにおけるプライバシーリスクの検証結果

モデルケースで想定する各データフローにおいて、プライバシーリスクの所在を特定し、今回の実証実験における対応内容と今後一般化を検討する際の対応方針・課題を整理した。なお、プライバシーリスクは位置情報等に係るデータの連携・結合に関連する部分のみに限り簡易的に特定を行っている。

整理の結果は図表 20～25 のとおりである。

協議会では委員から、連携する位置情報についてハッシュ化¹⁸することは、データ形式が揃い、結合がし易くなるだけでなく、より安全管理措置に配慮した処理を行うことに資する点で望ましいとの意見があった。

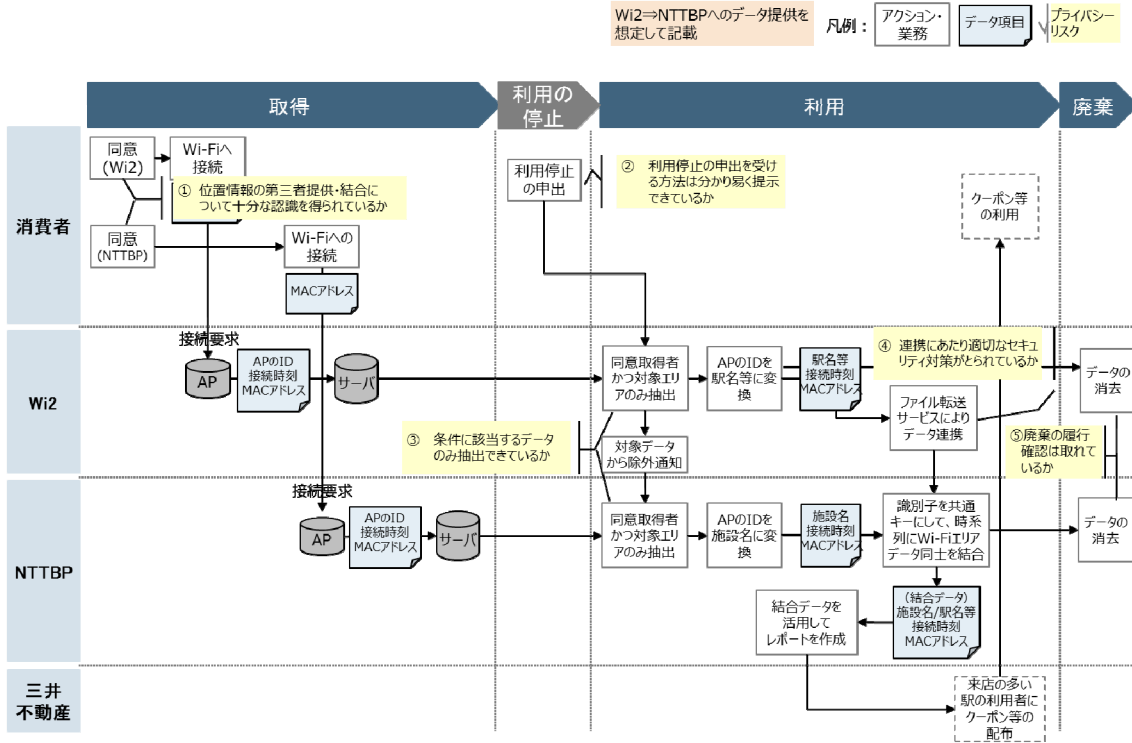
また、ケース 2 卸電気通信役務の提供元から受領した位置情報を契約者情報と紐付けた活用において、データの提供を受ける側の事業者が消費者からの利用停止の申出に対応し、利用対象から除外することについて、データ関与の現状に鑑みても現実的であるとして、委員から反対する意見は挙げられなかった。

図表 20 ケース 1 第三者提供を受けた位置情報の活用 概要

| ケース名 | 第三者提供を受けた位置情報の活用（契約者情報との紐付けは行わない） | | | | |
|-----------|--|--|--------------|------------------------|-----------------------------------|
| 概要 | 商業施設及び駅構内におけるWi-Fiサービスの提供を通じて取得される位置情報を電気通信事業者間で連携・結合し、個人と紐づかない形に加工した上で、加工結果を活用事業者に提供する。 | | | | |
| 取扱うデータ | データ項目 | 具体的な内容 | データ件数 | 取得方法 | 加工方法 |
| | 収集時刻（位置情報） | 携帯端末がアクセスポイントに接続した時刻 | 約1.5万件（188人） | 携帯端末からの接続要求データのログとして取得 | 識別子を共通キにして、時系列にWi-Fiエリアデータ同士を結合する |
| | Wi-Fiエリア（位置情報） | Wi-Fiサービスを利用した商業施設名、駅名（携帯端末が接続したアクセスポイントのID） | | | |
| 識別子（位置情報） | アクセスポイント（AP）に接続した携帯端末のMACアドレス | | | | |
| データの利用目的 | 活用事業者（商業施設・交通機関の運営事業者）への分析結果の提供 | 位置情報の取得者 | NTTBP | Wi2 | |
| | | データの提供先（電気通信事業者） | Wi2 | NTTBP | |
| | | データの提供先（活用事業者） | 小田急電鉄 | 三井不動産 | |

¹⁸ ハッシュ化とは、元のデータから一定の計算手順や関数にしたがって「ハッシュ値」と呼ばれる規則性のない固定長の計算結果を得て、元のデータとハッシュ値を置き換えることを指す。計算手順が同一であれば、同じ元データからは同じハッシュ値が得られるが、ハッシュ値から元データを算出することが極めて難しい、という特徴を持つため、元データの内容を秘匿したい場合に使用される。

図表 21 ケース 1 データフローと所在するプライバシーリスク
(秘密計算を用いずデータの連携・結合を行った場合)



図表 22 ケース 1 プライバシーリスクの詳細と対応方針
(秘密計算を用いずデータの連携・結合を行った場合)

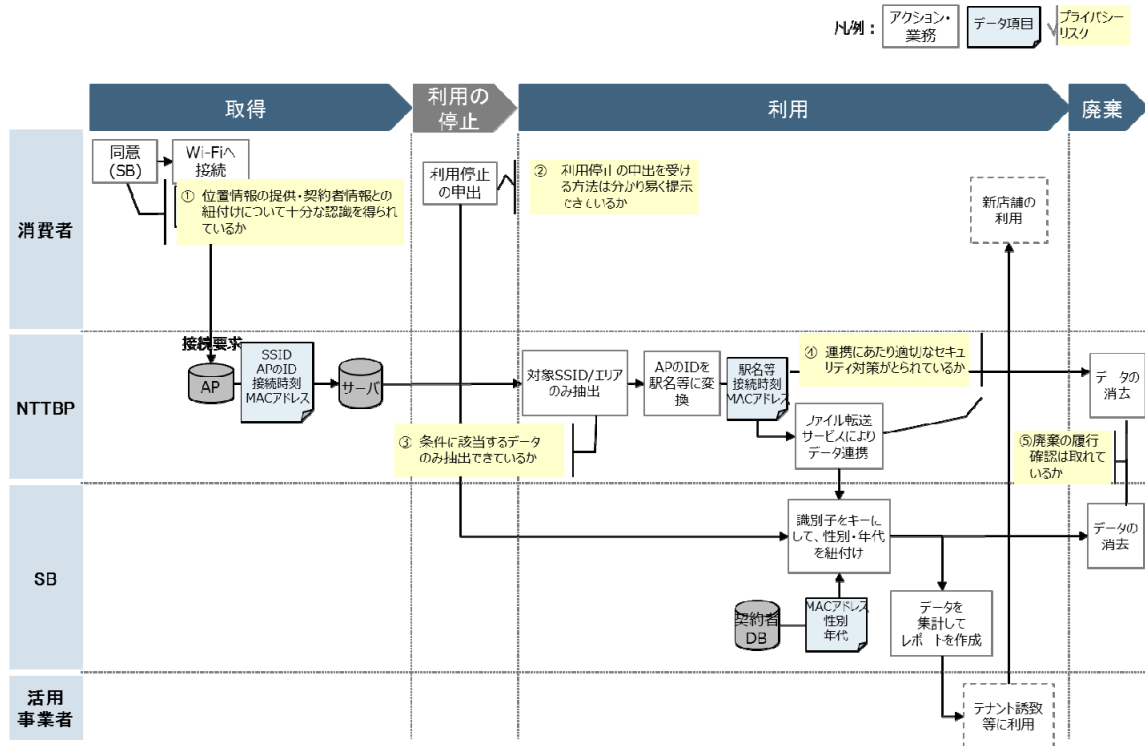
| リスクの所在する アクション・業務 | プライバシーリスク | 対応方針 (上段：本実証実験における対応 下段：一般化する際の対応・課題) |
|--|---|--|
| 取得 Wi-Fiサービスの利用に 関する消費者の同意 | ① 位置情報を他の電気通信事業者に第三者提供し、提供を受けた事業者が自身で取得した位置情報と結合して活用することについて、消費者が十分に認識できているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 3) モデルケースの内容の表示に基づいて、説明を実施。受容性調査回答者の約 9 割は認識できると回答した。 ✓ 説明内容の理解はできるが、多くの消費者が詳細な利用規約を常に確認していないと思われる点は課題と考える。 |
| 利用の 停止 消費者からの利用停止の 中出 | ② 消費者に対して、利用停止の中出を受ける方法を分かり易く提示できているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 調査対象者のリクレーティングを行った調査会社（マクロミル社）が窓口となる旨を示して対応した。 ✓ データを取得する電気通信事業者が対応する必要があると考えられる。中出を受けた事業者が、データの提供先に当該消費者の識別子等の情報を伝え、提供先でも同様に利用を停止する対応が必要になる。 |
| 利用 同意取得者かつ対象エリア のみのデータ抽出 | ③ 位置情報のログデータから、対象エリアの同意取得者のデータのみを抽出し、非対象のデータ（エリア、同意未取得者）のデータが混入することはないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 同意取得者のリストを事前に作成し、2社間で共有してデータ抽出した。 ✓ データの取得を行う電気通信事業者は、自社のサービスを利用する消費者がデータの連携・結合に同意しているが、峻別するリスト等を整備する必要がある。 |
| 他の電気通信事業者への データの第三者提供 | ④ 他の電気通信事業者にデータを提供する際に、適切なセキュリティ対策を講じているか？ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自社で規定する情報セキュリティ対策に則り、ファイル転送サービスを利用して、データを提供した。 ✓ 提供するデータ量等に応じて、適切なセキュリティ対策が講じられるデータ提供手段（専用線等）を利用することが考えられる。 |
| 廃棄 利用目的の達成や消費者 からの申出に基づくデータの 消去 | ⑤ データの提供先においてデータを消去したことが担保できるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本事業終了後にデータは各社が消去し、その旨事務局が報告を受ける。 ✓ データの消去を履行した旨の書面等をデータの提供元に提出等の方法が必要になると考えられる。 |

図表 23 ケース 2 卸電気通信役務の提供元から受領した位置情報を契約者情報（性別・年代）と紐付けた活用 概要

| | | | | | |
|-------------|--|--|-----------------------|------------------------|---|
| ケース名 | 卸電気通信役務の提供元から受領した位置情報を契約者情報（性別・年代）と紐付けた活用 | | | | |
| 概要 | 地下鉄駅構内において卸電気通信役務の提供を受けてWi-Fiサービスを提供している電気通信事業者が、卸電気通信役務の提供元が取得した位置情報を受領し、自社の契約者情報と紐付け、個人と紐づかない形に加工した上で、加工結果を活用事業者に提供する。 | | | | |
| 取扱うデータ | データ項目 | 具体的な内容 | データ件数 | 取得方法 | 加工方法 |
| | 収集時刻（位置情報） | 携帯端末がアクセスポイントに接続した時刻 | 約8千件（189人） | 携帯端末からの接続要求データのログとして取得 | <ul style="list-style-type: none"> 識別子をキーにして、時系列にWi-Fiエリアデータ同士を結合する 識別子をキーにして、位置情報と属性情報を紐付ける。 |
| | Wi-Fiエリア（位置情報） | Wi-Fiサービスを利用した駅名（携帯端末が接続したアクセスポイントのID、卸電気通信役務の提供対象となるSSID） | | | |
| | 識別子（位置情報） | アクセスポイントに接続した携帯端末のMACアドレス | | | |
| 契約者情報（個人情報） | アクセスポイントに接続した携帯端末の契約者の性別、年代 | | | | |
| データの利用目的 | 活用事業者（交通機関の運営事業者、不動産開発事業者）への分析結果の提供 | | 位置情報の取得者（卸電気通信役務の提供元） | NTTBP | |
| | | | データの提供先（卸電気通信役務の提供先※） | ソフトバンク | |
| | | | データの提供先（活用事業者） | 不動産開発会社等を想定 | |

※ 個人情報保護法上の観点からは位置情報取得に係る委託元

図表 24 ケース 2 データフローと所在するプライバシーリスク



図表 25 ケース 2 プライバシーリスクの詳細と対応方針

| リスクの所在する アクション・業務 | プライバシーリスク | 対応方針 (上段：本実証実験における対応 下段：一般化する際の対応・課題) |
|--|---|---|
| 取得 Wi-Fiサービスの利用に 関する消費者の同意 | ① 位置情報を他の電気通信事業者に第三者提供し、 提供を受けた事業者が自身で取得した位置情報と 結合して活用することについて、消費者が十分に認識 できているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 3) モデルケースの内容の表示に基づいて、説明を実施。受容性調査 回答者の約9割は認識できると回答した。 ✓ 説明内容の理解はできるが、多くの消費者が詳細な利用規約を常に確 認していないと思われる点は課題と考える。 |
| 利用の 停止 消費者からの利用停止の 申出 | ② 消費者に対して、利用停止の申出を受ける方法を 分かり易く提示できているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 調査対象者のリクルーティングを行った調査会社（マクミル社）が 窓口となる旨を示して対応した。 ✓ データの提供を受ける電気通信事業者（卸電気通信役務の提供 先）が対応する必要があると考えられる。申出を受けた事業者は、提 供を受けたデータセットから該当者に関するレコードを除外する等の対 応が必要になる。 |
| 利用 (同意取得者かつ) 対象 SSID/エリアのみのデータ抽出 | ③ 位置情報のログデータから、対象エリアの同意取得者 のデータのみを抽出し、非対象のデータ（エリア、同意 未取得者）のデータが混入することはないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 同意取得者のリストを事前に作成し、データ抽出した。 ✓ 現状のデータフローでは、データを提供する事業者において、同意の有 無を判定することは難しいことから、データの提供を受ける電気通信事 業者（卸電気通信役務の提供先）が非対象のデータに該当するレ コードを除外する。 ✓ データを提供する側の利用方法は、卸電気通信役務の提供先にデータ を提供するのみであり、データの提供を受ける電気通信事業者が利用を 停止することで、消費者のプライバシー侵害防止は図られると考える。 |
| 他の電気通信事業者への データの第三者提供 | ④ 他の電気通信事業者にデータを提供する際に、適切 なセキュリティ対策を講じているか？ | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自社で規定する情報セキュリティ対策に則り、ファイル転送サービスを利用 して、データを提供した。 ✓ 提供するデータ量等に応じて、適切なセキュリティ対策が講じられる データ提供手段（専用線等）を利用することが考えられる。 |
| 廃棄 利用目的の達成や消費者 からの申出に基づくデータの 消去 | ⑤ データの提供先においてデータを消去したことが担保で きるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本事業終了後にデータは各社が消去し、その旨事務局が報告を受ける。 ✓ データの消去を履行した旨の書面等をデータの提供元に提出等の 方法が必要になると考えられる。 |

2. 受容性調査

1) 調査方法

調査対象者に自身が所有するスマートフォンを用いて WEB アンケートに回答してもらった。

なお、各ケースの調査対象者のうちアンケート回答者の状況は次のとおりである。調査開始からアンケート配信までに約 1 ヶ月程度の期間が開いたことから、調査対象者に占めるアンケート回答者の割合が 8~9 割程度に留まっている。

| ケース名 | 調査対象者 | アンケート回答者 |
|--|---------|----------|
| ケース 1 第三者提供を受けた位置情報の活用 | 190 名 | 177 名 |
| ケース 2 卸電気通信役務の提供元から受領した位置情報を 契約者情報（性別・年代）と紐付けた活用 | 291 名 | 254 名 |
| | 計 481 名 | 計 431 名 |

2) 調査項目

| 設問番号 | 調査項目 |
|---------|---------------------------------|
| #1 | 位置情報の設定状況 |
| #2 | 端末設定による位置情報の提供に対する認知度 |
| #3 | 通信を通じた位置情報の提供に対する認知度 |
| #4 | 位置情報の連携・結合に関する通知表示の認識度 |
| #5 | 位置情報の活用にあたり特に事前の通知が必要な項目 |
| #6、#7 | 実証実験で想定する加工に対する個人識別性の感度 |
| #8 | 実証実験参加による意識・行動の変化 |
| #9 | |
| #10~#13 | 位置情報を連携し、結合して活用するビジネスモデルに対する受容性 |

3) 調査結果サマリ

実証の目的に対し、それぞれ次の反応を得た。

A) ビジネスモデルに対する消費者の受容性

位置情報を連携、結合して活用するビジネスモデルに対して、消費者の受容性は一定程度認められる。本調査では DM・クーポンの配布、交通案内等の複数の位置情報を活用したサービスを想定して、質問を実施した。いずれのサービスについても 3~6 割のアンケート回答者がサービス提供のための位置情報を活用してもよいと思うと回答した（図表 26）。

ただし、調査対象者のリクルーティングに難航したことからも、連携、結合に限らず、位置情報の取得・活用全般に対する消費者の受容性が必ずしも高くはない状況が伺える点は留意が必要と考える。

図表 26 各ビジネスモデルに対する消費者の受容性

■ 下記のようなサービスの提供を受けられる場合、各施設で提供されているWi-Fiサービスを通じて取得された位置情報を事業者間で共有して、活用してもよいと感じますか。最もあてはまるものをお答えください。

| 設問番号 | サービス（ビジネスモデル）概要 | 消費者の受容性 |
|------|---|---------|
| #10 | ある商業施設において特定の地域からの来訪客が多いと判定した場合、同じ地域に居住する人に商業施設で使えるクーポンを配布します。 | |
| #11 | 洋服を売るショップAと化粧品を売るショップBの両方を訪れる客が多いと判明した場合、ショップAの利用客にショップBのセルのお知らせを配布します。 | |
| #12 | 災害や突発的な事故の発生時に鉄道やバスなど事業の垣根を越えて、車両の混雑状況や振替輸送を待つ人の状況を駅のディスプレイやあなたのスマートフォン等で表示します。 | |
| #13 | C 駅で降車した人は高確率でショップDを訪問していることが判明した場合、あなたがC 駅で降車した際、あなたのスマートフォン上にショップDの案内が表示されます。 | |

■ 活用してもよいと思う ■ まあ活用してもよいと思う ■ あまり活用してもよいとは思わない ■ 活用してもよいとは思わない

B) 消費者に対し通知・同意取得する方法

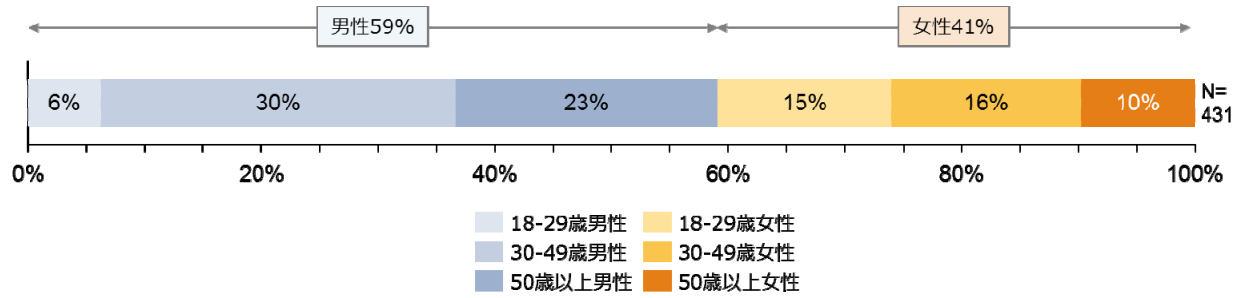
位置情報を他の電気通信事業者第三者提供し、データ同士を結合することについて、通知文を通じた説明により大部分の消費者は認識することができる。実証実験における説明表示について、約 9 割の調査回答者が認識できると回答した。

ただし、多くの消費者が詳細な利用規約を常に確認していないと思われる点は課題と考える。

4) 各設問の集計結果

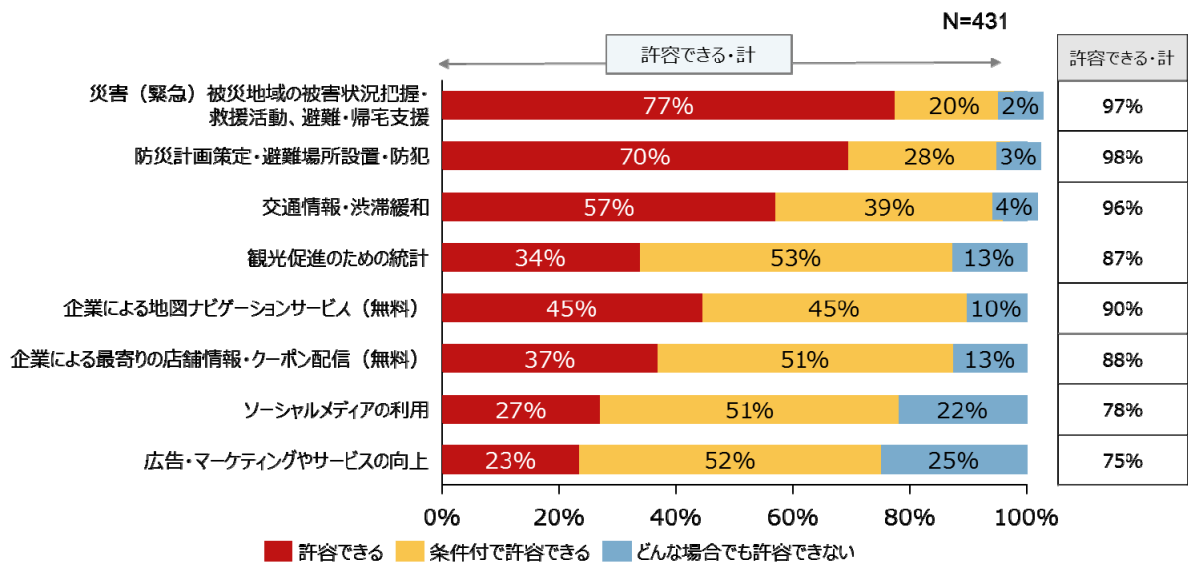
#0 性別、年代別

- あなたの性別をお知らせください。(○はひとつだけ)
- あなたの年齢にあてはまるものをお知らせください(○はひとつだけ)



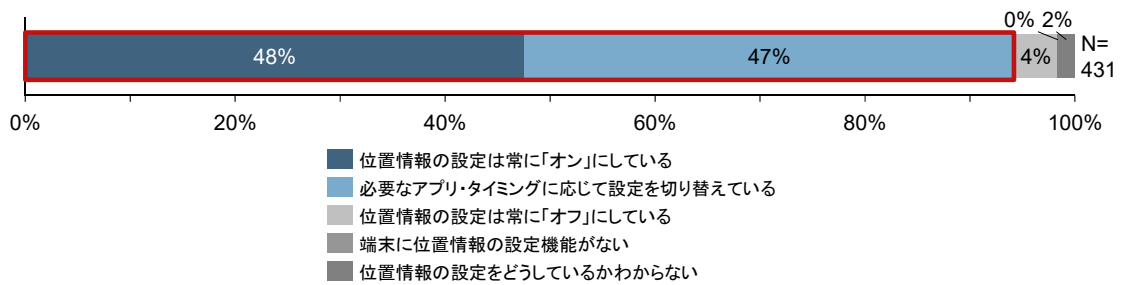
#0 位置情報の提供に対する意向

- 本調査ではスマートフォン等から取得される位置情報についてお尋ねします。あなたの位置情報を次のような目的に利用することについて、あなたの考えに最も近いのはどれですか。(各表側ひとつだけ)



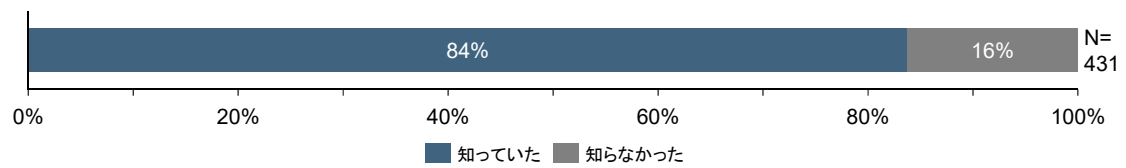
#1 位置情報の設定状況

- スマートフォン等の携帯端末では、以下のような画面で端末サービスやアプリの利用にあたって位置情報の設定をすることができます。
- あなたが現在最も利用しているスマートフォン等の携帯端末は普段、ご自分のスマートフォンの位置情報の設定を「オン」にしていますか。(〇はひとつだけ)



#2 端末設定による位置情報の提供に対する認知度

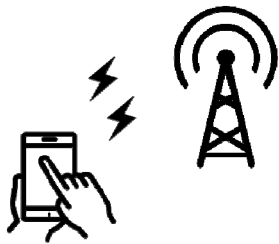
- 携帯端末のサービス・アプリを利用するとき位置情報の設定を「オン」にすると、位置情報の提供に同意したとして、あなたの位置情報が端末サービス・アプリの提供者に取得され利用されることがあります。
- あなたはこのことを今回の調査へのご参加以前に知っていましたか。
(○はひとつだけ)



#3 通信を通じた位置情報の提供に対する認知度

- 端末の設定とは関係なく、あなたが携帯端末で通話やインターネットなどの通信サービスを利用する際、通信事業者はサービスを提供する前提として、アンテナ（基地局・Wi-Fi のアクセスポイント等）の場所を通じて、あなたの端末がどこにあるかを示す位置情報を取得しています。
- あなたはこのことを知っていますか。（○はひとつだけ）

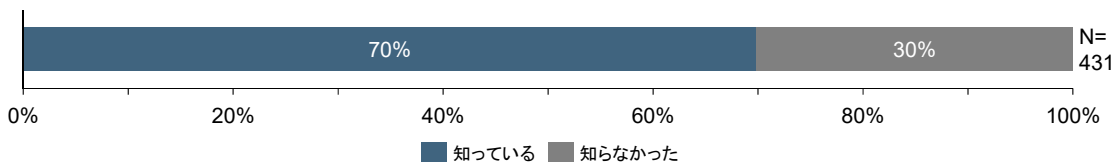
■ 携帯端末でインターネット接続サービスを利用する前提として、...



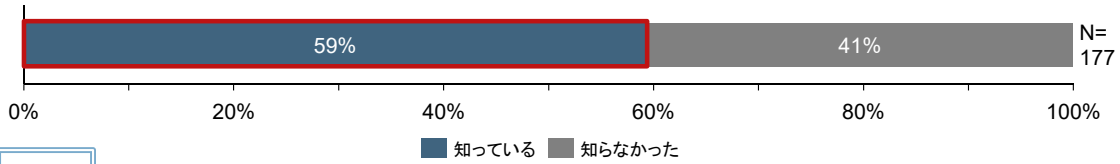
■ 利用した端末のID（MACアドレス）、利用時刻、アンテナの場所を通信事業者は把握しています。

| 端末のID (MACアドレス) | 利用時刻 | アンテナの場所 |
|-------------------|------------------|---------|
| 95-ec-cc-89-6b-08 | 2018/12/20 12:01 | ●●駅 |
| c4-44-ce-74-94-0b | 2018/12/20 12:04 | ××ビル |
| 94-57-18-e8-74-4c | 2018/12/20 12:09 | ■●モール |
| ... | ... | ... |

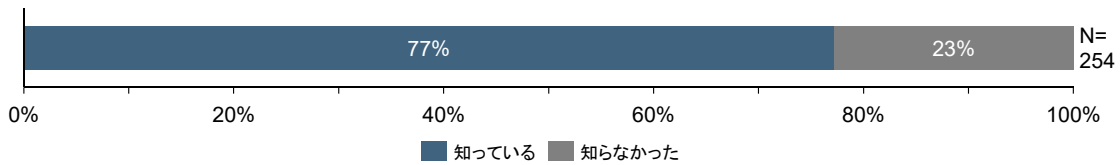
全体



ケース1



ケース2



#4 位置情報の連携・結合に関する通知表示の認識度

- 位置情報を通信事業者間で共有することについて下の画面表示で伝えようとした場合、あなたは認識できると思いますか。(○はひとつだけ)

▼ 以下の画像をご覧ください。 ▼

本調査の目的
本調査は、データの自由な流通とプライバシー保護の両立を目的に、スマートフォン等から取得される位置情報の活用を検討する総務省の調査事業です。

■ 調査実施内容
あなたご自身がプライベートでご使用のWi-Fi機能付きのスマートフォン(iPhoneまたはAndroid端末)を利用し、調査期間中に2つの対象エリア(1)でWi-Fiサービスを利用頂きます。調査の協力事業者(2)があなたのスマートフォンに関する位置情報(3)を取得します。

(1)小田急線・相鉄線の駅構内と、ららぽーと海老名※1/ららぽーと横浜
(2)株式会社野村総合研究所/NTTプロード/バンドプラットフォーム株式会社/株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
(3)Wi-Fiを利用した施設名、駅名(位置情報)/利用したスマートフォンの端末ID/Wi-Fiの利用時刻

・本調査の協力事業者(2)があなたのスマートフォンに関する位置情報(3)を利用するのは、上記2種類の対象エリア(1)の位置情報のみです。
それ以外のエリアでの位置情報(3)の利用は行いません。

・取得した位置情報は協力事業者(2)内でのみ共有し、個人と紐づかない形へ加工した上で、施設や交通機関の利用状況を分析する目的で活用します。

<加工後のデータ例>
12/10(月)ららぽーと海老名訪問者20人訪問者の経路(小田急線町田-海老名15人、厚木-海老名5人)
・なお、加工方法の1つとしてデータを暗号化したまま計算する技術(学術的には秘密計算と呼ばれるもの)を採用します。

・回答いただいたWi-Fi(MAC)アドレス番号、および取得した位置情報は本事業終了(2019年3月末終了予定)後、速やかに消去いたします。

・ご質問はAndroid用です。予めご了承ください。

・一度、お電話にて調査協力の表明をいただいた後、調査から離脱される場合は、マクロミルアンケート事務局までご連絡ください。離脱表明された方のデータは分析実施前に限り、分析対象から除外いたします。

※1「ららぽーと海老名」では、周辺施設の「ピナワーク」でも同様に位置情報を取得する可能性があります。

ケース1の調査回答者に表示した画面

▼ 以下の画像をご覧ください。 ▼

■ 本調査の目的
本調査は、データの自由な流通とプライバシー保護の両立を目的に、スマートフォン等から取得される位置情報の活用を検討する総務省の調査事業です。

■ 調査実施内容
あなたご自身がプライベートでご使用のWi-Fi機能付きのスマートフォン(iPhoneまたはAndroid端末)を利用し、調査期間中に対象エリア(1)で指定のWi-Fiスポットに接続の上、Wi-Fiサービスを利用頂きます。調査の協力事業者(2)があなたのスマートフォンに関する位置情報(3)を取得します。

(1)期間中に立ち寄った東京メトロ、都営地下鉄、大阪メトロの駅構内の範囲
(2)株式会社野村総合研究所/NTTプロード/バンドプラットフォーム株式会社/ソフトバンク株式会社
(3)Wi-Fiを利用した施設名、駅名(位置情報)/利用したスマートフォンの端末ID/Wi-Fiの利用時刻

・調査の協力事業者(2)があなたのスマートフォンに関する位置情報(3)を利用するのは、上記対象エリア(1)の位置情報のみです。
それ以外のエリアでの位置情報(3)の利用は行いません。

・取得した位置情報は、協力事業者(2)が、属性情報(性別・年代)を付加した上で、協力事業者(2)内でのみ共有し、個人と紐づかない形へ加工した上で、施設や交通機関の利用状況を分析する目的で活用します。

<加工後のデータ例>
12/10(月)半蔵門線三越前駅 乗車30人
男性_30代_10名、女性30代_13名、女性30代_7名
経路の内訳(渋谷行き15人、茗荷谷行き15人)

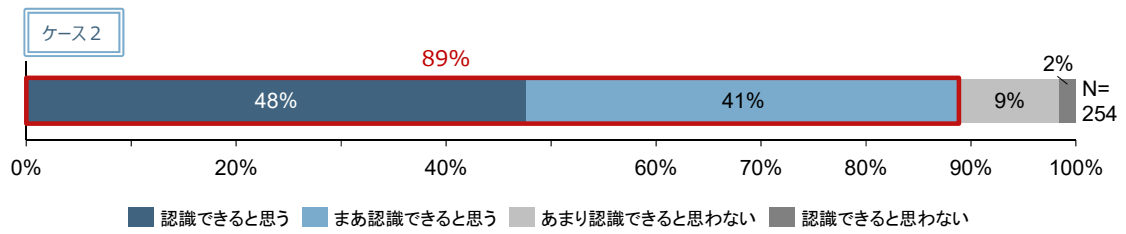
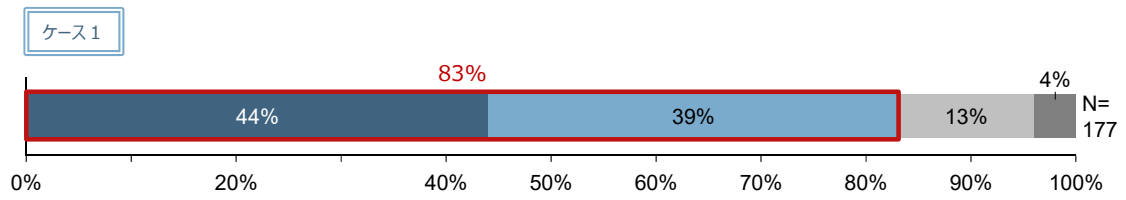
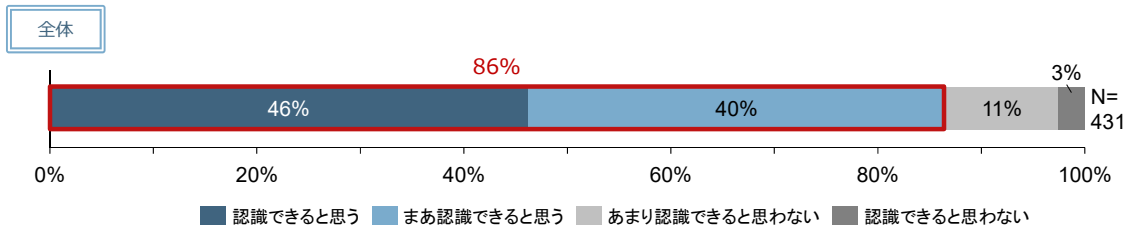
・回答いただいたWi-Fi(MAC)アドレス番号、および取得した位置情報は本事業終了(2019年3月末終了予定)後、速やかに消去いたします。

・ご質問はAndroid用です。予めご了承ください。

・調査期間中に「Wi-Fi」の設定を「オン」にしてください。

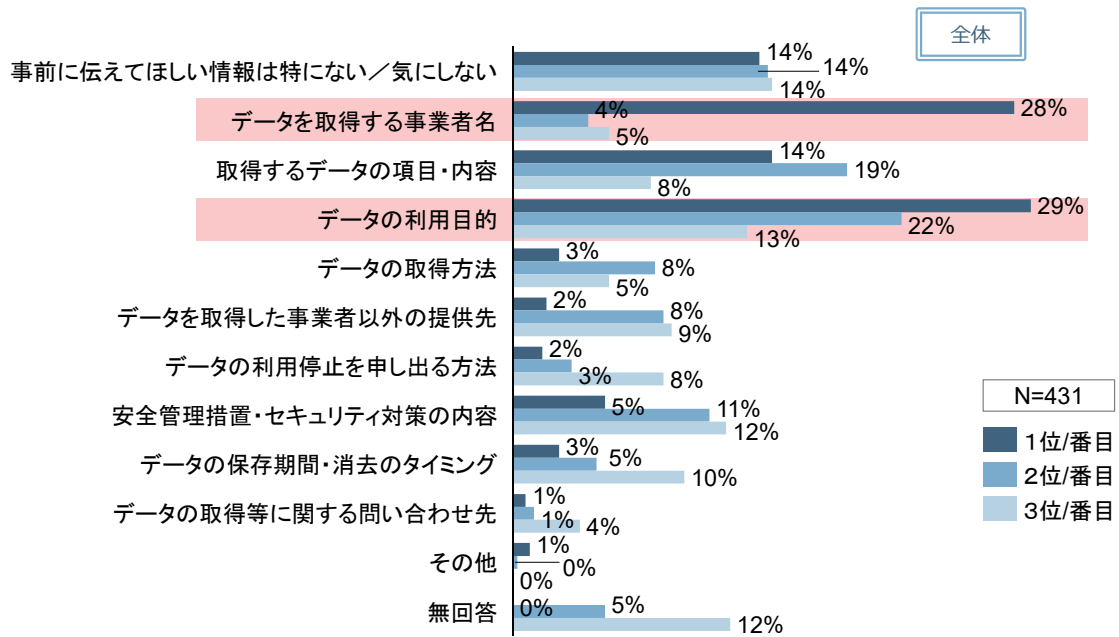
・一度、調査協力の表明をいただいた後、調査から離脱される場合は、マクロミルアンケート事務局までご連絡ください。離脱表明された方のデータは、分析実施前に限り、分析対象から除外いたします。

ケース2の調査回答者に表示した画面



#5 位置情報の活用にあたり特に事前の通知が必要な項目

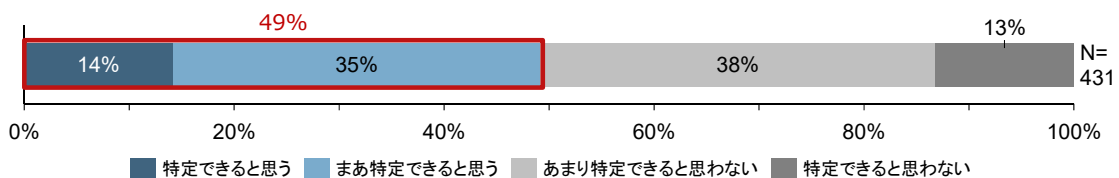
- 今後、通信事業者が取得した位置情報を共有して活用する際に、特に事前に伝えておいてほしい情報としてあてはまるものを3番目までお知らせください。



#6 実証実験で想定する加工に対する個人識別性の感度

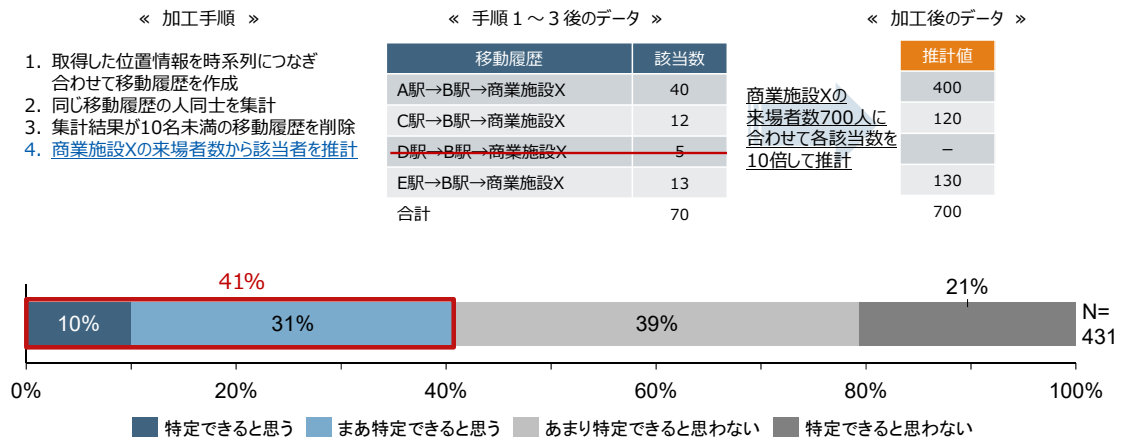
- 取得した位置情報を以下の形に加工して分析しようとする場合、加工後のデータからあなた自身を特定できると思いますか。(○はひとつだけ)

| 加工手順 | 加工後のデータ | |
|--------------------------------|------------------------|--------------|
| 1. 取得した位置情報を時系列につなぎ合わせて移動履歴を作成 | 移動履歴 | |
| 2. 同じ移動履歴の人同士を集計 | 該当数 | |
| 3. 集計結果が10名未満の移動履歴を削除 | | |
| | A駅→B駅→商業施設X | 40 |
| | C駅→B駅→商業施設X | 12 |
| | D駅→B駅→商業施設X | 5 |
| | E駅→B駅→商業施設X | 13 |



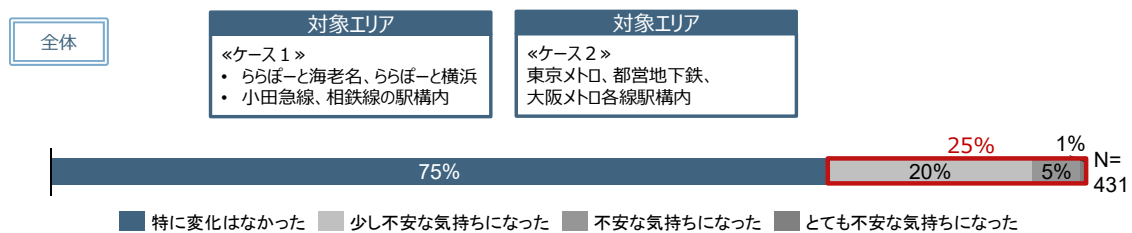
#7 実証実験で想定する加工に対する個人識別性の感度

- 前問の加工手順に4. の手順を加えて分析しようとする場合、加工後のデータからあなた自身を特定できると思いますか。(○はひとつだけ)



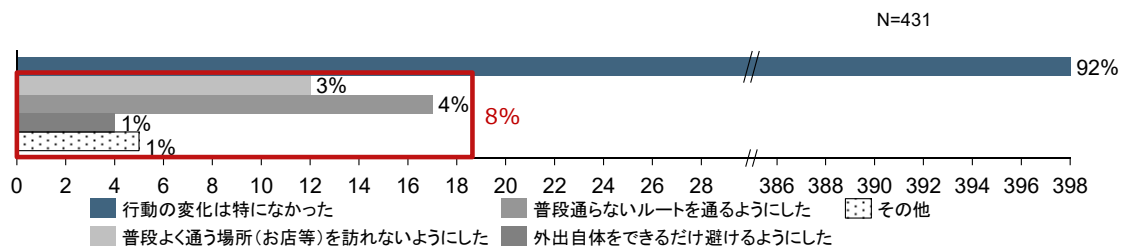
#8 実証実験参加による意識・行動の変化

- 今回、実験に参加いただき、対象エリアの位置情報を提供することについて気持ちの変化はありましたか。(○はひとつだけ)



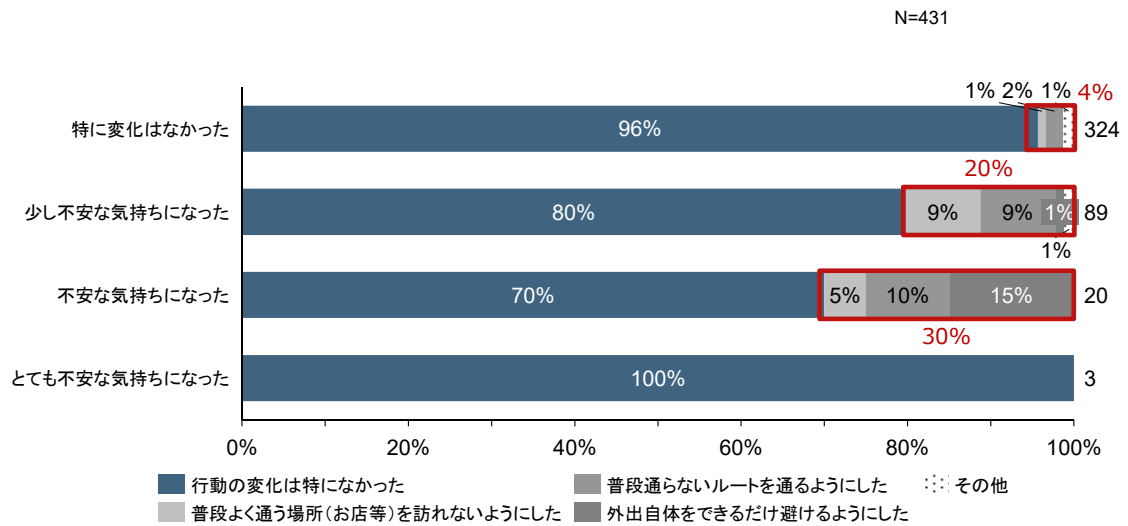
#9 実証実験参加による意識・行動の変化

- 実験期間中のあなたの行動の変化についてもあてはまるものをお知らせください。(いくつでも)



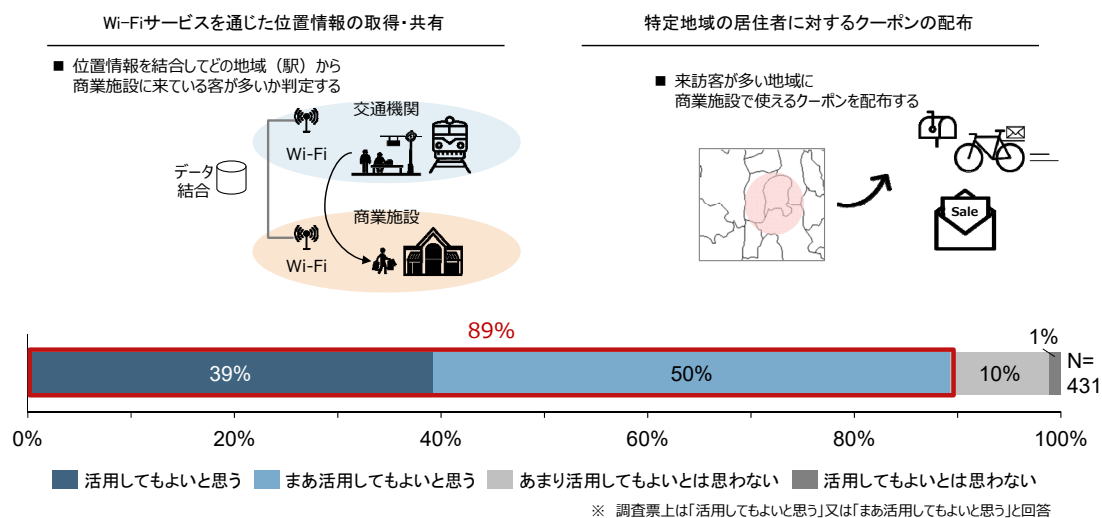
#8 × #9 実験参加による意識・行動の変化

- 今回、実験に参加いただき、対象エリアの位置情報を提供することについて気持ちの変化はありましたか。(＃8)
- 実験期間中のあなたの行動の変化についてもあてはまるものをお知らせください。(＃9)



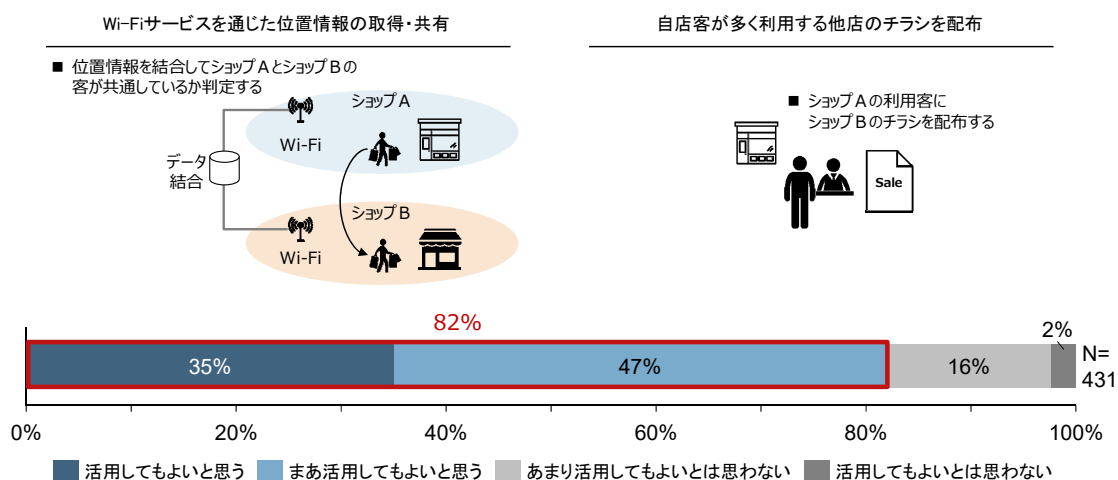
#10 位置情報を連携し、結合して活用するビジネスモデルに対する受容性

- ある商業施設において特定の地域からの来訪客が多いと判定した場合、同じ地域に居住する人に商業施設で使えるクーポンを配布します。
- こうしたサービスの提供を受けられる場合、商業施設と近隣の交通機関それぞれで提供されている Wi-Fi サービスを通じて取得された位置情報を事業者間で共有して、活用してもよいと感じますか。最もあてはまるものをお答えください。(〇はひとつだけ)



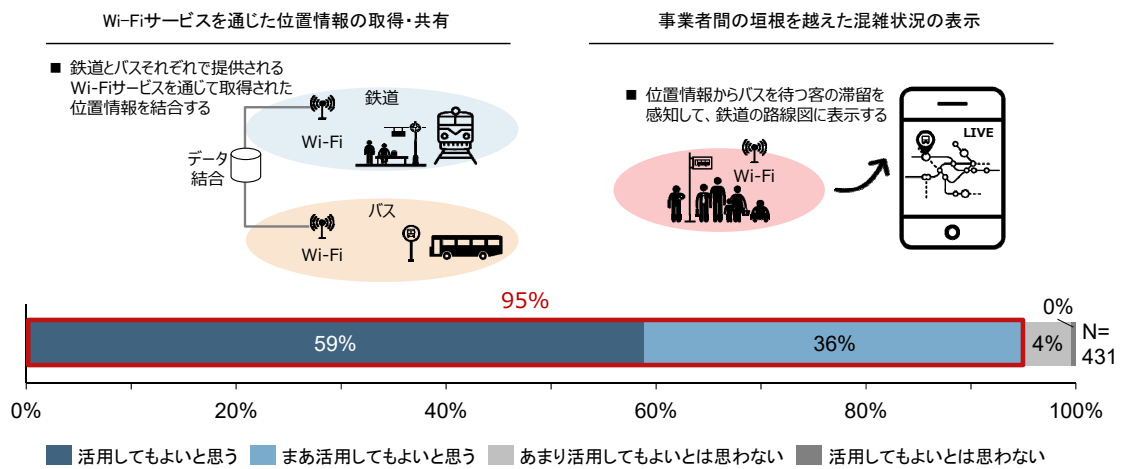
#11 位置情報を連携し、結合して活用するビジネスモデルに対する受容性

- 洋服を売るショップAと化粧品を売るショップBの両方を訪れる客が多いと判明した場合、ショップAの利用客にショップBのセールのお知らせを配布します。
- こうしたサービスの提供を受けられる場合、ショップA・Bそれぞれで提供されているWi-Fi サービスを通じて取得された位置情報を事業者間で共有して、活用してもよいと感じますか。
- 最もあてはまるものをお答えください。(○はひとつだけ)



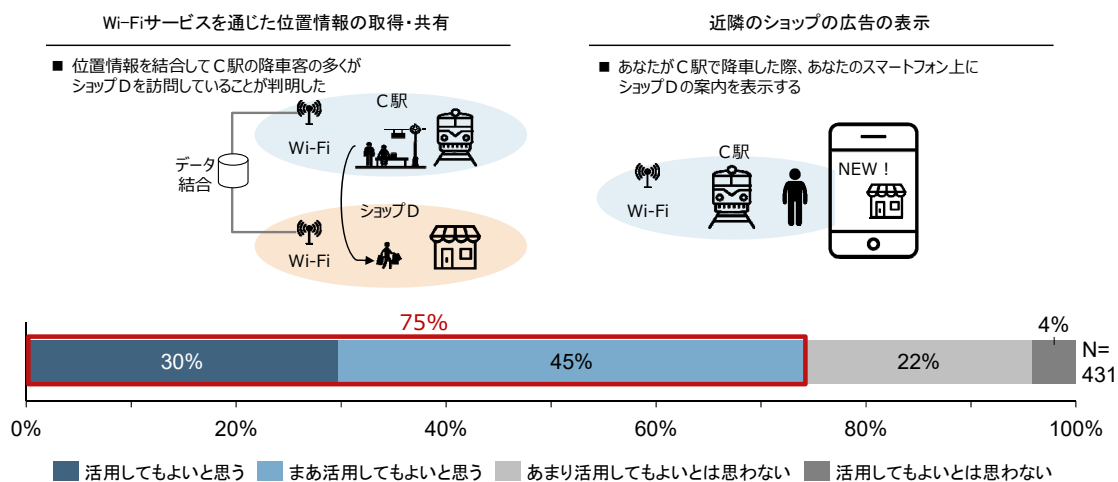
#12 位置情報を連携し、結合して活用するビジネスモデルに対する受容性

- 災害や突発的な事故の発生時に鉄道やバスなど事業の垣根を越えて、車両の混雑状況や振替輸送を待つ人の状況を駅のディスプレイやあなたのスマートフォン等で表示します。
- こうしたサービスの提供を受けられる場合、鉄道やバスなどの公共交通機関で提供されている Wi-Fi サービスを通じて取得された位置情報を事業者間で共有して、活用してもよいと感じますか。
- 最もあてはまるものをお答えください。(○はひとつだけ)



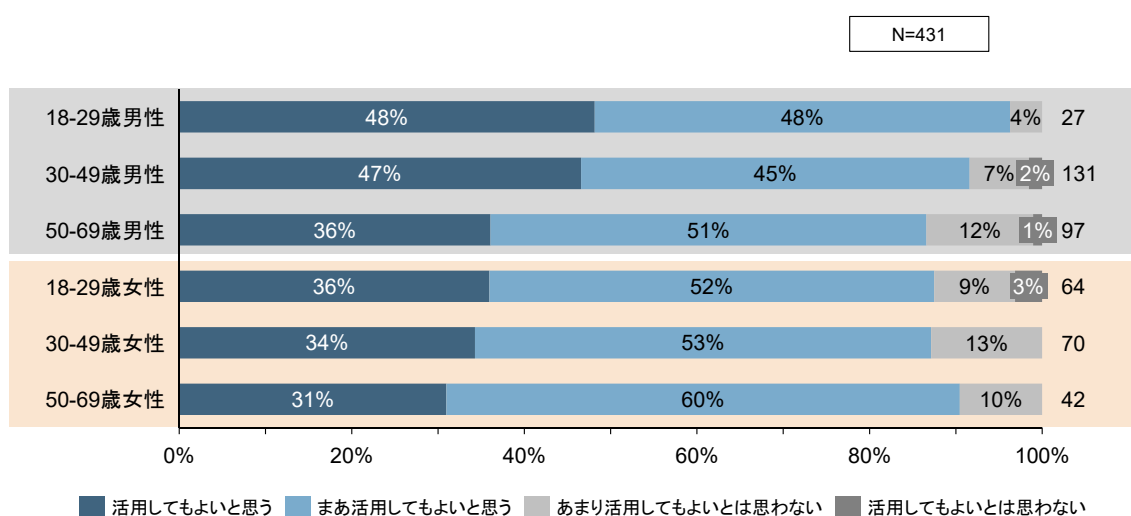
#13 位置情報を連携し、結合して活用するビジネスモデルに対する受容性

- C 駅で降車した人は高確率でショップDを訪問していることが判明した場合、あなたがC 駅で降車した際、あなたのスマートフォン上にショップDの案内が表示されます。
- こうしたサービスの提供を受けられる場合、交通機関やショップにおいて提供されている Wi-Fi サービスを通じて取得された位置情報を事業者間で共有して、活用してもよいと感じますか。(〇はひとつだけ)



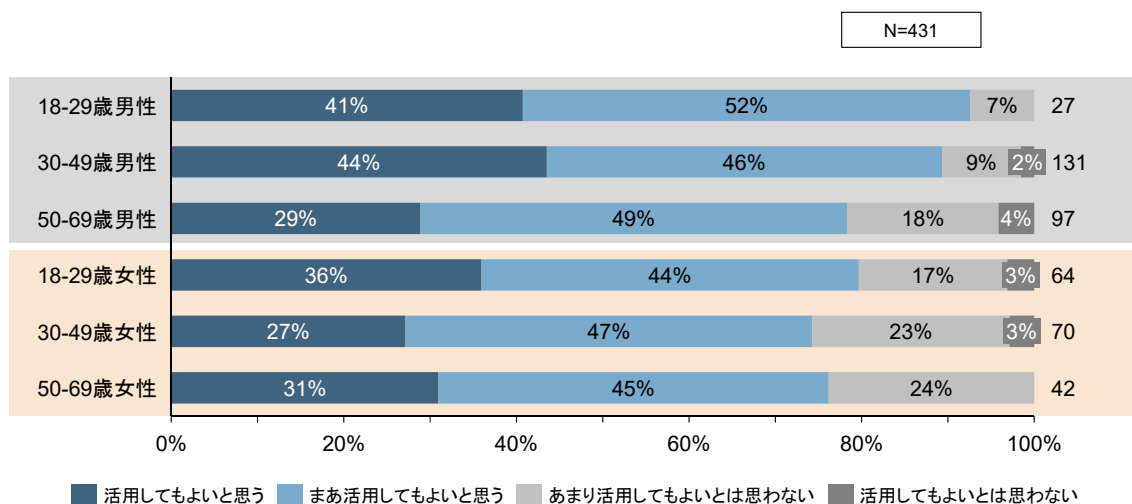
#10 位置情報を連携し、結合して活用するビジネスモデルに対する受容性

- ある商業施設において特定の地域からの来訪客が多いと判定した場合、同じ地域に居住する人に商業施設で使えるクーポンを配布します。
- こうしたサービスの提供を受けられる場合、商業施設と近隣の交通機関それぞれで提供されている Wi-Fi サービスを通じて取得された位置情報を事業者間で共有して、活用してもよいと感じますか。
- 最もあてはまるものをお答えください。(○はひとつだけ)



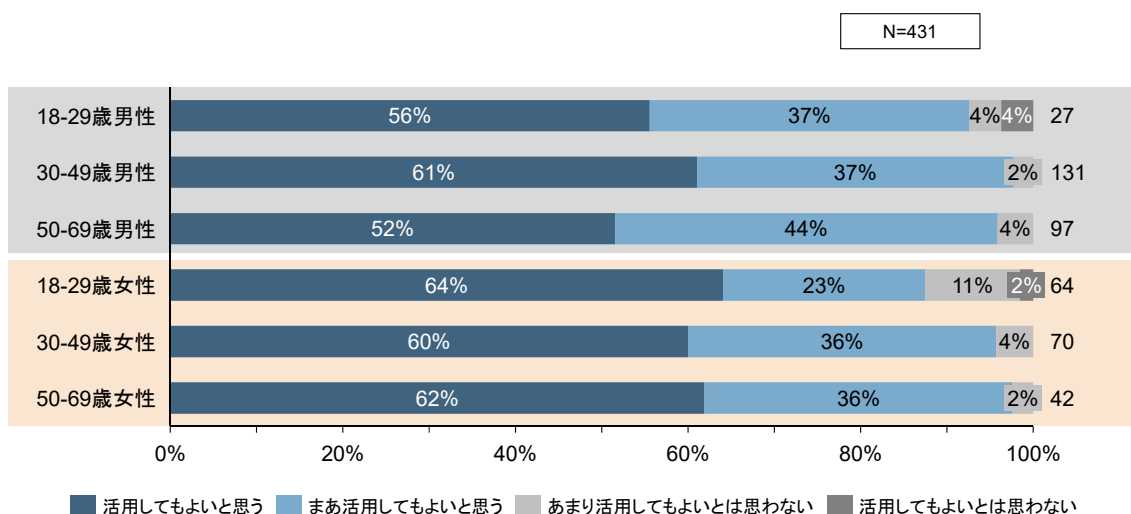
#11 位置情報を連携し、結合して活用するビジネスモデルに対する受容性

- 洋服を売るショップAと化粧品を売るショップBの両方を訪れる客が多いと判明した場合、ショップAの利用客にショップBのセールのお知らせを配布します。
- こうしたサービスの提供を受けられる場合、ショップA・Bそれぞれで提供されているWi-Fiサービスを通じて取得された位置情報を事業者間で共有して、活用してもよいと感じますか。
- 最もあてはまるものをお答えください。(○はひとつだけ)



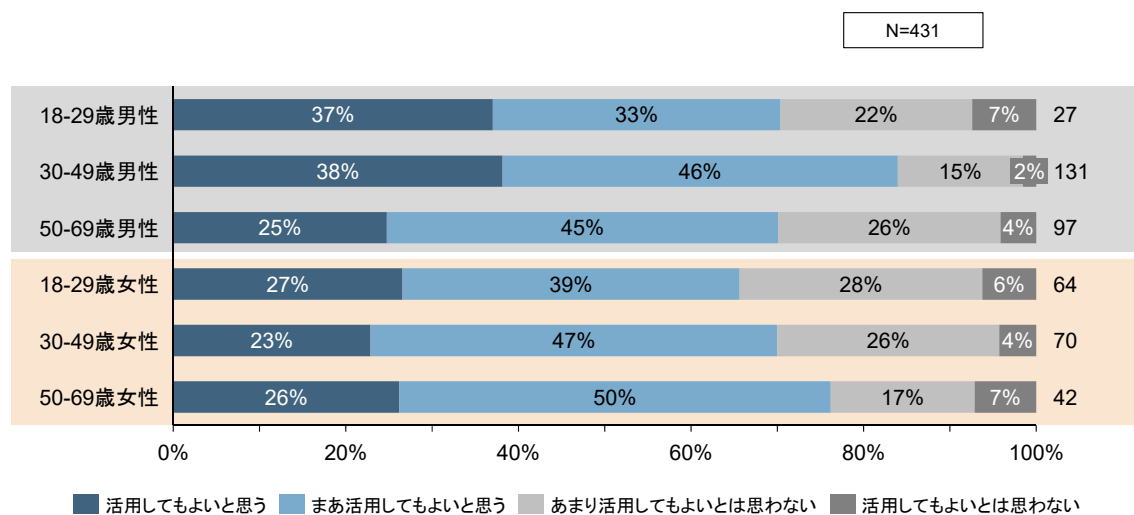
#12 位置情報を連携し、結合して活用するビジネスモデルに対する受容性

- 災害や突発的な事故の発生時に鉄道やバスなど事業の垣根を越えて、車両の混雑状況や振替輸送を待つ人の状況を駅のディスプレイやあなたのスマートフォン等で表示します。
- こうしたサービスの提供を受けられる場合、鉄道やバスなどの公共交通機関で提供されている Wi-Fi サービスを通じて取得された位置情報を事業者間で共有して、活用してもよいと感じますか。
- 最もあてはまるものをお答えください。(○はひとつだけ)



#13 位置情報を連携し、結合して活用するビジネスモデルに対する受容性

- C 駅で降車した人は高確率でショップDを訪問していることが判明した場合、あなたがC 駅で降車した際、あなたのスマートフォン上にショップDの案内が表示されます。
- こうしたサービスの提供を受けられる場合、交通機関やショップにおいて提供されている Wi-Fi サービスを通じて取得された位置情報を事業者間で共有して、活用してもよいと感じますか。(〇はひとつだけ)



3. 動線分析

1) 分析の前提

■ 調査対象者の内、位置情報が検出された者の状況

実証期間において、協力事業者によって位置情報が検出された調査対象者は次のとおりである。

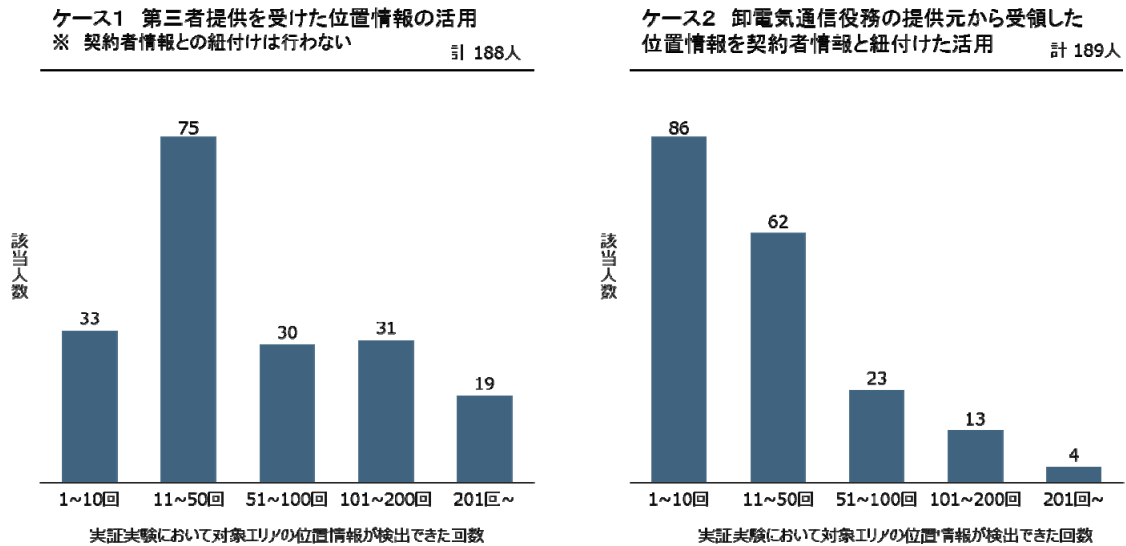
対象エリアへの移動の有無や携帯端末の設定状況等の理由から、調査対象者よりも位置情報の検出者は少なかった。

ケース2について、ケース1と比べて検出者の割合が低くなったが、これはケース1が対面での端末設定を通じて、改めて調査協力を促したのに対し、ケース2においては調査協力の依頼がインターネット上で完結したことによる調査対象者の当事者意識の低下（端末の設定が完了していないことや対象エリアにおける移動を行っていないこと等）によるものと考えられる。なお、各ケースにおいて、受容性調査のアンケート回答者と位置情報検出者が必ずしも一致しないことを付言する。

| ケース名 | 調査対象者 | 位置情報 検出者 |
|---|--------|-------------|
| ケース1 第三者提供を受けた位置情報の活用 | 190名 | 188名 |
| ケース2 卸電気通信役務の提供元から受領した位置情報を 契約者情報（性別・年代）と紐付けた活用 | 291名 | 189名 |
| | 計 481名 | 計 377名 |

■位置情報の検出回数別の状況

約一ヶ月の実証期間における位置情報検出者の状況はそれぞれ次のとおりである。

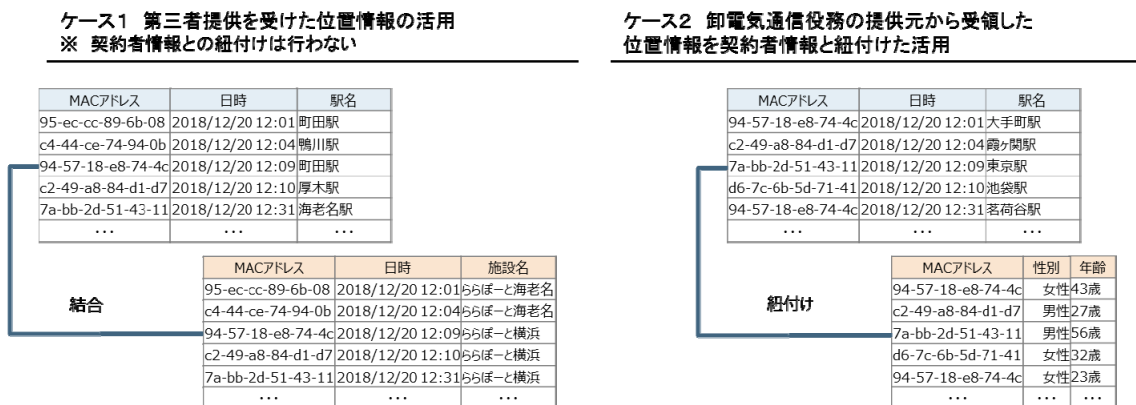


■位置情報同士の結合、契約者情報との紐付けの状況

取得した位置情報について、それぞれ図表 27 のとおり、結合・紐付けを実施した。

本実証実験では MAC アドレスを共通キーに位置情報同士の結合（ケース 1）、契約者情報との紐付け（ケース 2）を行ったが、協力事業者間のデータ形式の違いにより、結合・紐付けができないデータは発生しなかった。実際にデータの連携を実施する前、ダミーデータにより互いのデータ形式を確認したところ、対象データの内、データ形式が異なるものは MAC アドレスのみ（大文字小文字、ハイフンの有無）だったことが判明した。

図表 27 位置情報同士の結合・契約者情報との紐付けイメージ



位置情報同士の結合、契約者情報との紐付けを行った協力事業者の所感は次のとおりである。

NTTBP：

技術的には特段問題が無く、連結できるだろうと想定していたデータがそのまま連結できた、という印象である。分析手法については、普段の業務で実施しているものとあまり異なるものではなかった。

Wi2：

モニターを約 200 名収集し、Wi-Fi を利用して位置情報を取得したが、想定していたよりも Wi-Fi のログ、位置情報が問題なく取得できたという印象である。技術的には特段問題が無く、データ結合は行えたと感じている。

SB：

技術的には特段問題が無かったが、ファイルの受渡し方法については気になった部分がある。今回の実証実験においては人手を介して受渡しを行ったが、今後、実ビジネスで同様の連携を行うのであれば、セキュリティを担保するために Machine to Machine (M2M) 通信でデータを受け渡すことが望ましいと思われる。

2) 分析結果

■分析の切り口

各ケース 次の切り口で分析を実施した。

ケース 1

実証実験期間中に、調査対象者には三井不動産が運営する、ららぽーと海老名、ららぽーと横浜のいずれかに来場するよう依頼する。

調査対象者の最寄り駅の違いにより、海老名と横浜のいずれに誘引されるか検証する。また、ららぽーと海老名の来場者のうち、小田急電鉄が運営するビナウォークとの買いまわり者の割合を検証する。

ケース 2

NTTBP は東京メトロ・都営地下鉄の計 14 路線の約 95%の駅において、SB に卸電気通信役務 (SSID : 0001softbank) を提供している。

曜日・時間帯による属性情報 (性別・年代) を付加した人流の変化を検証する。

■分析結果

ケース 1

ケース 1 では 1,392 の動線が生じ、その内、120 が「ららぽーと」と結びついた。

大部分の調査対象者が海老名を選好しているが、町田以北の駅から移動した者の中には横浜を選好する者が現れた。

また、ららぽーと海老名を訪れた動線のうち、ビナウォークでも位置情報が検出されたのは 1 件のみだった。(図表 28 参照)

図表 28 ケース 1 分析結果

ららぽーとに移動した動線の発地の状況

| 発地 | ららぽーと 横浜 | ららぽーと 海老名 | 計 | 発地 | ららぽーと 横浜 | ららぽーと 海老名 | 計 |
|---------|-------------|--------------|----|-------|-------------|--------------|----|
| 新宿駅 | | 12 | 12 | 横浜駅 | | 1 | 1 |
| 参宮橋駅 | | 1 | 1 | 天王町駅 | | 1 | 1 |
| 代々木上原駅 | | 1 | 1 | 和田町駅 | | 1 | 1 |
| 下北沢駅 | | 1 | 1 | 上星川駅 | 1 | 3 | 4 |
| 経堂駅 | | 2 | 2 | 西谷駅 | 1 | | 1 |
| 千歳船橋駅 | | 5 | 5 | 二俣川駅 | 1 | 4 | 5 |
| 祖師ヶ谷大蔵駅 | | 2 | 2 | 三ツ境駅 | | 4 | 4 |
| 成城学園前駅 | | 2 | 2 | さがみ野駅 | | 1 | 1 |
| 喜多見駅 | | 4 | 4 | かしわ台駅 | | 2 | 2 |
| 狛江駅 | | 1 | 1 | 海老名駅 | | 3 | 3 |
| 和泉多摩川駅 | | 2 | 2 | いずみ野駅 | | 1 | 1 |
| 登戸駅 | | 1 | 1 | 弥生台駅 | 1 | | 1 |
| 生田駅 | | 3 | 3 | 湘南台駅 | | 1 | 1 |
| 読売ランド前駅 | 1 | 1 | 2 | 計 | 4 | 22 | 26 |
| 向ヶ丘遊園駅 | 1 | 1 | 2 | | | | |
| 新百合ヶ丘駅 | | 6 | 6 | | | | |
| 五月台駅 | | 1 | 1 | | | | |
| 柿生駅 | | 3 | 3 | | | | |
| 鶴川駅 | | 5 | 5 | | | | |
| 玉川学園前駅 | | 2 | 2 | | | | |
| 町田駅 | 1 | 3 | 4 | | | | |
| 相模大野駅 | | 6 | 6 | | | | |
| 座間駅 | | 4 | 4 | | | | |
| 海老名駅 | | 8 | 8 | | | | |
| 厚木駅 | | 1 | 1 | | | | |
| 本厚木駅 | | 6 | 6 | | | | |
| 愛甲石田駅 | | 1 | 1 | | | | |
| 秦野駅 | | 1 | 1 | | | | |
| 鶴巻温泉駅 | | 1 | 1 | | | | |
| 栢山駅 | | 3 | 3 | | | | |
| 小田原駅 | | 1 | 1 | | | | |
| 計 | 3 | 91 | 94 | | | | |

ケース 2

ケース 2 により、年度ベースかつ総数しか判明しなかった地下鉄利用者の状況について、特定期間における、性別・年代別の状況が分かるようになった。(図表 29 参照)

図表 29 ケース 2 分析結果

●—— 実証実験期間（2018年12月17日～2019年1月14日）における調査対象者の路線利用（≒位置情報の検出）状況 ——●

| 路線 | | 性別 | 該当者数 | 路線 | | 性別 | 該当者数 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|----|------|
| 東京メトロ | 銀座線 | 男性 | 25 | 銀座線 | 20-30代 | 10 | |
| | | 女性 | 14 | | 40-50代 | 24 | |
| | 男性 | 34 | 60代以上 | | 5 | | |
| | 丸ノ内線 | 男性 | 23 | 丸ノ内線 | 20-30代 | 25 | |
| | | 女性 | 22 | | 40-50代 | 29 | |
| | 男性 | 12 | 60代以上 | | 3 | | |
| | 日比谷線 | 男性 | 28 | 日比谷線 | 20-30代 | 12 | |
| | | 女性 | 20 | | 40-50代 | 18 | |
| | 男性 | 35 | 60代以上 | | 4 | | |
| | 千代田線 | 女性 | 17 | 東西線 | 20-30代 | 13 | |
| | | 男性 | 28 | | 40-50代 | 23 | |
| | 女性 | 21 | 60代以上 | | 10 | | |
| | 有楽町線 | 男性 | 33 | 千代田線 | 20-30代 | 20 | |
| | | 女性 | 20 | | 40-50代 | 24 | |
| 男性 | 12 | 60代以上 | 8 | | | | |
| 南北線 | 女性 | 16 | 有楽町線 | 20-30代 | 13 | | |
| | 男性 | 22 | | 40-50代 | 22 | | |
| 女性 | 4 | 60代以上 | | 13 | | | |
| 都営地下鉄 | 浅草線 | 男性 | 24 | 半蔵門線 | 20-30代 | 21 | |
| | | 女性 | 15 | | 40-50代 | 24 | |
| | 男性 | 17 | 60代以上 | | 8 | | |
| | 三田線 | 女性 | 10 | 南北線 | 20-30代 | 14 | |
| | | 男性 | 25 | | 40-50代 | 12 | |
| | 女性 | 18 | 60代以上 | | 2 | | |
| | 新宿線 | 男性 | 19 | 副都心線 | 20-30代 | 8 | |
| | | 女性 | 13 | | 40-50代 | 12 | |
| | 60代以上 | 6 | | | | | |

付属資料

協議会の各回の議事要旨

協議会の各議事における主査・委員による主要な発言・質疑の状況は次のとおりである。

■ 第1回

| | |
|---|--|
| 1. 事業の概要説明 | |
| | 過去の実証事業についても、どのドキュメントが公表されているのか、特に重要なアウトプットに関しては示してもらいたい。そうすることで、今年度の目標や出口感に対する理解が深まると思われる。 |
| 2. 昨年度成果物（契約書サンプル）の共有 | |
| | 資料2に基づき事務局より説明。委員・オブザーバからの質疑はなし。 |
| 3. 国内外におけるパーソナルデータ活用に係るプライバシー保護に関する調査・分析結果の報告 | |
| | <p>ePrivacy 指令は、元々は電気通信事業者を対象としていた、欧州における電気通信事業法であったが、今回の規則化により、OTT 事業者へ対象を拡大する規制となる。ePrivacy 指令では、日本の規制と同様に、通信の秘密に該当するデータについては、ルーティングや課金など、必要な限度でしか利用が許されず、メタデータについても保護の対象に含まれる。そのようなルールを OTT 事業者にも及ぼす場合、通信に関するデータを他事業に転用するのは、特に通信の秘密に該当するものであれば許されないが、通信の秘密に該当しないものについては利用できる可能性もあると考える。基本的には既に規定されている電気通信事業者に対する規律を OTT 事業者にも当てはめるものと理解している。</p> <p>ePrivacy 規則は、メタデータとコンテンツデータとを区別し、OS のデータや端末の ID も含めて、通信によって紐づく全てのメタデータを保護の対象としている。</p> <p>どのような手段でも取得が禁止されるというわけではなく、規制の適用の具合については、別途個別に議論されると思われる。</p> <p>端末の ID であろうと OS から取得できる情報であろうと、通信と紐付く場合、規制の対象になるということであると思われる。GDPR でさえ様々な端末識別子が保護の対象となっており、ePrivacy 規則は GDPR に上乘せされる法規であり、通信部分について規制を厳しくするものであるため、それらの情報が規制の対象になることは妥当である。</p> |
| 4. 実証実験の設定 | |

| | |
|--|---|
| | <p>同一人物が何度かデータを提供すると思われるが、本実証実験においては、人物を特定しないようなデータの加工方法を採用するという認識でよいか。</p> <p>→「十分な匿名化」による加工の水準を参考にし、個人を特定した形でのデータ利用は行わない予定である。</p> <p>消費者がスマートフォンを使ってインターネットにアクセスする、あるいはアクセスポイントとやり取りをする際に、NTTBP からソフトバンクへの位置情報の第三者提供になるかという点について、スマートフォンプライバシーイニシアティブでは、「消費者の認識として、誰が情報取得をしているか」という観点で第三者提供か否かが定まるという考え方が提示されている。例えばアクセスポイントがソフトバンクのアクセスポイントとして表示されていたら、消費者としては、データは直接ソフトバンクに取得されるという認識になる。その場合、NTTBP はソフトバンクによる位置情報の取得についての受託者であるという整理になる。消費者の認識により第三者提供か否かが定まるという考え方は揺らがないと思われるが、認識に影響を与えるものはアクセスポイントの表示を筆頭に、様々なものが考えられる可能性がある。いずれにせよ、法的構成として、どのように検討するかは議論になるところであるので、引き続き検討していきたい。</p> |
|--|---|

■ 第2回

| | |
|--|--|
| | <p>1. 実証実験の準備状況確認</p> <p>秘密計算がどういった点で安全管理措置に資するのか確認したい。</p> <p>→第三者提供先で位置情報の結合を行うにあたり、秘密計算を用いれば、ローデータの状態で処理を行う必要がない点が安全管理措置に資すると考える。</p> <p>そもそも、NTTBP、Wi2 がそれぞれ独自に取得している位置情報は、それぞれの事業者にとって個人情報にあたるのか。</p> <p>→本実証実験において取得する位置情報の粒度・期間に鑑みて、NTTBP、Wi2 にとって、当該位置情報は個人情報にはあたらない認識である。</p> <p>→ケース1において連携する位置情報は個人情報にはあたらないが、位置情報である以上、同意を取得する必要があるため、個人情報保護法の23条などではなく、『電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(電通ガイドライン)』に則り、同意を取得しているということになる。</p> |
| | <p>2. 受容性調査 設問設計</p> <p>「事前の通知が必要な項目」において、秘密計算に関連し、「データの処理方法」や「データ処理に関する安全管理措置」についても通知を求める意向があるか尋ねても</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>良いと思われる。</p> <p>設問#9「今回、実験に参加いただき、対象エリアの位置情報を提供することについて気持ちの変化はありましたか。」において、不安な気持ちになった方（選択肢 2~4 を選択した方）のみ、設問#10「不安な気持ちになった方は、行動の変化についてもあてはまるものをお知らせください」で行動の変化を尋ねるという設計になっている。論理的に矛盾するかもしれないが、設問#9における制約を解除することで、面白い調査結果が得られると思われる。気持ちに変化は無かったが、言われてみれば行動は変化していた、というモニターも存在するはずである。</p> <p>本実証に即して、アプリ以外からも位置情報が取得されること、電気通信事業者間の連携が行われることについては、受容性を尋ねるべきである。</p> |
|--|---|

3. 電気通信事業者間の契約書サンプルの検討

| | |
|--|--|
| | <p>前年度の事業において記載されていなかった内容として、提供先との関係で、提供元がデータを適切な方法で取得したことを保証するといった条項を最近よく見かけるため、盛り込んでも良いのではないか。そのような条項について、個人情報の場合、法律上の議論と関係するが、位置情報についても、同様に考えても良いと思われる。</p> <p>現状の契約書サンプル第1条の位置情報の定義（「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第35条第1項に規定する位置情報をいう。」）は、問題ないとも思われるが、付帯情報との区別がはっきりしないため、もう少し詳細に規定すべきとも思われるので、今後修正していきたい。</p> <p>位置の情報と時刻の情報が位置情報であるとして話が整理されそうであったが、「位置と時刻の情報が識別子が付与されれば履歴情報に該当し、なんらかの情報が紐付けられることにより、完全なる個人情報となる」との主張もなされたため、識別子は位置情報であるか付帯情報であるかについても検討しなければならないということになる。</p> |
|--|--|

■ 第3回

| | |
|--|---|
| | <h3>1. 実証実験の結果報告（動線等の分析）</h3> <p>モニターを約 200 名収集し、Wi-Fi を利用して位置情報を取得したが、想定していたよりも Wi-Fi のログ、位置情報が問題なく取得できたという印象である。技術的には特段問題が無く、データ結合は行えたと感じている。</p> |
|--|---|

| | |
|----|---|
| | <p>MAC アドレスのハッシュ化については、やっておいた方が望ましく、また、そこまで手間がかかるものではないとのことなので、契約書サンプルの解説などに推奨事項として記載するのが適切かと思われる。</p> <p>ケース2で、利用停止の申出について、NTTBP 側で対応できないため、NTTBP からソフトバンクにデータを一度全て提供し、その後ソフトバンク側で利用停止の申出に対応するという処理を想定していることの是非について確認させていただきたい。NTTBP としては、利用停止の申出を要請されても、ソフトバンクユーザ情報と MAC アドレスの対応関係が分からないため、ソフトバンク側で該当者を除外するという整理になっていることは、止むを得ないのだが、その処理で問題ないかということを確認させていただきたい。</p> <p>→ユーザとしても、ソフトバンクにしかるべき処理をして欲しいと要請をしているわけであり、NTTBP にソフトバンクへのデータ提供をやめて欲しいと要請しているわけではないため、利用停止の申出については、ソフトバンクでまとめて処理をするという整理で問題ない、と結論付けさせていただきたい。</p> |
| 2. | <p>実証実験の結果報告（消費者の受容性）</p> |
| | <p>受容性調査の結果を見るに、位置情報の活用について一般消費者は総じて好意的に感じていると受け取れる反面、広告事業者としては、リアルタイムに広告を配信するなど、直接消費に結びつく活用を行いたいところ、そのような活用についてはやはり許容度が低いという結果が出ている。</p> <p>受容性調査のレポートは、リクルーティングを経た回答者のデータであり、リクルーティング段階で脱落している人々もいるため、そのあたりの前提をしっかり記載しておかなければ、誤認を招きかねないデータ、レポートになってしまうと思われる。</p> |
| 3. | <p>電気通信事業者間で位置情報を連携、結合する際の契約書サンプルの検討</p> |
| | <p>3つの論点について確認させていただきたい。一つ目の論点は、ケース1・2共通の論点であり、「第2条 対象とするデータの特性」における「識別子」の取扱いである。本年度契約書サンプル修正案では、位置情報は識別子・収集時刻・Wi-Fi エリア・付帯情報は識別子・性別・年齢・趣味・趣向として区分することになる。二つ目の論点はケース2は、甲と乙の関係は位置情報の取得の委託なのか、位置情報の提供なのかという論点である。三つ目の論点は同じくケース2における、「第9条 利用停止等」における対応方法である。利用停止の申出はNTTBP では対応せず、ソフトバンクのみで対応するという点で問題ないか、ご議論いただきたい。どちらかといえば、契約書の問題というよりは、スキームの問題だと思われる。</p> |

識別子として、典型的には氏名が挙げられるが、「●●（氏名）の位置情報」など、何かについての性質を表すものであり、ともすれば位置情報、付帯情報のどちらでもないのかもしれない。とはいえ、ガイドライン上の制約があるため、技術的に両方に含めておくというのは悪いアイデアではないと思われる。

ケース2について、位置情報の取得の委託の契約なのか、同意取得の委託（位置情報の提供）の契約なのかによって、契約書の記載が全く異なるものになる。ただ、実証実験の考え方、実務的な考え方でも同様だが、それらにおいては位置情報の取得の委託という整理を行っているので、位置情報の提供型の契約書をケース1と同じように突き詰めるのかという論点がある。位置情報の取得の委託ではなく、第三者提供であるという風に整理してしまうと、いわば架空の話になり、ケース1との区別も不明瞭になるので、ケース2についてそこまで注力するかという議論もあると思われる。

■ 第4回

1. 秘密計算の実施結果の報告

1つのサーバ上に2つの事業者のデータを同居させず、それぞれが自社で管理するサーバ上にデータを置き、別のノードから2社のサーバに指示を送る場合でも計算できるのか確認したい。

→秘密計算の原理上、1つのサーバ上にデータを同居させない限り計算が出来ないため、3台のサーバ全てにNTTBP、Wi2のデータが入っている必要がある。

秘密計算は、安全管理措置として位置づけられる技術であり、さらにデータミニマイゼーション（必要最小限のデータを用いた個人情報の処理を目指すこと。狭義では、情報主体から余分なデータを取得しないようにすることを指し、より踏み込んだ意味合いでは、ローデータを見ずに済むのであればそのまま処理するなど、プロセスについての議論も含まれる。）を体現する処理手法である。秘密計算は、プライバシーを守りながら位置情報を処理するものとして、本来の実証実験の趣旨に合致しているものと思う。

秘密計算については、優れた点を主張する形で記述すると良いと思う。とはいえ、暗号化したからといって個人情報でなくなるわけではないことも記載すると良いかと思う。

2. 電気通信事業者間で位置情報を連携、結合する際の契約書サンプルの検討

ケース2は個人情報保護法上は取得の委託がなされている、という整理をしている点について、これは個人情報保護法上の評価を問うものである。物理的にはNTTBPか

らソフトバンクへデータが移るわけだが、そのことをどのように考えればよいのかという論点について、NTTBP からソフトバンクへの第三者提供ではないということを書いている。ソフトバンクのユーザからすれば、そもそも通信に NTTBP が関与していることを認識していない。留意点においては、個人情報保護法上の評価を書いているだけであり、その他の議論に影響する話ではないと思われる。

ユーザ目線にたったとき、どこまで追跡されるのかを知った上で同意することが基本になると思われる。その範囲が分からなければ、ユーザとしても明確な同意が行いづらい。また、位置情報の取得の範囲に宗教施設などセンシティブなエリアが入っているか否かも重要な判断要素になると思われる。権利侵害性については、どのようなメルクマール（指標）で高さ、低さが測られるのか。

→権利侵害性の評価の要素、観点については、「個別の通信や特定の個人の識別リスクに係る評価要素」として、1) 付帯情報、2) 場所の特性、3) 集団の規模、4) 取得時期の特性、5) 位置の精度、6) 移動履歴の期間・範囲、7) 時間の精度・間隔、8) 対象者数、9) データ提供までの期間、が挙げられる。

3. 本事業の取りまとめ内容の確認

Wi-Fi サービスは来店者、観光地への来訪者に対するエリアオーナーの想いがあったものである。エリアオーナーの、「こういった分析をしたい」という要請に応え、ビジネス、ないし観光施策の改善を検討する際に、多様な事業者から Wi-Fi が提供されている場合でも、本実証実験のように事業者間の連携が出来ると非常にありがたい。実証実験を活かし、努力をしていきたいと考えている。

日頃は営業上競合する関係である事業者と、データ連携が行えたということは素晴らしい、今後につながる活動である。自社でも、建設系、街づくり系で、Wi-Fi アクセスログを利用することはあるが、他社事業者とのデータ結合、連携などが行えていければ、国・行政に対してもより有用なデータ、分析が提供できると考えている。検討会・協議会で整理された契約書のガイドラインを活用して進めていきたい。

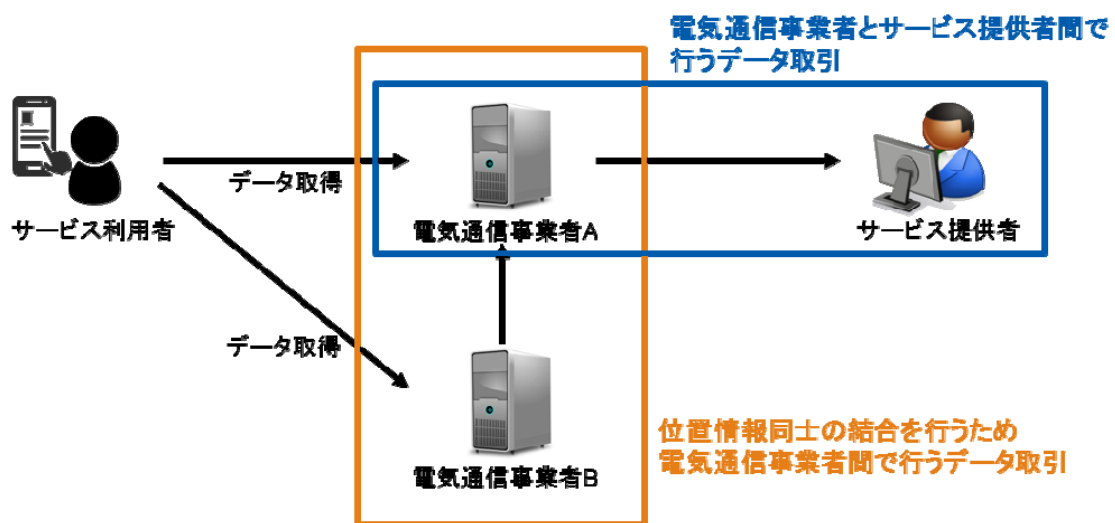
報告書のとりまとめにあたり、事業にご協力いただいた事業者の皆さまのご意見も踏まえ、ユーザのプライバシーを保護しつつデータの利活用を行うという観点から、競合事業者の垣根を越えたデータ連携、結合の実証実験が行えたということについて、お志も込めて記載させていただく。

電気通信事業者が扱う位置情報等に係るデータ取引に関する契約書サンプル

サンプルでは、以下2つのデータ取引を想定している。

- ・ 電気通信事業者と位置情報等に係るデータを活用したサービスの提供を行う事業者（以下、「サービス提供者」という。）間で行うデータ取引
- ・ 位置情報同士の結合を行うため電気通信事業者間で行うデータ取引

サンプルの想定するデータ取引



電気通信事業者とサービス提供者間で行うデータ取引に係る契約についてはサンプル①において、電気通信事業者間で行うデータ取引に係る契約についてはサンプル②において、それぞれ例示を示している。提示する条項は、想定事例に類似するデータ取引の場合には、適宜修正の上、用いることができる。

サンプル①

(前文)

●●社（以下「甲」という。）と、●●社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、位置情報に係るデータ取引に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則（第1条―第2条）

(用語の定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 位置情報 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第35条第1項に規定する位置情報をいう。
 - ② 付帯情報 データ取引の対象となるデータのうち、位置情報以外のものをいう。
- 2 前項に定める用語以外の用語の意義は、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）並びに電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び同解説によるものとする。

(対象とするデータの特定)

第2条 本契約に基づいて甲より乙に提供されるデータは、別紙○に定めるデータ（以下「対象データ」という。）とする。

第2章 データ取引に係る義務（第3条―第10条）

(データの提供等)

第3条 甲は、乙に対し、●●の方法で対象データを提供する。

- 2 甲は、対象データについて、対象データに係る甲の契約者（以下「サービス利用者」という。）から、甲が乙へ対象データを提供することについての個別具体的かつ明確な同意を得る。

(データの利用目的に係る制限)

第4条 乙による対象データの利用目的は、●●に限る。

(データの識別行為の禁止)

第5条 乙は、対象データを他の情報と照合して、対象データに係る特定のサービス利用者を識別してはならない。

(第三者提供に係る制限)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合を除き、対象データを第三者へ提供してはならない。

- ① 別紙〇に定める相手先に提供する場合
- ② 強制力のある法令により提供を求められた場合

2 前項第2号に該当する場合において第三者に対象データを提供したときは、乙は、対象データを提供したこと及びその経緯について、遅滞なく甲に通知するものとする。

(データの保存期間・消去)

第7条 乙は、甲より提供を受けた対象データを、●●の期間に限り保存し、当該期間の経過後は、その複製等を含めて一切消去する。ただし、乙は、当該期間内であっても、対象データを利用したサービスを終了した場合には、速やかに、対象データを一切消去するものとする。

2 乙は、前項の場合又は第9条に基づき対象データを消去した場合、甲に対して、書面又は電磁的方法により、対象データを消去した日時、消去した対象データの範囲、消去方法について、速やかに、通知するものとする。

(安全管理措置)

第8条 乙は、対象データの漏えい、滅失又はき損の防止その他のデータの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じる。

- 2 前項の措置は、法令が定めるもののほか、別途甲乙の合意するところによる。
- 3 乙は、甲の求めに応じて安全管理措置の履行状況を甲に報告するものとする。
- 4 乙は、対象データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理措置に関するインシデントが発生したときには、甲に対し、速やかにその事実及び内容を報告するものとする。
- 5 前項のインシデントが発生したときには、甲及び乙は、原因究明に向けて協力するものとする。

(利用停止等)

第9条 甲は、サービス利用者から対象データの利用の停止又は消去の申出を受けた場合において、当該申出に従って対象データの利用の停止又は消去を行うこととしたときは、乙に対し、当該申出があった事実及びその内容を通知する。

- 2 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに、通知を受けた申出に従い当該対象データの利用の停止又は消去を行うものとする。
- 3 甲は、乙の利用によりサービス利用者のプライバシーが不当に侵害されている可能性がある甲が判断した場合には、乙に対する対象データの提供を停止することができる。

(問合せ窓口の設置等)

第10条 甲は、対象データの取扱いに関連して生じる苦情や相談について、問合せ窓口を設置して対応する。

第3章 一般条項 (第11条-第19条)

(対価)

第11条 対象データの対価及び対象データの加工に関する費用については、別途甲乙間で合意するところによる。

(委託)

第12条 乙が対象データの取扱いを第三者に委託する場合には、あらかじめ甲の書面による承諾を得る。委託の目的は本契約に定めるものとする。

2 乙は、委託に際しては、本契約において乙に求められるものと同レベルの安全管理措置を委託先が有することを確認するとともに、委託先が前項の目的を逸脱した対象データの取扱いを行わないよう適切な措置を講じるものとする。

3 乙は、委託先に対し、対象データの取扱いの再委託を許可してはならない。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、次の各号に掲げる場合を除き、本契約に関して知りえた相手方の営業上・技術上の秘密情報（秘密である旨が明示されたもののみならず、合理的に秘密情報と考えられるものを含む。）を第三者に開示してはならない。

- ① 相手方から事前に書面による承諾を得た場合
- ② 相手方から受領する前に、第三者から守秘義務を負うことなく受領し又は相手方の情報に依拠せずに自ら開発した場合
- ③ 受領当事者の責に帰すべき事由によることなく公知となった場合
- ④ 捜索・差押その他の政府機関の強制処分によって開示した場合

2 前項の義務は、本契約終了後●年間は有効とする。

(提供データの保証)

第14条 甲は、乙に対し、対象データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。

(第三者に対する責任)

第15条 対象データの利用に関して、サービス利用者その他の第三者から、甲又は乙に対し損害賠償請求があった場合には、損害発生の理由が①甲における対象データの加工、

サービス利用者の同意取得等にある場合には、甲がその責任を負うものとし、②乙における対象データの利用（本契約が想定しないもの）にある場合には、乙がその責任を負うものとする。

2 第三者における損害発生の理由が前項の①及び②のいずれにも当たらない場合には、甲乙協議してその負担を決するよう努めるものとする。

（契約解除）

第16条 甲及び乙は、相手方に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、通知催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- ① 本契約の義務に違反し、相手方に相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、期間内に違反状態が解消されない場合
- ② 営業停止、営業許可の取り消し等の処分を受けるなどして事業継続が困難になった場合
- ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがあった場合
- ④ 差押、仮差押え、仮処分等の強制執行又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 支払停止若しくは支払不能となった場合又は手形が不渡りとなった場合
- ⑥ 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議した場合

（契約期間）

第17条 本契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日までとする。期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも本契約を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は同一の条件にて一年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第18条 本契約の解釈に関し、疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議してこれを決するものとする。

（合意管轄）

第19条 本契約に関する紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、甲及び乙はそれぞれ契約書2通に記名・押印し、各1通を保管する。

サンプル②

(前文)

●●社（以下「甲」という。）と、●●社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、位置情報に係るデータ取引に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則（第1条―第2条）

(用語の定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 位置情報 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第35条第1項に規定する位置情報をいう。
 - ② 付帯情報 データ取引の対象となるデータのうち、位置情報以外のものをいう。
- 2 前項に定める用語以外の用語の意義は、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）並びに電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び同解説によるものとする。

(対象とするデータの特定)

第2条 本契約に基づいて甲より乙に提供されるデータは、別紙○に定めるデータ（以下「対象データ」という。）とする。

第2章 データ取引に係る義務（第3条―第10条）

(データの提供等)

第3条 甲は、乙に対し、●●の方法で対象データを提供する。

- 2 甲は、対象データについて、対象データに係る甲の契約者（以下「サービス利用者」という。）から、甲が乙へ対象データを提供することについての個別具体的かつ明確な同意を得る。

(データの利用目的に係る制限)

第4条 乙による対象データの利用目的は、●●に限る。

(データの識別行為の禁止)

第5条 乙は、対象データを他の情報と照合して、対象データに係る特定のサービス利用者を識別してはならない。

(第三者提供に係る制限)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合を除き、対象データを第三者へ提供してはならない。

- ① 別紙〇に定める相手先に提供する場合
- ② 強制力のある法令により提供を求められた場合

2 前項第2号に該当する場合において第三者に対象データを提供したときは、乙は、対象データを提供したこと及びその経緯について、遅滞なく甲に通知するものとする。

(データの保存期間・消去)

第7条 乙は、甲より提供を受けた対象データを、●●の期間に限り保存し、当該期間の経過後は、その複製等を含めて一切消去する。ただし、乙は、当該期間内であっても、対象データを利用したサービスを終了した場合には、速やかに、対象データを一切消去するものとする。

2 乙は、前項の場合又は第9条に基づき対象データを消去した場合、甲に対して、書面又は電磁的方法により、対象データを消去した日時、消去した対象データの範囲、消去方法について、速やかに、通知するものとする。

(安全管理措置)

第8条 乙は、対象データの漏えい、滅失又はき損の防止その他のデータの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じる。

2 前項の措置は、法令が定めるもののほか、別途甲乙の合意するところによる。

3 乙は、甲の求めに応じて安全管理措置の履行状況を甲に報告するものとする。

4 乙は、対象データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理措置に関するインシデントが発生したときには、甲に対し、速やかにその事実及び内容を報告するものとする。

5 前項のインシデントが発生したときには、甲及び乙は、原因究明に向けて協力するものとする。

(利用停止等)

第9条 甲は、サービス利用者から対象データの利用の停止又は消去の申出を受けた場合において、当該申出に従って対象データの利用の停止又は消去を行うこととしたときは、乙に対し、当該申出があった事実及びその内容を通知する。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに、通知を受けた申出に従い当該対象データの利用の停止又は消去を行うものとする。

3 甲は、乙の利用によりサービス利用者のプライバシーが不当に侵害されている可能性がある甲が判断した場合には、乙に対する対象データの提供を停止することができる。

(問合せ窓口の設置等)

第10条 甲は、対象データの取扱いに関連して生じる苦情や相談について、問合せ窓口を設置して対応する。

第3章 一般条項 (第11条-第19条)

(対価)

第11条 対象データの対価及び対象データの加工に関する費用については、別途甲乙間で合意するところによる。

(委託)

第12条 乙が対象データの取扱いを第三者に委託する場合には、あらかじめ甲の書面による承諾を得る。委託の目的は本契約に定めるものとする。

2 乙は、委託に際しては、本契約において乙に求められるものと同レベルの安全管理措置を委託先が有することを確認するとともに、委託先が前項の目的を逸脱した対象データの取扱いを行わないよう適切な措置を講じるものとする。

3 乙は、委託先に対し、対象データの取扱いの再委託を許可してはならない。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、次の各号に掲げる場合を除き、本契約に関して知りえた相手方の営業上・技術上の秘密情報（秘密である旨が明示されたもののみならず、合理的に秘密情報と考えられるものを含む。）を第三者に開示してはならない。

- ① 相手方から事前に書面による承諾を得た場合
- ② 相手方から受領する前に、第三者から守秘義務を負うことなく受領し又は相手方の情報に依拠せずに自ら開発した場合
- ③ 受領当事者の責に帰すべき事由によることなく公知となった場合
- ④ 捜索・差押その他の政府機関の強制処分によって開示した場合

2 前項の義務は、本契約終了後●年間は有効とする。

(提供データの保証)

第14条 甲は、乙に対し、対象データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。

(第三者に対する責任)

第15条 対象データの利用に関して、サービス利用者その他の第三者から、甲又は乙に対し損害賠償請求があった場合には、損害発生の理由が①甲における対象データの加工、

サービス利用者の同意取得等にある場合には、甲がその責任を負うものとし、②乙における対象データの利用（本契約が想定しないもの）にある場合には、乙がその責任を負うものとする。

2 第三者における損害発生の理由が前項の①及び②のいずれにも当たらない場合には、甲乙協議してその負担を決するよう努めるものとする。

（契約解除）

第16条 甲及び乙は、相手方に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、通知催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- ① 本契約の義務に違反し、相手方に相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、期間内に違反状態が解消されない場合
- ② 営業停止、営業許可の取り消し等の処分を受けるなどして事業継続が困難になった場合
- ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがあった場合
- ④ 差押、仮差押え、仮処分等の強制執行又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 支払停止若しくは支払不能となった場合又は手形が不渡りとなった場合
- ⑥ 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議した場合

（契約期間）

第17条 本契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日までとする。期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも本契約を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は同一の条件にて一年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第18条 本契約の解釈に関し、疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議してこれを決するものとする。

（合意管轄）

第19条 本契約に関する紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、甲及び乙はそれぞれ契約書2通に記名・押印し、各1通を保管する。

別紙〇 対象データの詳細（サンプル）

| 区分 | 項目 | 取得方法 | 期間 | 形式 |
|------|---|--|-----------------|--|
| 位置情報 | 識別子 (端末識別符 号) | 〇〇施設内の Wi-Fi サービス利用にともな って取得する。 | 契約締結日か ら〇ヶ月間 | ※各項目に関 する形式につ いて合意した ものを記載す る。 |
| | 収集時刻 | | | |
| | Wi-Fi エリア | | | |
| 付帯情報 | 識別子 (端末識別符号 と紐づいて個人 を識別する情 報) | 〇〇施設内で提供され る Wi-Fi サービス利用 登録時にサービス利用 者から直接取得する。 | 契約締結日か ら〇ヶ月間 | ※各項目に関 する形式につ いて合意した ものを記載す る。 |
| | 性別 | | | |
| | 年齢 | | | |
| | 趣味 | | | |
| | 趣向 | | | |

電気通信事業者が扱う位置情報等に係る データ取引に関する契約書サンプルで規定する条項の解説

本解説は、電気通信事業者が扱う位置情報等に係るデータ取引に関する契約に係る条項のサンプル（以下「サンプル」という。）について、データの自由な流通とプライバシー保護の両立を目的とし、位置情報等に係るデータ取引において広く活用されることを期待し、解説をしたものである。

【凡例】

| | |
|------------|--|
| 個人情報保護法 | 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） |
| 委員会ガイドライン | 個人情報の保護に関する法律についての各種ガイドライン ¹⁹ （『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A』を含む。） |
| 電気通信ガイドライン | 電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示第 152 号）及び同解説 |

本解説の構成

| | | |
|------|---|----|
| 第 1. | サンプルの解説を行うにあたっての前提 | 2 |
| 1. | 位置情報特有の留意点 | 2 |
| 2. | サンプルと個人情報保護法等との関係 | 3 |
| 3. | サンプルの位置付け | 4 |
| 4. | サンプルの想定するデータ取引 | 4 |
| 第 2. | 電気通信事業者とサービス提供者間で行うデータ取引 | 5 |
| 1. | サンプル①の想定するケース | 5 |
| 2. | サンプル①で規定する条項の構成 | 8 |
| 3. | サンプル①で規定する条項の解説 | 9 |
| 第 3. | 位置情報同士の結合を行うため、電気通信事業者間で行うデータ取引 | 26 |
| 1. | サンプル②の想定するケース | 26 |
| 2. | サンプル②で規定する条項の構成 | 29 |
| 3. | サンプル②で規定する条項の解説 | 30 |
| | （参考資料）電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン（抜粋） | 44 |

¹⁹ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、匿名加工情報編）

第1. サンプルの解説を行うにあたっての前提

電気通信事業者が扱う位置情報等に係るデータ取引を行う上で、留意すべき点やサンプルが想定するデータ取引は以下の通りである。

1. 位置情報特有の留意点
 - ・ 位置情報は、以下の特徴を有する。
 - ① 位置情報が他の情報と容易に照合されることにより特定の個人を識別できる場合には、個人情報に該当する。位置情報のみでは一般的に個人情報には該当しないが、連続的に蓄積される位置情報の履歴は、本人の自宅や勤務先等の個人に関する基本的属性を推測できる等個人特定の蓋然性が高い。
 - ② 個々の通信の際に利用される基地局の位置情報等は、その取得経緯によっては「通信の秘密」に該当する。
 - ③ 精度の高い位置情報は、その場所に所在することそれ自体によって、個人の趣味嗜好、さらには思想信条まで容易に推測できる場合がある等、高いプライバシー性を有する。
 - ・ このような特徴に留意し、位置情報をデータ取引で取り扱う際には、過年度調査²⁰でとりまとめた「個別の通信や特定の個人の識別リスクに係る評価要素」を用いて検討することを推奨する（図表1）。

図表1 個別の通信や特定の個人の識別リスクに係る評価要素

| 評価要素 | 要件 |
|----------|--|
| 1) 付帯情報 | ・ 付帯情報によっては、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まることに配慮して選定・加工することが望ましい。 |
| 2) 場所の特性 | ・ 対象とする位置情報に、自宅、通勤・通学地が含まれる場合は、配慮して加工することが望ましい。 ・ 対象とする位置情報に、要配慮個人情報に関わる場所が含まれている場合は、配慮して加工することが望ましい。 |
| 3) 集団の規模 | ・ 特定の学校・職場や稀少な趣味嗜好等を持つ集団を対象とした場合、集団の規模によっては、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まるため、集団の規模に配慮して加工することが望ましい。 |

²⁰ 野村総合研究所「平成28年度総務省委託事業 位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的活用の両立に向けた調査研究 報告書」（2017年3月）

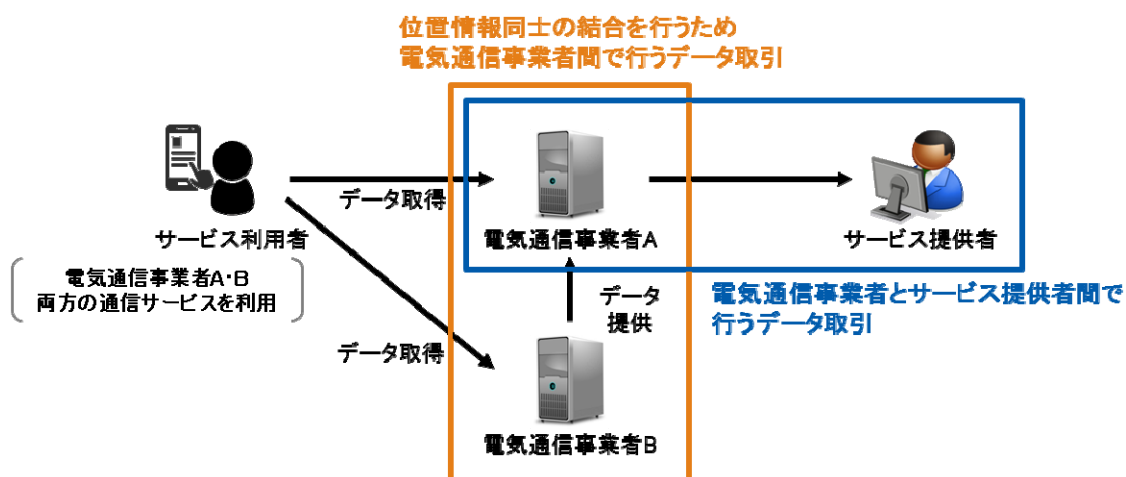
| 評価要素 | 要件 |
|---------------|---|
| 4) 取得時期の特性 | <ul style="list-style-type: none"> 特定のイベントや事件のあった日、時期と一致する可能性がある場合、他の情報を参照することによって、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まるため、取得時期の特性に配慮して加工することが望ましい。 |
| 5) 位置の精度 | <ul style="list-style-type: none"> 高い精度の位置情報は、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高いため、適切に精度を低減することが望ましい。人口密度の低いエリアを対象とする場合は、特に配慮することが望ましい。 |
| 6) 移動履歴の期間・範囲 | <ul style="list-style-type: none"> 移動履歴の期間が長くなったり、特定の時間帯を対象としたりする場合は、次の a)～c)に係るリスクが高くなるため、これらに配慮して加工することが望ましい。 a) パターン性、b) 場所の特性、c) 識別性 |
| 7) 時間の精度・間隔 | <ul style="list-style-type: none"> 時間の精度が高まったり、データを取得する際の時間間隔が短くなったりすると、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まる。また、詳細な時刻情報は位置情報とセットになることで、異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得る。このため、適切に時間の精度を低減したり、間隔を開けたりすることが望ましい。 |
| 8) 対象者数 | <ul style="list-style-type: none"> 加工対象とするデータセットに含まれる対象者数が少ないと、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まることに配慮して加工することが望ましい。 同一の個人が複数台の携帯端末を所持している場合のあることを想定して、携帯端末の台数よりも対象者数が小さくなる可能性のあることに留意することが望ましい。 |
| 9) データ提供までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> データを取得してから、「十分な匿名化」により加工した位置情報として提供するまでの期間が短い場合は、他の情報を参照することによって、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まることに配慮して加工することが望ましい。 |

2. サンプルと個人情報保護法等との関係

- 位置情報等に係るデータ取引は、個人特定の蓋然性がありプライバシー性が高いという位置情報の特徴を踏まえ、契約の対象とする位置情報が個人情報に該当しない場合であっても、個人情報保護法、委員会ガイドライン及び電気通信ガイドライン（以下「個人情報保護法等」という。）を遵守することが望ましい。
- サンプルは、プライバシー保護の観点から個人情報保護法等の扱いに準じる規定を例示として作成したものであり、契約当事者が、扱う位置情報の性質に応じて必要な規定及び文言を選択的に盛り込むことを想定している。

3. サンプルの位置付け
 - ・ サンプルは、例示であり、想定するデータ取引に類似する取引を行う場合には、適宜修正の上、用いることができる。
4. サンプルの想定するデータ取引
 - ・ サンプルでは、以下2つのデータ取引を想定している（図表2）。
 - ・ 電気通信事業者と位置情報等に係るデータを活用したサービスの提供を行う事業者（以下「サービス提供者」という。）間で行うデータ取引
 - ・ 位置情報同士の結合を行うため電気通信事業者間で行うデータ取引

図表2 サンプルの想定するデータ取引



- ・ サンプルは、各データ取引を具体化した基本ケースを前提として作成している。本解説では、基本ケースにあてはまらない他のケースについて、必要に応じて基本ケースとの違いを示して説明を加えている。

第2. 電気通信事業者とサービス提供者間で行うデータ取引

1. サンプル①の想定するケース

- ・ 電気通信事業者とサービス提供者間で行うデータ取引（図表3）についてサンプル①の解説を行う。
- ・ サンプル①において「甲」は図表3における電気通信事業者Aを指し、「乙」はサービス提供者を指す。

図表3 電気通信事業者とサービス提供者間で行うデータ取引



- ・ サンプル①では、電気通信事業者が通信の秘密及び個人情報のいずれにも該当しない位置情報等を取得・加工して、サービス提供者へ第三者提供するケース（以下「第三者提供ケース」という。）を基本ケースとして想定している（図表4）。通信の秘密に該当する場合、個人情報に該当する場合、双方に該当する場合における記載については、それぞれ解説における説明を参考にされたい。
- ・ サンプル①の解説では、他のケースとして、電気通信事業者とサービス提供者とが位置情報等を共同利用するケース（以下「共同利用ケース」という。）及びサービス提供者、電気通信事業者のそれぞれが位置情報等を取得するケース（以下「複数主体取得ケース」という。）を想定し、必要に応じて基本ケースとの違いについて説明を加えている。
- ・ サンプル①及びその解説で念頭に置く各々のケースでは、取得（複数主体による取得を含む。）、第三者提供及び共同利用を行うものであり、取得に際し、当該取得、第三者提供及び共同利用を行うことについて、サービス利用者から「個別具体的かつ明確な同意」²¹を取得することを前提とする²²。共同利用を行う場合、取り扱うデータが個人データに

²¹ 「個別具体的かつ明確な同意」とは、位置情報の取扱いについての同意であることを本人が認識した上で、画面上でのクリックなどにより行う「個別具体的」な同意であり、かつ、画面上でのクリックや文書による同意など外部的に同意の事実が「明確」な同意を意味している。必ずしも位置情報の取得の「都度」の同意を取得することまで求めるものではない（緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会 報告書「位置情報プライバシーレポート」（2014年7月17日）27頁参照、電気通信ガイドライン2-13（31-32頁））。

²² 個人情報保護法上、個人情報又は個人データ一般については、取得又は共同利用については、本人の同意を必要としないが、電気通信事業者が取り扱う利用者の位置情報については、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高

該当しない場合であっても、サンプル①では、個人情報保護法上の「共同利用」の規定に準じて、当該情報を取り扱うことを前提として記載している²³。

- ・ 位置情報の性質（通信の秘密該当性、個人情報該当性）に応じて、位置情報の取扱いに係る「十分な匿名化」の枠組み²⁴又は匿名加工情報のルール²⁵に基づき対象データを利用する場合には、サービス利用者から「個別具体的かつ明確な同意」を得ることは必ずしも必要ではない。

い上に、通信とも密接に関係する事項であるから、強く保護することが適当である。このため、原則本人の個別具体的かつ明確な同意を得ることが強く求められる（電気通信ガイドライン第35条第1項、第2項及び第3項）。

²³ 通信の秘密については、個人情報保護法第23条第5項第3号におけるような「共同利用」の定めはないが、サービス利用者から「個別具体的かつ明確な同意」を得れば、同様の取扱いをすることは可能である。個人情報保護法上の「共同利用」と同様の仕組みを採用しなければならない必然性はないが、情報管理の観点からは、同様の仕組みを採用することも合理的と考えられる。

²⁴ 通信の秘密に該当する位置情報である通信の場所、日時及び利用者・端末識別符号（利用者又は端末を識別する符号であって、利用者又は端末の属性を識別できるものを除く。）について、「十分な匿名化」をした上で利用・第三者提供することについては、(ア)対象となる情報の範囲が、通信内容以外の通信の構成要素のうち、通信の場所、日時及び利用者・端末識別符号に限定されること、(イ)加工の手法・管理運用体制（「十分な匿名化」の過程で作成される情報の管理体制を含む。）が適切であること及びそれについて適切に評価・検証が行われていること、(ウ)利用者が、いったん契約約款等に同意した後も、随時、同意内容を変更できる（設定変更できる）契約内容であって、同意内容の変更の有無にかかわらず、その他の提供条件が同一であること、(エ)契約約款等の内容（事後的に利用者が同意内容を変更できる（設定変更できる）こと並びに「十分な匿名化」後の情報の利用目的及び第三者提供に関する事項を含む。）並びに加工の手法・管理運用体制及びその適切性についての評価・検証結果について、利用者に対する相応の周知が図られていること、のすべての要件を満たしている場合であれば、契約約款等に基づく事前の包括同意であっても、有効な同意といえることができると考えられる（緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会 報告書「位置情報プライバシーレポート」47頁）、一般財団法人日本データ通信協会「電気通信事業における「十分な匿名化」に関するガイドライン」（2017年10月10日）。

²⁵ 一般財団法人日本データ通信協会「電気通信事業における個人情報保護指針」（2017年10月10日）

図表4 電気通信事業者とサービス提供者間で行うデータ取引に係る同意取得のケース

第三者提供ケース

- データ収集者がデータ利用に係る同意を取得する際に、第三者提供に係る同意も併せて取得する。



共同利用ケース

- データ収集者とサービス提供者とが同じ利用目的に基づきデータ利用に係る同意を取得する。



複数主体取得ケース

- データ収集者とサービス提供者がそれぞれデータ利用に係る同意を取得する。
- 利用目的は必ずしも同じでなくてよい。



2. サンプル①で規定する条項の構成
- サンプル①の構成は、次のとおりである。
 - なお、一般条項は、通常の契約書で用いられるものであるため、本解説では取り上げない。

第1章 総則（第1条－第2条）

第1条（用語の定義）

第2条（対象とするデータの特定）

第2章 データ取引に係る義務（第3条－第10条）

第3条（データの提供等）

第4条（データの利用目的に係る制限）

第5条（データの識別行為の禁止）

第6条（第三者提供に係る制限）

第7条（データの保存期間・消去）

第8条（安全管理措置）

第9条（利用停止等）

第10条（問合せ窓口の設置等）

第3章 一般条項（第11条－第19条）

第11条（対価）

第12条（委託）

第13条（秘密保持）

第14条（提供データの保証）

第15条（第三者に対する責任）

第16条（契約解除）

第17条（契約期間）

第18条（協議）

第19条（合意管轄）

3. サンプル①で規定する条項の解説

(前文)

●●社（以下「甲」という。）と、●●社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、位置情報に係るデータ取引に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

[概要]

- ・ 前文は、一般的に、誰と誰がどんな契約を締結しようとしているのかを明示するものである。定型的に記載されることが多く、「●●と●●とは、次のとおり、△△契約を締結する」と記載される。

[前文の内容]

○ 「位置情報に係るデータ取引に関する契約」

データ取引においては、データ売買の契約や、継続的なデータ提供を行う継続的役務提供契約等、様々なバリエーションが想定しうる。

第1章 総則（第1条－第2条）

(用語の定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ③ 位置情報 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第35条第1項に規定する位置情報をいう。
- ④ 付帯情報 データ取引の対象となるデータのうち、位置情報（識別子を除く）以外のものをいう。

2 前項に定める用語以外の用語の意義は、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）並びに電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び同解説によるものとする。

[概要]

- ・ 本条は、本契約において用いられる用語のうち、重要かつ基本的なものの概念を明らかにするものである。なお、定義条項のほかにも、重要な用語の定義を各条項で定める場合がある。

- ・ 位置情報等に係るデータ取引は、個人特定の蓋然性がありプライバシー性が高いという位置情報の特徴を踏まえ、契約の対象とする位置情報が個人情報に該当しない場合であっても、個人情報保護法等を遵守することが望ましいことから、第 2 項のような規定を置くことが考えられる。

[本条の内容]

○ 「位置情報」

位置情報には、携帯電話の基地局に係る位置情報、GPS による位置情報、Wi-Fi アクセスポイントに係る位置情報等がある。位置情報の項目としては、識別子（端末識別符号）、緯度、経度、日時等がある。

○ 「付帯情報」

付帯情報²⁶には、電気通信事業者が保有する契約者に係る情報、電気通信サービスを利用する際に契約者が登録する情報等がある。これらの情報には、識別子（端末識別符号と紐づいて個人を識別する情報）、氏名、性別、年齢、住所等契約者の属性情報や趣味・嗜好等の情報がある。

(対象とするデータの特定)

第 2 条 本契約に基づいて甲より乙に提供されるデータは、別紙○に定めるデータ（以下「対象データ」という。）とする。

[概要]

- ・ 本条は、取引の対象とするデータを別紙において詳細に特定することを規定する。
- ・ 取引の対象とするデータを詳細に特定する趣旨は、契約者間における紛争予防及び紛争解決のためである。
- ・ 「対象データ」を特定するには、その範囲にその複製データや派生データが含まれるのか等にも配慮する（第 7 条参照）。

[本条の内容]

○ 「別紙○に定めるデータ」

データフォーマットは事業者によって異なり得るため、別紙において対象データを特定するには、サンプルデータを用いる等して可能な限り特定し、双方に誤解がないようにすることが望ましい。その際には、個別の通信や特定の個人を識別するリスクにも

²⁶ 付帯情報について、電気通信事業者が扱う位置情報に付帯する情報のうち電気通信事業者が位置情報と結合して利用することができるものを指すものがある（「電気通信事業における「十分な匿名化」に関するガイドライン」3-4 頁）。これは、契約者の包括同意を前提に十分に匿名化した情報の利活用の場面を想定し、限定をしているもので、対象データの利用について契約者の個別具体的かつ明確な同意を前提とする本解説とは場面が異なる。

配慮するために図表 1 に掲げる評価要素²⁷を参考にして、選定・加工して取り扱うことが望ましい。対象データの詳細は、図表 5 のような別紙の形式として、取り扱うデータの項目、取得方法、期間、形式等を定める。

なお、「期間」については、データ特定のためのデータ取得期間のほか、契約期間、データ提供期間等があるので留意する。

図表 5 別紙の例

別紙〇 対象データの詳細 (サンプル)

| 区分 | 項目 | 取得方法 | 期間 | 形式 |
|------|---|--|-----------------|---|
| 位置情報 | 識別子 (端末識別符 号) | 〇〇施設内の Wi-Fi サービス利用にともな って取得する。 | 契約締結日か ら〇ヶ月間 | ※各項目に関 する形式 ²⁸ に ついて合意し たものを記載 する。 |
| | 収集時刻 | | | |
| | Wi-Fi エリア | | | |
| 付帯情報 | 識別子 (端末識別符 号と紐づいて個人 を識別する情 報) | 〇〇施設内で提供され る Wi-Fi サービス利用 登録時にサービス利用 者から直接取得する。 | 契約締結日か ら〇ヶ月間 | ※各項目に関 する形式につ いて合意した ものを記載す る。 |
| | 性別 | | | |
| | 年齢 | | | |
| | 趣味・嗜好 | | | |

[各ケースへの対応]

(共同利用ケース)

- 共同利用ケースでは、共同利用者間での対象データのやりとりは、サービス利用者との関係では、各共同利用者におけるデータの利用とみなされるため、提供の

²⁷ 1) 付帯情報、2) 場所の特性、3) 集団の規模、4) 取得時期の特性、5) 位置の精度、6) 移動履歴の期間・範囲、7) 時間の精度・間隔、8) 対象者数、9) データ提供までの期間

²⁸ 合意すべきデータ項目の形式として、例えば「収集時刻」について、文字列とするか数値とするかといったことが挙げられる。

ためのデータ特定を定める本条は、共同利用者間でやりとりすることで利用されるデータの特定について規定することとなる点に留意する。

第2章 データ取引に係る義務（第3条―第10条）

（データの提供等）

第3条 甲は、乙に対し、●●の方法で対象データを提供する。

2 甲は、対象データについて、対象データに係る甲の契約者（以下「サービス利用者」という。）から、甲が乙へ対象データを提供することについての個別具体的かつ明確な同意を得る。

〔概要〕

- ・ 本条は、対象データの提供方法及び甲が乙に対して対象データを提供することに関して、その提供の方法（第1項）及び甲がサービス利用者から「個別具体的かつ明確な同意」を取得すること（第2項）を定める。
- ・ 第2項は、電気通信ガイドライン第35条第1項（位置情報の取得）及び第2項（位置情報の利用）に対応するものである。

〔本条の内容〕

○ 「提供」の方法

対象データの提供方法については、委員会ガイドライン²⁹の「提供」の定義（電気通信ガイドライン³⁰においても同義）のほか、誰が、誰に対し、いつ、どのように提供するのか具体的に規定することが望ましい。例えば、○月○日に提供を1回で行うことや、○月○日から○週間の間、毎週○曜日に継続的に行うこと等が想定され、必要であれば別紙で詳細に特定することも考えられる。なお、対象データの提供方法は、電気通信ガイドライン第35条第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応し、サービス利用者のプライバシー保護に配慮したものでなければならない。

○ リスト等の整備

甲は、サービス利用者全体のデータから、甲が乙に対象データを提供することについての個別具体的かつ明確な同意を得ている者のデータのみを正確に抽出することができるよう、リスト等を整備する必要がある。

²⁹ 通則編 2-13（25頁）

³⁰ 電気通信ガイドライン 2-14（32-33頁）

○ セキュリティ対策

提供するデータ量等に応じて、専用線の整備や識別子のハッシュ化³¹など、適切なセキュリティ対策が講じられるデータ提供方法を利用しなければならない。

○ 「個別具体的かつ明確な同意」

「個別具体的かつ明確な同意」とは、位置情報の取扱いについての同意であることを本人が認識した上で、画面上でのクリックなどにより行う「個別具体的」な同意であり、かつ、画面上でのクリックや文書による同意など外部的に同意の事実が「明確」な同意を意味する。規約等で第三者提供に関する定めを置くのみでは、「個別具体的かつ明確な同意」とはいえず、不十分であることに注意が必要である。また、契約約款等は、利用者側に交渉の余地がなく、読まれない可能性がある点で、同意取得としての実質が弱いと考えられ、単に契約約款等に記述をしたとしても、利用者が位置情報の取扱いについて合理的に予測できない状況では、同意の有効性が不十分であることに注意が必要である。

なお、位置情報の性質（通信の秘密該当性、個人情報該当性）に応じて、位置情報の取扱いに係る「十分な匿名化」の枠組み又は匿名加工情報のルールに基づき、対象データを利用する場合には、サービス利用者からの「個別具体的かつ明確な同意」は必ずしも必要ではない。

○ 同意を得る際に通知すべき事項

甲が、サービス利用者から同意を取得する³²際に通知すべき事項を図表に示す。図表6で示す事項は、甲が、サービス利用者に対して、位置情報の取得に関して通知して同意取得すべき事項（(1)～(5)、(7)～(9)）及び位置情報の第三者提供として通知して同意を取得すべき事項（(3)(4)(6)）がある。

✓ (3)取得するデータ項目・内容

取得するデータ項目・内容の明示に加えて、取得時点で明らかな場合には、提供するデータ項目・内容についても明示することが望ましい。

✓ (4)利用目的

甲と乙で利用目的が異なる場合には、それを分けて明示すべきである。例えば、甲が、甲の利用目的を特定して通知した上でサービス利用者から対象データの取得

³¹ ハッシュ化とは、元のデータから一定の計算手順や関数に従って「ハッシュ値」と呼ばれる規則性のない固定長の計算結果を得て、元のデータとハッシュ値を置き換えることを指す。計算手順が同一であれば、同じ元データからは同じハッシュ値が得られるが、ハッシュ値から元データを算出することが極めて難しいという特徴を持つため、元データの内容を秘匿したい場合に使用される。

³² 甲がサービス利用者から取得する同意は、原則として撤回できるもの（爾後の取り扱いを停止できるもの）とすべきである。

及び第三者提供について同意を得て、第三者提供を受けた乙がその利用目的内において対象データを利用する場合のほか、乙の利用目的が甲の利用目的を超えることが対象データを取得する時点で明らかな場合に、甲がサービス利用者に対してその旨を通知し併せて同意を取得することも想定される。

✓ (6)データの第三者提供

甲がサービス利用者から第三者提供についての同意を取得する場面では、事業の規模及び性質、対象データの取扱状況（取り扱う対象データの量及び性質を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない³³。甲がサービス利用者へ示す規約等において「甲は乙へ対象データを提供する」として、対象データの提供先が乙と特定されていることはサービス利用者利益の保護に資する。対象データの提供先を個別に明示することまでが求められるわけではないが、その場合でも、提供先の範囲等できる限り具体的に示すことが望まれる³⁴。

図表6 サービス利用者へ通知して同意取得する事項³⁵

| 通知する事項 | 内容 |
|------------------|---|
| (1) サービスの内容 | <ul style="list-style-type: none"> 提供するサービスの概要を示すこと。 |
| (2) サービスの提供主体 | <ul style="list-style-type: none"> サービスの提供主体を示すこと。 提供主体が複数になる場合は、それを明示すること。 |
| (3) 取得するデータ項目・内容 | <ul style="list-style-type: none"> 取得するデータ項目・内容を列挙すること。 |
| (4) データの利用目的 | <ul style="list-style-type: none"> 取得したデータの利用目的を具体的に示すこと。 利用目的が異なる（乙の利用目的が、甲の利用目的を超える）場合は、それを分けて明示すること。 |
| (5) データの取得方法 | <ul style="list-style-type: none"> 端末が通信して取得するものか、サービス利用者の |

³³ 電気通信ガイドライン 2-13 (31-32 頁) 参照

³⁴ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q & A 5-9 (29 頁) 及び電気通信ガイドライン 5-4-3 (115 頁) 参照

³⁵ 利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」(2012 年 8 月)、経済産業省「消費者向けオンラインサービスにおける通知と同意・選択に関するガイドライン」(2014 年 10 月 17 日) を参考に作成。

| 通知する事項 | 内容 |
|------------------------|---|
| | 入力によるものか等を示すこと。 |
| (6) データの第三者提供 | <ul style="list-style-type: none"> 取得したデータの提供先を示すこと。提供先を個別に特定することが望ましいが、範囲等を示すこともできる。 提供先が、さらに第三者に提供する場合には、当該第三者（再提供先）も示すことが望ましい。 |
| (7) 利用者関与 (取扱いの停止等) | <ul style="list-style-type: none"> 対応窓口を含む取扱いの停止の方法を示すこと。 有効な取扱いの停止手段を提供することが困難な場合は、適切なプライバシー保護措置が執られていることを示すこと。 |
| (8) データの保存期間・消去 | <ul style="list-style-type: none"> データの保存期間・消去の予定について示すこと。 |
| (9) 対応窓口 | <ul style="list-style-type: none"> 問合せ窓口の連絡先（電話番号、メールアドレス等）を明示すること。 |

[各ケースへの対応]

(共同利用ケース)

- ▶ 共同利用のケースでは、データの管理について責任を有する者（以下「管理者」という。）が、データを共同利用する各者の利用の態様を総合的に判断し、通知事項を設定して、サービス利用者からデータの共同利用についての個別具体的かつ明確な同意を得ることが例として想定される。このため、第 2 項の規定は、管理者が甲であるとする、甲は、サービス利用者に対し、甲及び乙の間で対象データを共同利用することについて、個別具体的かつ明確な同意を取得する旨の規定となる。
- ▶ 対象データが個人情報に該当する場合、個人情報保護法に定められた通知等の手続を遵守する必要がある（個人情報保護法第 23 条第 5 項第 3 号）。具体的には、共同利用者において、①共同利用をする旨、②共同して利用される対象データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤当該対象データの管理者の氏名又は名称をサービス利用者にあらかじめ通知等しなければならない。対象データが、個人情報には該当しない場合であっても、プライバシー保護のために、個人情報保護法に定められたものと同様の通知等の手続を実施することが適切である（電気通信ガイドライン第 35 条第 3 項）。

(複数主体取得ケース)

- 複数主体取得ケースでは、甲及び乙が、利用の態様を踏まえて通知内容を設定して、それぞれがデータを取得することから、甲乙間の契約において、甲から乙への提供方法を規定する第1項は原則不要³⁶となり、甲から乙への提供についての個別具体的かつ明確な同意を得ることを規定する第2項も原則不要となる。

(データの利用目的に係る制限)

第4条 乙による対象データの利用目的は、●●に限る。

[概要]

- ・ 本条は、甲がサービス利用者に明示した利用目的の範囲内で乙が利用することを定める。
- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第4条第1項(利用目的の特定)、第35条第3項(不当な権利侵害を防止するために必要な措置)に対応するものである。

[本条の内容]

○ 「利用目的」

甲がサービス利用者に明示した利用目的の範囲外で乙が対象データを利用するためには、甲又は乙がサービス利用者から改めて個別具体的かつ明確な同意を取得することが必要となる。

(利用目的の例)

- サービス利用者への案内に用いる。
- サービス利用者の位置情報等の集計に用いる。
- サービス利用者の動線分析に用いる。

[各ケースへの対応]

(複数主体取得ケース)

- 複数主体取得のケースでは、甲及び乙がそれぞれ利用目的を通知したうえで、同意を取得することになるので、甲乙間の契約において利用目的を制限する規定は不要となる。

³⁶ 例外としては、例えば、甲と乙がそれぞれ位置情報を取得し、各社がそれぞれのサービスを提供する場面においても、甲に優れた情報加工技術(匿名加工情報や「十分な匿名化」等)や分析力がある等の理由で、乙が自ら取得した位置情報に加えて、加工を経た位置情報を甲から取得するような場面も想定される。このような場合は複数主体取得ケースであってもデータ提供の条項を用いることが想定される。

(データの識別行為の禁止)

第5条 乙は、対象データを他の情報と照合して、対象データに係る特定のサービス利用者を識別してはならない。

[概要]

- ・ 本条は、乙に対し特定の利用者を識別することができない状態で提供し、乙が対象データを利用する場合³⁷において、権利利益の保護の観点から、乙による識別行為を禁止する条項を利用するときに規定するものである。そのような場合でなければ本条は不要である。
- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第35条第2項、第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。
- ・ 対象データが、個人情報に該当する場合に、匿名加工情報に加工して提供するときには、個人情報保護法第38条で識別行為が禁止される。

[各ケースへの対応]

(複数主体取得ケース)

- 複数主体取得のケースでは、甲及び乙がそれぞれ対象データを取得することになるので、甲乙間の契約において識別行為を禁止する規定は不要となる。

(第三者提供に係る制限)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合を除き、対象データを第三者へ提供してはならない。

- ③ 別紙〇に定める相手先に提供する場合
- ④ 強制力のある法令により提供を求められた場合

2 前項第2号に該当する場合において第三者に対象データを提供したときは、乙は、対象データを提供したこと及びその経緯について、遅滞なく甲に通知するものとする。

³⁷ 典型的には、甲において氏名等を削除した（仮名化した）対象データを乙に提供する場合が考えられる。甲において①「十分な匿名化」をする場合には、乙がサービス利用者を識別することができる可能性は極めて低く、②匿名加工情報に加工する場合には、乙には法令上、識別行為禁止義務が課されることとなるが、①②いずれの場合もこの条項を使用することができる。

[概要]

- ・ 本条は、権利利益の保護の観点やビジネス戦略上の理由等から、乙による第三者提供の制限を規定するものである。ただし、サービスの提供に際して、第三者提供が必要な場合もあることから、サービスの態様に応じて判断が必要である。
- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第35条第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。

[本条の内容]

○ 「別紙○に定める相手先」

乙による第三者提供の提供先は、サービス利用者の認識・予見可能性が損なわれないよう、注意が必要である。

サービス利用者の認識・予見可能性を確保する必要があることや、対象データは甲のビジネス戦略上、秘匿性の高い性質を有するものであることから、乙による第三者提供の提供先について、更に制限をかけることが考えられる。

制限のかけ方として、乙による提供先を個別に定める方法や特定の業種・事業者規模を条件とする方法などが考えられる。もっとも、サービス利用者の認識・予見可能性が損なわれないよう、注意が必要である。また、乙による提供先からさらに、第三者に提供がされることがないように、乙が当該提供先と締結するデータ取引に関する契約書では、第三者提供に係る制限をすることが必要となる。

なお、乙が対象データを加工し、特定のサービス利用者を識別することができない状態で提供する³⁸場合など提供の態様を条件として定めることも考えられる。

さらに、甲又は乙は、乙が甲から提供された対象データについて、さらに第三者に提供することについても、サービス利用者から個別具体的かつ明確な同意を得る必要がある。この同意を得る際に通知すべき事項については、第3条を参照。

○ 「法令により提供」

本条は乙による第三者提供を制限するものであるが、法令³⁹に基づく提供の求めがあった場合等、制限を除外する規定を置くことがある。例えば、乙による第三者提供を最も制限するものとして、「強制力のある法令による場合」に限定することが考えられる。もっとも、制限を除外する規定を置く場合であっても、乙が第三者に対し対象データを提供したこと及びその経緯について、甲に対し通知を要する旨の規定を置くことが想定

³⁸ 位置情報については、通信の秘密に該当するか、個人情報に該当するか、プライバシー情報のみに該当するか等により法的な取扱いも異なる。このため、対象データを加工して取り扱う際にも注意が必要である。

³⁹ 裁判官の発付した令状に従い、乙が第三者に対象データを提供する場合等がある。

される。なお、制限を除外する規定で、乙が、あらかじめ利用者の同意を得ていれば、第三者に提供できると解される文言（例「あらかじめ利用者の同意を得ている場合」）を用いると、本条第1項本文の第三者提供制限が潜脱される可能性があるので、注意が必要である。

○ 「通知」

どのような目的で第三者提供を制限するのかによっても異なり得るが、通知事項として、いつ、誰に、何を、提供したのか等を通知することが一般的であり、通知項目についても事前に協議しておくことが望ましい。

[各ケースへの対応]

（複数主体取得ケース）

- 複数主体取得のケースでは、甲及び乙がそれぞれ対象データを取得することになるので、甲乙間の契約において、第三者提供に係る制限の規定を設けることは原則として不要となる。

（データの保存期間・消去）

第7条 乙は、甲より提供を受けた対象データを、●●の期間に限り保存し、当該期間の経過後は、その複製等を含めて一切消去する。ただし、乙は、当該期間内であっても、対象データを利用したサービスを終了した場合には、速やかに、対象データを一切消去するものとする。

2 乙は、前項の場合又は第9条に基づき対象データを消去した場合、甲に対して、書面又は電磁的方法により、対象データを消去した日時、消去した対象データの範囲、消去方法について、速やかに、通知するものとする。

[概要]

- ・ 本条は、甲がサービス利用者に提示した対象データの保存期間・消去に従い、甲乙間の契約において、乙における対象データの保存期間・消去、消去時における甲への通知について定める。
- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第10条第1項（保存期間等）及び第2項（保存期間等における通信の秘密に係る個人情報の例外）、第35条第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。

[本条の内容]

○ 「対象データ」

対象データを特定する際には、その範囲にその複製データや派生データが含まれるのか等にも配慮する（第2条参照）。仮に対象データの範囲に、その複製データや派生

データを含む旨合意している場合には、「その複製等を含めて」の文言は不要となる。また、対象データの範囲に、その複製データや派生データを含まない旨合意している場合であって、これらを消去データの対象とするときはその旨を規定し、その範囲についても事前に協議することが望ましい。

○ 「データの保存期間」

電気通信事業者は、利用目的に応じてデータの保存期間を定めるように努めなければならない。また、保存期間内であっても、利用する必要がなくなった後は消去するよう努めなければならない⁴⁰。この趣旨を甲乙間の契約にも及ぼすために保存期間を定める。そこで、甲乙間の契約が売買の場合は、一定の保存期間を特定すること等が、継続的取引等の場合には、データ提供ごとに一定の保存期間を定めること、保存期間を甲乙間の契約終了時とすること等が想定される。

○ 通信の秘密に該当する位置情報

通信の秘密に該当する位置情報は、あらかじめ利用者の同意を得ている場合、裁判官の発付した令状に従う場合、その他の違法性阻却事由がある場合を除いて、その記録を最小限にとどめる必要があることから、原則として保存してはならない。保存が許される場合であっても、利用者の同意のある範囲又は保存目的に必要な範囲を超えて保存してはならず、その利用目的を達成したときは速やかに当該位置情報を消去（通信の秘密に該当する情報を消去すること⁴¹に加え、通信の秘密に該当しない個人情報について本人が識別できなくすることを含む。）しなければならない⁴²。

○ 「一切消去する」

消去以外にも統計情報への加工処理を施すことなど消去に代わる措置として規定することも想定される。

○ 甲への通知

乙が対象データを消去した事実を担保することができるよう、乙に対して、甲への通知義務を課している。

[各ケースへの対応]

（複数主体取得ケース）

- 複数主体取得のケースでは、甲及び乙がそれぞれ対象データを取得することになり、データの保存期間・消去の規定は各サービス利用者との間で設けられるので、甲乙間の契約において、データの保存期間・消去の規定を設けることは不要となる。

⁴⁰ 電気通信ガイドライン 3-3-2 (51-52 頁)

⁴¹ 通信の秘密に該当する情報を消去するには、「十分な匿名化」をすることで、当該情報から特定の通信を識別できないようにする方法をとることも可能である。

⁴² 電気通信ガイドライン 3-3-3 (53 頁)

(安全管理措置)

第8条 乙は、対象データの漏えい、滅失又はき損の防止その他のデータの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じる。

- 2 前項の措置は、法令が定めるもののほか、別途甲乙の合意するところによる。
- 3 乙は、甲の求めに応じて安全管理措置の履行状況を甲に報告するものとする。
- 4 乙は、対象データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理措置に関するインシデントが発生したときには、甲に対し、速やかにその事実及び内容を報告するものとする。
- 5 前項のインシデントが発生したときには、甲及び乙は、原因究明に向けて協力するものとする。

[概要]

- ・ 本条は、乙において、適切な安全管理措置を講じることを定める。
- ・ 安全管理措置については、対象データが漏えいした際にサービス利用者が被る不利益の大きさ等を考慮し、内容を具体的に定めることも考えられる。
- ・ 安全管理措置に関するインシデントが発生したときにおける、甲及び乙の対応についても定める。

[本条の内容]

○ 「安全管理措置」の内容

安全管理措置に係るものとして、法令上の「安全管理措置」（個人情報保護法第20条）、「従業者の監督」（同法第21条）及び「委託先の監督」（同法第22条）の規定、委員会ガイドラインの規定並びに電気通信ガイドラインにおける「安全管理措置」（第11条）、「従業者及び委託先の監督」（第12条）及び「個人情報保護管理者」（第13条）の規定があり、乙はこれらの遵守が求められる。具体的な安全管理措置の内容については、委員会ガイドライン（通則編）の「8（別添）講ずべき安全管理措置」の内容が基本となる。それを超える部分については、甲乙の合意するところによる。

乙がとるべき安全管理措置の内容を甲乙間の契約で具体的に定めることもある。その場合は、組織的、人的、物理的及び技術的な面から定めることが望ましい。

○ 「履行状況」の「報告」

サービス利用者の権利が不当に侵害されている（又はされ得る）場合には、対象データの提供や利用を甲が停止できるようにしておくこと等も考えられる。

○ インシデント発生時の対応

対象データの漏えい、滅失又はき損の防止その他のデータの安全管理措置に関するインシデントが発生したときには、サービス利用者に影響が出るため、乙に対して、甲に報告する義務を課している。なお、電気通信事業法第 28 条は同法第 2 条第 5 号に定める電気通信事業者に対し、「通信の秘密の漏えい」「が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない」と定める⁴³。通信の秘密の漏えいが生じた場合は、当該規定に従い、電気通信事業者の本社所在地を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所に対して遅滞なく報告しなければならない⁴⁴。また、個人情報の漏えい等が生じた場合は、個人情報保護委員会が定めるところにより、認定個人情報保護団体の対象事業者は当該認定個人情報保護団体に、それ以外の事業者は総合通信局又は沖縄総合通信事務所に対して、速やかに報告⁴⁵するよう努めることとされている⁴⁶。

[各ケースの対応]

(共同利用ケース)

- 共同利用ケースでは、管理者の責任・監督のもと、安全管理措置を全体として構築し、対象データについて適切に取り扱う。この場合、データ管理者が甲であるとする、本条は、甲の責任のもと、甲及び乙が安全管理措置を講じる義務を規定するものとなる。

(複数主体取得ケース)

- 複数主体取得ケースでは、甲及び乙は、法的にはそれぞれがデータを取得し、サービス利用者との関係でそれぞれ安全管理措置を講ずることとなり、本条は、それぞれが安全管理措置を講ずることについて規定するものとなる。

(利用停止等)

第 9 条 甲は、サービス利用者から対象データの利用の停止又は消去の申出を受けた場合において、当該申出に従って対象データの利用の停止又は消去を行うこととしたときは、乙に対し、当該申出があった事実及びその内容を通知する。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに、通知を受けた申出に従い当該対象データの利用の停止又は消去を行うものとする。

⁴³ 電気通信ガイドライン 4 (108 頁)

⁴⁴ 通信の秘密の漏えいに関する報告書の提出は、電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいを知った日から 30 日以内とされている (電気通信事業法施行規則第 57 条)。

⁴⁵ 当該報告に加えて、事案に応じて影響を受ける可能性のある本人への連絡や事実関係及び再発防止策等の公表等の対応を行うことが望ましい。

⁴⁶ 対象データが通信の秘密及び個人情報に該当する場合は、総務大臣への報告義務があることに留意が必要である。

3 甲は、乙の利用によりサービス利用者のプライバシーが不当に侵害されている可能性があるとして甲が判断した場合には、乙に対する対象データの提供を停止することができる。

[概要]

- 本条第1項及び第2項は、サービス利用者から対象データの利用の停止又は消去の申出があった場合に、甲が乙に通知し、乙は申出に従って、対象データの利用の停止又は消去を行うべきことを定める。
- 本条第3項では、甲から乙に対する、対象データの提供停止に関する定めを置いている。
- 本条は、電気通信ガイドライン第35条第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。

[本条の内容]

○ 「利用の停止又は消去の申出」

利用の停止の申出があったときは利用の停止を、消去の申出があったときは消去を行う。サービス利用者によるこのような申出は、通常は、甲乙の双方に対するものと解するのが合理的であり、原則として双方で対応すべきである。ただし、サービス利用者が当該申出の対象が甲又は乙による取扱いのみであることを明らかにしている場合には、サービス利用者の申出に従って、甲又は乙の一方のみが対応すればよい。

○ 「利用の停止又は消去」の代替措置の検討

対象データの利用の停止又は消去を行うことが困難な場合は、プライバシーに配慮した代替措置を講じることを可能とすることを規定することも想定される。

（代替措置の例）

- データを取得する空間を限定し、データを保存する期間を最小化し、かつ適切な安全管理措置を講じることを条件とする。また、この旨をサービス利用者に通知して同意取得する。

○ 対象データの提供の停止

「サービス利用者のプライバシーが不当に侵害されている可能性がある」場合とは、乙が本契約における、データの利用目的に係る制限（第4条）、データの識別行為の禁止（第5条）、第三者提供に係る制限（第6条）などの義務に違反している可能性がある場合が挙げられる。

乙が利用方法を変更したなどにより、サービス利用者のプライバシー侵害がなくなった場合には停止を終了して提供を再開すること、停止により甲が損害賠償責任を負うことがないことなど、より詳細に規定することも可能である。

○ 第10条との関連性

第10条と一体的に検討して、サービス利用者の対応窓口を一元化する等してサービス利用者が申出を行うことを容易にする等の配慮が重要である。

○ 個人情報保護法第30条との関係

個人情報保護法第30条において、利用の停止又は消去について、一定の要件のもとに本人の請求権が認められているが、このような法定の要件を満たさない場合であっても、サービス利用者の希望に応じて利用の停止又は消去を行うことは、消費者保護に資するものとして検討されて良い。

[各ケースの対応]

(共同利用ケース)

- 共同利用ケースでは、管理者で窓口対応をし、共同利用する者の全部又は一部に対する利用の停止又は消去の申出を受け付けることができるように定めることが有効である。

(複数主体取得ケース)

- 複数主体取得ケースでは、それぞれ問合せ窓口の設置等を行い、サービス利用者からの利用の停止又は消去の申出への対応も別個に行うことが想定される。この場合は、本条第1項の通知に係る部分及び第2項は不要となる。なお、この場合であっても両者が連携して窓口対応、利用の停止又は消去の申出対応を行うことが消費者保護の観点からは望ましく、その旨を規定することも想定される。

(問合せ窓口の設置等)

第10条 甲は、対象データの取扱いに関連して生じる苦情や相談について、問合せ窓口を設置して対応する。

[概要]

- ・ 本条は、甲が、苦情や相談について、問合せ窓口を設置し対応することを定める。
- ・ 電気通信事業者（データ収集者）とサービス提供者が異なり、サービス利用者に対する対応窓口が分散し、いずれの事業者が対応するのか分かりづらいことから、サービスの態様を踏まえて役割分担・責任を事業者間の契約において明確にすることを目的とするものである。
- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第27条（個人情報の取扱いに関する苦情処理）及び第35条第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。

[本条の内容]

○ 「問合せ窓口を設置」

対象データのうち、甲が窓口対応する部分と乙が対応する部分を分けた方が合理的であるケースのように窓口が分散する場合、「甲は対象データのうち●●について、乙は対象データのうち●●について」等規定してそれぞれ対応部分を明確化して規定する。その際、甲及び乙の設置する窓口に対し、相手方が受け付ける内容の相談が届いた場合には適切に相手方に通知・連絡する等の規定を設け、連携を図ることが望ましい。

○ 第9条との関連性

第9条と一体的に検討して、サービス利用者の対応窓口を一元化する等してサービス利用者が苦情・相談を行うことを容易にする等の配慮が重要である。

[各ケースの対応]

(共同利用ケース)

- 共同利用ケースでは、管理者が、サービス利用者に対して、対象データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について通知等しなければならず、一次的に苦情を受け付ける窓口を定めなければならない。

(複数主体取得ケース)

- 複数主体取得ケースでは、それぞれ問合せ窓口の設置等を行い、サービス利用者からの停止の申出に対する対応も別個に行うことが想定される。この場合は、本条は、甲乙の双方が問合せ窓口を設けると規定することも考えられる。

第3章 一般条項 (第11条-第19条)

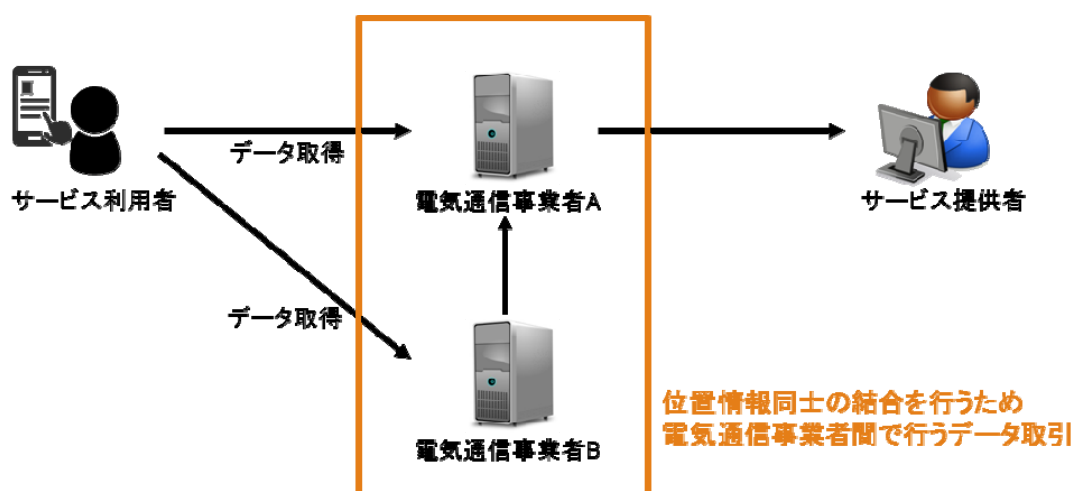
一般条項は、通常の契約書で用いられるものであるため、本解説では取り上げない。

第3. 位置情報同士の結合を行うため、電気通信事業者間で行うデータ取引

1. サンプル②の想定するケース

- 位置情報同士の結合を行うため、電気通信事業者間で行うデータ取引（図表7）について、サンプル②の解説を行う。
- サンプル②において「甲」は図表7における電気通信事業者Bを指し、「乙」は電気通信事業者Aを指す。

図表7 位置情報同士の結合を行うため、電気通信事業者間で行うデータ取引



- ここで「位置情報同士の結合」とは同一のサービス利用者に係る位置情報を複数の電気通信事業者が取得し、一方が他方にデータを提供し、他方において、提供を受けた位置情報と自身が保有する位置情報とを識別子を共通キーにして、同一のサービス利用者に係る位置情報として取り扱うことを指す（図表8）。

図表8 位置情報同士の結合イメージ

例) 商業施設と駅において提供されるWi-Fi サービスを通じて取得された位置情報

識別子を共通キーに位置情報同士を結合する

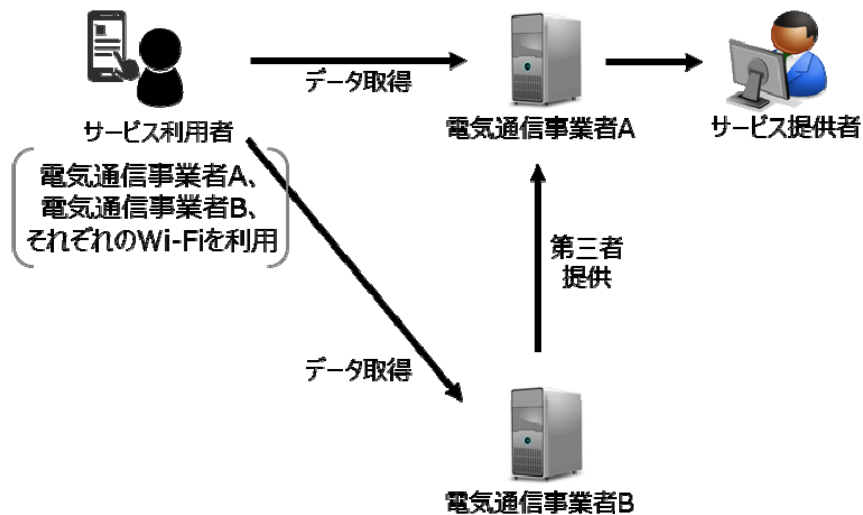
| Wi-Fiエリア | 時間 | 識別子 | 識別子 | Wi-Fiエリア | 時間 |
|----------|----------|-------------------|-------------------|----------|----------|
| ショップA | 14:15:53 | 7a-bb-2d-51-43-11 | 7a-bb-2d-51-43-11 | 駅 #1 | 12:04:01 |
| ショップA | 14:15:56 | c6-28-66-35-0c-97 | 8e-cd-11-a7-18-ec | 駅 #2 | 12:04:06 |
| ショップB | 14:15:59 | d8-88-23-a0-01-87 | 1c-8a-c9-21-5d-57 | 駅 #2 | 12:04:11 |
| ショップB | 14:16:00 | d6-ad-33-46-43-91 | c6-28-66-35-0c-97 | 駅 #2 | 12:04:18 |
| モール入口 | 14:16:25 | 8e-25-56-62-4a-9a | 1b-2b-86-73-15-dd | 駅 #1 | 12:04:30 |
| ショップB | 14:16:34 | 3e-6e-82-ae-7d-d3 | 3e-6e-82-ae-7d-d3 | 駅 #1 | 12:04:32 |
| ショップA | 14:16:41 | 83-21-a3-5d-4d-d2 | 8e-cd-11-a7-18-ec | 駅 #1 | 12:04:06 |
| ショップA | 14:16:50 | c0-44-0e-da-0a-98 | 1c-8a-c9-21-5d-57 | 駅 #2 | 12:04:11 |
| モール入口 | 14:17:07 | 8e-cd-11-a7-18-ec | 8e-cd-11-a7-18-ec | 駅 #1 | 12:04:06 |
| モール入口 | 14:17:16 | c6-28-66-35-0c-97 | c6-28-66-35-0c-97 | 駅 #2 | 12:04:18 |
| モール入口 | 14:17:29 | 5a-34-90-26-a1-27 | c6-28-66-35-0c-97 | 駅 #1 | 12:04:18 |



| 識別子 | 時間 | Wi-Fiエリア | 時間 | Wi-Fiエリア |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|
| 7a-bb-2d-51-43-11 | 12:04:01 | 駅 #1 | 14:15:53 | ショップA |
| c6-28-66-35-0c-97 | 12:04:18 | 駅 #2 | 14:15:56 | ショップA |
| 3e-6e-82-ae-7d-d3 | 12:04:32 | 駅 #1 | 14:16:34 | ショップB |
| 8e-cd-11-a7-18-ec | 12:04:06 | 駅 #1 | 14:17:07 | モール入口 |
| c6-28-66-35-0c-97 | 12:04:18 | 駅 #2 | 14:17:16 | モール入口 |

- サンプル②では、電気通信事業者が取得した位置情報を別の電気通信事業者へ第三者提供し、提供を受けた電気通信事業者が自ら取得した位置情報と結合して活用するケース（以下「第三者提供を受けた位置情報の活用ケース」という。）を基本ケースとして想定している（図表9）。
- サンプル②及びその解説で念頭に置くケースでは、位置情報の取得及び第三者提供を行うものであり、取得に際し、当該取得及び第三者提供を行うことについて、サービス利用者から「個別具体的かつ明確な同意」を取得することを前提とする。

図表9 位置情報同士の結合を行うため、
電気通信事業者間で行うデータ取引に係るケース



2. サンプル②で規定する条項の構成
- サンプル②の構成は、次のとおりである。
 - なお、一般条項は、通常の契約書で用いられるものであるため、本解説では取り上げない。

第1章 総則（第1条－第2条）

第1条（用語の定義）

第2条（対象とするデータの特定）

第2章 データ取引に係る義務（第3条－第10条）

第3条（データの提供等）

第4条（データの利用目的に係る制限）

第5条（データの識別行為の禁止）

第6条（第三者提供に係る制限）

第7条（データの保存期間・消去）

第8条（安全管理措置）

第9条（利用停止等）

第10条（問合せ窓口の設置等）

第3章 一般条項（第11条－第19条）

第11条（対価）

第12条（委託）

第13条（秘密保持）

第14条（提供データの保証）

第15条（第三者に対する責任）

第16条（契約解除）

第17条（契約期間）

第18条（協議）

第19条（合意管轄）

3. サンプル②で規定する条項の解説

(前文)

●●社（以下「甲」という。）と、●●社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、位置情報に係るデータ取引に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

[概要]

- ・ 前文は、一般的に、誰と誰がどんな契約を締結しようとしているのかを明示するものである。定型的に記載されることが多く、「●●と●●とは、次のとおり、△△契約を締結する」と記載される。

[前文の内容]

○ 「位置情報に係るデータ取引に関する契約」

データ取引においては、データ売買の契約や、継続的なデータ提供を行う継続的役務提供契約等、様々なバリエーションが想定しうる。もっとも、電気通信事業者同士の情報の結合は、サービス利用者に対する広範な追跡となることがあり、容易に権利侵害のおそれを生じること留意すべきである。取引の実施にあたっては、個別の通信や特定の個人の識別リスクに係る評価要素（図表1）を用いて検討することを推奨する。

第1章 総則（第1条－第2条）

(用語の定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 位置情報 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第35条第1項に規定する位置情報をいう。
- ② 付帯情報 データ取引の対象となるデータのうち、位置情報（識別子を除く）以外のものをいう。

2 前項に定める用語以外の用語の意義は、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）並びに電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び同解説によるものとする。

[概要]

- ・ 本条は、本契約において用いられる用語のうち、重要かつ基本的なものの概念を明らかにするものである。なお、定義条項のほかにも、重要な用語の定義を各条項で定める場合がある。
- ・ 位置情報等に係るデータ取引は、個人特定の蓋然性があり、プライバシー性が高いという位置情報の特徴を踏まえ、契約の対象とする位置情報が個人情報に該当しない場合であっても、個人情報保護法等を遵守することが望ましいことから、第2項のような規定を置くことが考えられる。

[本条の内容]

○ 「位置情報」

位置情報には、携帯電話の基地局に係る位置情報、GPSによる位置情報、Wi-Fi アクセスポイントに係る位置情報等がある。位置情報の項目としては、識別子（端末識別番号）、緯度、経度、日時等がある。

○ 「付帯情報」

付帯情報には、電気通信事業者が保有する契約者に係る情報、電気通信サービスを利用する際に契約者が登録する情報等がある。これらの情報には、識別子（端末識別番号と紐づいて個人を識別する情報）、氏名、性別、年齢、住所等契約者の属性情報や趣味・嗜好等の情報がある。

(対象とするデータの特定)

第2条 本契約に基づいて甲より乙に提供されるデータは、別紙○に定めるデータ（以下「対象データ」という。）とする。

[概要]

- ・ 本条は、取引の対象とするデータを、別紙において詳細に特定することを規定する。
- ・ 取引の対象とするデータを詳細に特定する趣旨は、契約者間における紛争予防及び紛争解決のためである。
- ・ 「対象データ」を特定する際には、その範囲にその複製データや派生データが含まれるのか等にも配慮する（第7条参照）。

[本条の内容]

○ 「別紙○に定めるデータ」

データフォーマットは事業者によって異なり得るため、別紙において対象データを特定する際には、サンプルデータを用いる等して可能な限り特定し、双方に誤解がないようにすることが望ましい。対象データの詳細は、図表 10 のような別紙の形式として、取り扱うデータの項目、取得方法、期間、形式等を定める。

なお、「期間」については、データ特定のためのデータ取得期間のほか、契約期間、データ提供期間等があるので留意する。

図表 10 別紙の例

別紙○ 対象データの詳細 (サンプル)

| 区分 | 項目 | 取得方法 | 期間 | 形式 |
|------|-------------------------------|---|-----------------|----------------------------|
| 位置情報 | 識別子 (端末識別符号) | ○○施設内の Wi-Fi サービス利用にともなって取得する。 | 契約締結日から ○ヶ月間 | ※各項目に関する形式について合意したものを記載する。 |
| | 収集時刻 | | | |
| | Wi-Fi エリア | | | |
| 付帯情報 | 識別子 (端末識別符号と紐づいて個人を識別する情報) | ○○施設内で提供される Wi-Fi サービス利用登録時にサービス利用者から直接取得する。ただし、識別子は○○。 | 契約締結日から ○ヶ月間 | ※各項目に関する形式について合意したものを記載する。 |
| | 性別 | | | |
| | 年齢 | | | |
| | 趣味・嗜好 | | | |

第2章 データ取引に係る義務（第3条—第10条）

（データの提供等）

第3条 甲は、乙に対し、●●の方法で対象データを提供する。

2 甲は、対象データについて、対象データに係る甲の契約者（以下「サービス利用者」という。）から、甲が乙へ対象データを提供することについての個別具体的かつ明確な同意を得る。

【概要】

- ・ 本条は、対象データの提供方法及び甲が乙に対して対象データを提供することに関して、その提供の方法（第1項）及び甲がサービス利用者から「個別具体的かつ明確な同意」を取得すること（第2項）を定める。
- ・ 第2項は、電気通信ガイドライン第35条第1項（位置情報の取得）及び第2項（位置情報の利用）に対応するものである。

【本条の内容】

○ 「提供」の方法

対象データの提供方法については、委員会ガイドラインの「提供」の定義（電気通信ガイドラインにおいても同義）のほか、誰が、誰に対し、いつ、どのように提供するのか具体的に規定することが望ましい。例えば、○月○日に提供を1回で行うことや、○月○日から○週間の間、毎週○曜日に継続的に行うこと等が想定され、必要であれば別紙で詳細に特定することも考えられる。

なお、対象データの提供方法は、電気通信ガイドライン第35条第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応し、サービス利用者のプライバシー保護に配慮したものでなければならない。

○ リスト等の整備

甲は、サービス利用者全体のデータから、甲が乙に対象データを提供することについての個別具体的かつ明確な同意を得ている者のデータのみを正確に抽出することができるよう、リスト等を整備する必要がある。

○ セキュリティ対策

提供するデータ量等に応じて、専用線の整備や識別子のハッシュ化など、適切なセキュリティ対策が講じられるデータ提供方法を利用しなければならない。

○ 「個別具体的かつ明確な同意」

「個別具体的かつ明確な同意」とは、位置情報の取扱いについての同意であること

を本人が認識した上で、画面上でのクリックなどにより行う「個別具体的」な同意であり、かつ、画面上でのクリックや文書による同意など外部的に同意の事実が「明確」な同意を意味する。規約等で第三者提供に関する定めを置くだけでは、「個別具体的かつ明確な同意」とはいえず、不十分であることに注意が必要である。また、契約約款等は、利用者側に交渉の余地がなく、読まれない可能性がある点で、同意取得としての実質が弱いと考えられ、単に契約約款等に記述をしたとしても、利用者が位置情報の取扱いについて合理的に予測できない状況では、同意の有効性が不十分であることに注意が必要である。

甲は、サービス利用者に対して、対象データを第三者に提供し、その提供先が、対象データを自ら取得している位置情報と結合して利用することを理解できるように、位置情報の第三者提供として通知して、同意を取得すべき事項に関する概要版や仕組みの内容や特性を周知・説明する文面を作成するなどして、適切に説明することが望ましい。

○ 同意を得る際に通知すべき事項

甲が、サービス利用者から同意を取得する際に通知すべき事項を図表 11 に示す。図表 11 で示す事項は、甲が、サービス利用者に対して、位置情報の取得に関して通知して同意取得すべき事項 ((1)~(5)、(7)~(9)) 及び位置情報の第三者提供として通知して同意を取得すべき事項 ((3)(4)(6)) がある。

✓ (3)取得するデータ項目・内容

取得するデータ項目・内容の明示に加えて、取得時点で明らかな場合には、提供するデータ項目・内容についても明示することが望ましい。

✓ (4)利用目的

甲と乙で利用目的が異なる場合には、それを分けて明示すべきである。例えば、甲が、甲の利用目的を特定して通知した上で、サービス利用者から対象データの取得及び第三者提供について同意を得て、第三者提供を受けた乙がその利用目的内において対象データを利用する場合のほか、乙の利用目的が甲の利用目的を超えることが対象データを取得する時点で明らかな場合に、甲がサービス利用者に対してその旨を通知し、併せて同意を取得することも想定される。

✓ (6)データの第三者提供

甲がサービス利用者から第三者提供についての同意を取得する場面では、事業の規模及び性質、対象データの取扱状況（取り扱う対象データの量及び性質を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。甲がサービス利用者に示す規約等において「甲は乙へ対象データを提供する」として、対象データの提供先が乙と特定されていることが求められる。サンプル②では、電気通信事業者から電気通信事業者への位置情報の第三者提供（提供先では位置情報の取得）であるところ、電気通信

ガイドライン第35条第1項は、「電気通信事業者は、あらかじめ利用者の同意がある場合、」「位置情報を取得することができる」としており、提供元の甲において、サービス利用者から第三者提供に関する同意（及び提供先の取得に関する同意）を取得する場合は、サービス利用者に対して対象データの提供先の取得者たる乙が明確になっている必要がある。

図表 11 サービス利用者へ通知して同意取得する事項

| 通知する事項 | 内容 |
|--------------------|---|
| (1) サービスの内容 | <ul style="list-style-type: none"> 提供するサービスの概要を示すこと。 |
| (2) サービスの提供主体 | <ul style="list-style-type: none"> サービスの提供主体を示すこと。 提供主体が複数になる場合は、それを明示すること。 |
| (3) 取得するデータ項目・内容 | <ul style="list-style-type: none"> 取得するデータ項目・内容を列挙すること。 |
| (4) データの利用目的 | <ul style="list-style-type: none"> 取得したデータの利用目的を具体的に示すこと。 利用目的が異なる（乙の利用目的が、甲の利用目的を超える）場合は、それを分けて明示すること。 |
| (5) データの取得方法 | <ul style="list-style-type: none"> 端末が通信して取得するものか、サービス利用者の入力によるものか等を示すこと。 |
| (6) データの第三者提供 | <ul style="list-style-type: none"> 取得したデータの提供先を示すこと。提供先を個別に特定することが必要である 提供先が、さらに第三者に提供する場合には、当該第三者（再提供先）も示すことが望ましい。 |
| (7) 利用者関与（取扱いの停止等） | <ul style="list-style-type: none"> 対応窓口を含む取扱いの停止の方法を示すこと。 有効な取扱いの停止手段を提供することが困難な場合は、適切なプライバシー保護措置が執られていることを示すこと。 |
| (8) データの保存期間・消去 | <ul style="list-style-type: none"> データの保存期間・消去の予定について示すこと。 |
| (9) 対応窓口 | <ul style="list-style-type: none"> 問合せ窓口の連絡先（電話番号、メールアドレス等）を明示すること。 |

(データの利用目的に係る制限)

第4条 乙による対象データの利用目的は、●●に限る。

[概要]

- ・ 本条は、甲がサービス利用者に明示した利用目的の範囲内で乙が利用することを定める。
- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第35条第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。

[本条の内容]

○ 「利用目的」

甲がサービス利用者に明示した利用目的の範囲外で乙が対象データを利用するためには、甲又は乙がサービス利用者から改めて個別具体的かつ明確な同意を取得することが必要となる。

(利用目的の例)

- サービス利用者への案内に用いる。
- サービス利用者の位置情報等の集計に用いる。
- サービス利用者の動線分析に用いる。

(データの識別行為の禁止)

第5条 乙は、対象データを他の情報と照合して、対象データに係る特定のサービス利用者を識別してはならない。

[概要]

- ・ 本条は、乙に対し特定の利用者を識別することができない状態で提供し、乙が対象データを利用する場合において、権利利益の保護の観点から、乙による識別行為を禁止する条項を利用するときに規定するものである。そのような場合でなければ本条は不要である。
- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第35条第2項、第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。

(第三者提供に係る制限)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合を除き、対象データを第三者へ提供してはならない。

- ① 別紙〇に定める相手先に提供する場合
- ② 強制力のある法令により提供を求められた場合

2 前項第2号に該当する場合において第三者に対象データを提供したときは、乙は、対象データを提供したこと及びその経緯について、遅滞なく甲に通知するものとする。

[概要]

- ・ 本条は、権利利益の保護の観点やビジネス戦略上の理由等から、乙による第三者提供の制限を規定するものである。ただし、サービスの提供に際して、第三者提供が必要な場合もあることから、サービスの態様に応じて判断が必要である。
- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第35条第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。

[本条の内容]

○ 「別紙〇に定める相手先」

乙による第三者提供先は、サービス利用者の認識・予見可能性が損なわれないよう、注意が必要である。

サービス利用者の認識・予見可能性を確保する必要があることや、対象データは甲のビジネス戦略上、秘匿性の高い性質を有するものであることから、乙による第三者提供先について、更に制限をかけることが考えられる。

制限のかけ方として、乙による提供先を個別に定める方法や特定の業種・事業者規模を条件とする方法などが考えられる。また、乙による提供先からさらに、第三者に提供がされないことがないように、乙が当該提供先と締結するデータ取引に関する契約書では、第三者提供に係る制限をすることが必要となる。

なお、乙が対象データを加工し、特定のサービス利用者を識別することができない状態で提供する場合など提供の態様を条件として定めることも考えられる。

さらに、甲又は乙は、乙が甲から提供された対象データについて、さらに第三者に提供することについても、サービス利用者から個別具体的かつ明確な同意を得る必要がある。この同意を得る際に通知すべき事項については、電気通信事業者とサービス提供者間で行うデータ取引に関して、サンプル①で規定する条項の解説第3条参照。

○ 「法令により提供」

本条は乙による第三者提供を制限するものであるが、法令に基づく提供の求めがあった場合等、制限を除外する規定を置くことがある。例えば、乙による第三者提供を最も制限するものとして、「強制力のある法令による場合」に限定することが考えられる。もっとも、制限を除外する規定を置く場合であっても、乙が第三者に対し対象データを提供したこと及びその経緯について、甲に対し通知を要する旨の規定を置くことが想定される。なお、制限を除外する規定で、乙が、あらかじめ利用者の同意を得ていれば、第三者に提供できると解される文言（例「あらかじめ利用者の同意を得ている場合」）を用いると、本条第1項本文の第三者提供制限が潜脱される可能性があるので、注意が必要である。

○ 「通知」

どのような目的で第三者提供を制限するのかによっても異なり得るが、通知事項として、いつ、誰に、何を、提供したのか等を通知することが一般的であり、通知項目についても事前に協議しておくことが望ましい。

(データの保存期間・消去)

第7条 乙は、甲より提供を受けた対象データを、●●の期間に限り保存し、当該期間の経過後は、その複製等を含めて一切消去する。ただし、乙は、当該期間内であっても、対象データを利用したサービスを終了した場合には、速やかに、対象データを一切消去するものとする。

2 乙は、前項の場合又は第9条に基づき対象データを消去した場合、甲に対して、書面又は電磁的方法により、対象データを消去した日時、消去した対象データの範囲、消去方法について、速やかに、通知するものとする。

[概要]

- ・ 本条は、甲がサービス利用者に提示した対象データの保存期間・消去に従い、甲乙間の契約において、乙における対象データの保存期間・消去、消去時における甲への通知について定める。
- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第10条第1項（保存期間等）及び第2項（保存期間等における通信の秘密に係る個人情報の例外）、第35条第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。

[本条の内容]

○ 「対象データ」

対象データを特定する際には、その範囲にその複製データや派生データが含まれるのか等にも配慮する（第2条参照）。仮に対象データの範囲に、その複製データや派生データを含む旨合意している場合には、「その複製等を含めて」の文言は不要となる。

また、対象データの範囲に、その複製データや派生データを含まない旨合意している場合であって、これらを消去データの対象とするときは、その旨を規定し、その範囲についても事前に協議することが望ましい。

○ 「データの保存期間」

電気通信事業者は、利用目的に応じてデータの保存期間を定めるように努めなければならない。また、保存期間内であっても利用する必要がなくなった後は消去するよう努めなければならない。この趣旨を甲乙間の契約でも及ぼすために保存期間を定める。そこで、甲乙間の契約が売買の場合は、一定の保存期間を特定すること等が、継続的取引等の場合には、データ提供ごとに一定の保存期間を定めること、保存期間を甲乙間の契約終了時とすること等が想定される。

○ 通信の秘密に該当する位置情報

通信の秘密に該当する位置情報は、あらかじめ利用者の同意を得ている場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いて、その記録を最小限にとどめる必要があることから、原則として保存してはならず、保存が許される場合であっても、利用者の同意のある範囲又は保存目的に必要な範囲を超えて保存してはならず、その利用目的を達成したときは速やかに当該個人情報を消去（通信の秘密に該当する情報を消去することに加え、通信の秘密に該当しない個人情報について本人が識別できなくすることを含む。）しなければならない。

○ 「一切消去する」

消去以外にも統計情報への加工処理を施すことなど消去に代わる措置として規定することも想定される。

○ 甲への通知

乙が対象データを消去した事実を担保することができるよう、乙に対して、甲への通知義務を課している。

(安全管理措置)

第8条 乙は、対象データの漏えい、滅失又はき損の防止その他のデータの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じる。

2 前項の措置は、法令が定めるもののほか、別途甲乙の合意するところによる。

3 乙は、甲の求めに応じて安全管理措置の履行状況を甲に報告するものとする。

4 乙は、対象データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理措置に関するインシデントが発生したときには、甲に対し、速やかにその事実及び内容を報告するものとする。

5 前項のインシデントが発生したときには、甲及び乙は、原因究明に向けて協力するものとする。

[概要]

- ・ 本条は、乙において、適切な安全管理措置を講じることを定める。
- ・ 安全管理措置については、対象データが漏えいした際にサービス利用者が被る不利益の大きさ等を考慮し、内容を具体的に定めることも考えられる。
- ・ 安全管理措置に関するインシデントが発生したときにおける、甲及び乙の対応についても定める。

[本条の内容]

○ 「安全管理措置」の内容

安全管理措置に係るものとして、法令上の「安全管理措置」(個人情報保護法第 20 条)、「従業者の監督」(同法第 21 条)及び「委託先の監督」(同法第 22 条)の規定、委員会ガイドラインの規定並びに電気通信ガイドラインにおける「安全管理措置」(第 11 条)、「従業者及び委託先の監督」(第 12 条)及び「個人情報保護管理者」(第 13 条)の規定があり、乙はこれらの遵守が求められる。具体的な安全管理措置の内容については、委員会ガイドライン(通則編)の「8 (別添) 講ずべき安全管理措置」の内容が基本となる。それを超える部分については、甲乙の合意するところによる。

乙がとるべき安全管理措置の内容を甲乙間の契約で具体的に定めることもある。その場合は、組織的、人的、物理的及び技術的な面から定めることが望ましい。

○ 「履行状況」の「報告」

サービス利用者の権利が不当に侵害されている(又はされ得る)場合には、対象データの提供や利用を甲が停止できるようにしておくこと等も考えられる。

○ インシデント発生時の対応

対象データの漏えい、滅失又はき損の防止その他のデータの安全管理措置に関するインシデントが発生したときには、サービス利用者に影響が出るため、乙に対して、甲に報告する義務を課している。なお、電気通信事業法第 28 条は同法第 2 条第 5 号に定める電気通信事業者に対し、「通信の秘密の漏えい」「が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない」と定める。通信の秘密の漏えいが生じた場合は、当該規定に従い、電気通信事業者の本社所在地を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所に対して遅滞なく報告しなければならない。また、個人情報の漏えい等が生じた場合は、個人情報保護委員会が定めるところにより、認定個人情報保護団体の対象事業者は当該認定個人情報保護団体に、それ以外の事業者は総合通信局又は沖縄総合通信事務所に対して、速やかに報告するよう努めることとされている。

(利用停止等)

第9条 甲は、サービス利用者から対象データの利用の停止又は消去の申出を受けた場合において、当該申出に従って対象データの利用の停止又は消去を行うこととしたときは、乙に対し、当該申出があった事実及びその内容を通知する。

2 甲及び乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに、通知を受けた申出に従い、当該対象データの利用の停止又は消去をサービス利用者の申出に従って行うものとする。

3 甲は、サービス利用者のプライバシーが不当に侵害されていると判断される場合には、乙への対象データの提供を停止することができる。

[概要]

- ・ 本条第1項及び第2項は、サービス利用者から対象データの利用の停止又は消去の申出があった場合に、甲が乙に通知し、乙は申出に従って、対象データの利用の停止又は消去を行うことを定める。
- ・ 本条第3項では、甲から乙に対する、対象データの提供停止に関する定めを置いている。
- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第35条第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。

[本条の内容]

○ 「利用の停止又は消去の申出」

利用の停止の申出があったときは利用の停止を、消去の申出があったときは消去を行う。サービス利用者によるこのような申出は、通常は、甲乙の双方に対するものと解するのが合理的であり、原則として双方で対応すべきである。ただし、サービス利用者が当該申出の対象が甲又は乙による取扱いのみであることを明らかにしている場合には、サービス利用者の申出に従って、甲又は乙の一方のみが対応すればよい。

○ 「利用の停止又は消去」の代替措置の検討

対象データの利用の停止又は消去を行うことが困難な場合は、プライバシーに配慮した代替措置を講じることを可能とすることを規定することも想定される。

(代替措置の例)

- データを取得する空間を限定し、データを保存する期間を最小化し、かつ適切な安全管理措置を講じることを条件とする。また、この旨をサービス利用者に通知して同意取得する。

○ 対象データの提供の停止

「サービス利用者のプライバシーが不当に侵害されている可能性がある」場合とは、乙が本契約における、データの利用目的に係る制限（第4条）、データの識別行為の禁止（第5条）、第三者提供に係る制限（第6条）などの義務に違反している可能性がある場合が挙げられる。

乙が利用方法を変更したなどにより、サービス利用者のプライバシー侵害がなくなった場合には停止を終了して、提供を再開すること、停止により甲が損害賠償責任を負うことがないことなど、より詳細に規定することも可能である。

○ 第10条との関連性

第10条と一体的に検討して、サービス利用者の対応窓口を一元化する等してサービス利用者が申出を行うことを容易にする等の配慮が重要である。

○ 個人情報保護法第30条との関係

個人情報保護法第30条において、利用の停止又は消去について、一定の要件のもとに本人の請求権が認められているが、このような法定の要件を満たさない場合であっても、サービス利用者の希望に応じて利用の停止又は消去を行うことは、消費者保護に資するものとして検討されて良い。

(問合せ窓口の設置等)

第10条 甲は、対象データの取扱いに関連して生じる苦情や相談について、問合せ窓口を設置して対応する。

[概要]

- ・ 本条は、甲が、苦情や相談について、問合せ窓口を設置し対応することを定める。
- ・ 甲から乙への対象データの提供により、サービス利用者に係るデータは甲と乙の双方が保有することになるが、サービス利用者に対する対応の役割分担・責任を事業者間の契約において明確にすることを目的とするものである。
- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第27条（個人情報の取扱いに関する苦情処理）及び第35条第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。

[本条の内容]

○ 「問合せ窓口を設置」

対象データのうち、甲が窓口対応する部分と乙が対応する部分を分けた方が合理的であるケースのように窓口が分散する場合、「甲は対象データのうち●●について、乙は対象データのうち●●について」等規定してそれぞれ対応部分を明確化して規定する。その際、甲及び乙の設置する窓口に対し、相手先が受け付ける内容の相談が届いた場合には適切に相手先に通知・連絡する等の規定を設け、連携を図ることが望ましい。

○ 第9条との関連性

第9条と一体的に検討して、サービス利用者の対応窓口を一元化する等してサービス利用者が苦情・相談を行うことを容易にする等の配慮が重要である。

第3章 一般条項（第11条－第19条）

一般条項は、通常の契約書で用いられるものであるため、本解説では取り上げない。

(参考資料) 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン (抜粋)

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインにおいて、本解説で参照する以下の条項を抜粋して掲載する。

- 5-4 位置情報 (第 35 条関係)
 - 5-4-1 位置情報の取得 (第 35 条第 1 項関係)
 - 5-4-2 位置情報の利用 (第 35 条第 2 項関係)
 - 5-4-3 不当な権利侵害を防止するために必要な措置 (第 35 条第 3 項関係)

- 3-3-2 保存期間等 (第 10 条第 1 項関係)
- 3-3-3 保存期間等における通信の秘密に係る個人情報の例外 (第 10 条第 2 項関係)

- 3-3-4 安全管理措置 (第 11 条関係)
- 3-3-5 従業員の監督 (第 12 条第 1 項、第 2 項関係)
- 3-3-6 委託先の監督 (第 12 条第 3 項関係)
- 3-3-7 個人情報保護管理者 (第 13 条関係)

- 3-7 個人情報の取扱いに関する苦情処理 (第 27 条関係)

5-4 位置情報（第 35 条関係）

5-4-1 位置情報の取得（第 35 条第 1 項関係）

第 35 条

1 電気通信事業者は、あらかじめ利用者の同意を得ている場合、電気通信役務の提供に係る正当業務行為その他の違法性阻却事由がある場合に限り、位置情報（移動体端末を所持する者の位置を示す情報であって、発信者情報でないものをいう。以下同じ。）を取得することができる。

本条でいう「移動体端末」とは、移動電話端末（端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）第 2 条第 2 項第 5 号）及び無線呼出端末（同規則第 2 条第 2 項第 11 号）のほか、広く電波等を用いて通信を行うために用いられる端末をいう。また、本条にいう「位置情報」とは、移動体端末の所持者の所在を表す場所を示す情報（基地局エリア若しくは位置登録エリア程度又はそれらより狭い範囲を示すものをいい、利用明細に記載される着信地域（単位料金区域等）のようなものは含まない。）をいい、端末設備等規則第 22 条にいう位置情報よりも広い概念である（なお、発信者の位置を示す情報については、前条にその取扱いが規定されているため、位置情報の定義からは除いている。）。

電気通信事業者が保有する位置情報は、個々の通信に関係する場合は通信の構成要素であるから、通信の秘密として保護され、あらかじめ利用者（移動体端末の所持者）の同意を得ている場合又は電気通信役務の提供に係る正当業務行為その他の違法性阻却事由に該当する場合以外に取得することは許されない。なお、「正当業務行為」とは、電気通信役務を提供する観点から、業務の目的が正当であり、当該目的を達成するための行為の必要性及び手段の相当性が認められる行為をいう。例えば、携帯電話で通信を行うために基地局等において位置登録情報等の位置情報を取得する行為がこれに該当する。

これに対し、個々の通信時以外に移動体端末の所持者がエリアを移動するごとに基地局に送られる位置登録情報は、個々の通信を成立させる前提として電気通信事業者に機械的に送られる情報に過ぎないことから、サービス制御局に蓄積されたこれらの情報は通信の秘密ではなく、プライバシーとして保護されるべき事項と考えられる。もっとも、通信の秘密に該当しない位置情報の場合であっても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関係する事項であるから、強く保護することが適当である。そのため、通信の秘密に該当しない位置情報の場合においても、利用者の同意がある場合又は電気通信役務の提供に係る正当業務行為その他の違法性阻却事由に該当する場合に限り取得することが強く求められる。

なお、第 4 項及び第 5 項は、あらかじめ利用者の同意を得ている場合又は電気通信役務の提供に係る正当業務行為に該当する場合以外において、位置情報を取得することができる例を示したものである。

5-4-2 位置情報の利用（第35条第2項関係）

第35条

2 電気通信事業者は、あらかじめ利用者の同意を得ている場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合に限り、位置情報について、他人への提供その他の利用をすることができる。

通信の秘密に該当する情報については、通信当事者の同意を得ている場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、他人への提供その他の利用をしてはならない。

そのため、通信の秘密に該当する位置情報について、匿名化して他人への提供その他の利用を行う場合には、通信の秘密の保護の観点から、当該位置情報と個別の通信とを紐付けることができないよう十分な匿名化を行わなければならない、かつ匿名化して、他人への提供その他の利用を行うことについて、あらかじめ利用者の同意を得る必要がある。この場合、原則として個別具体的かつ明確な同意がなければ有効な同意があるとはいえないが、契約約款の内容等が利用者に対して十分に周知され、事後的にも利用者が随時に不利益なく同意内容を変更し、以後は位置情報を匿名化して利用しないよう求めることができることから利用者が不測の不利益を被る危険を回避できるといえる場合であって、①匿名化の対象とされる情報の範囲、②加工の手法・管理運用体制の適切さなどを考慮すると通常の利用者であれば匿名化しての利用等を許諾すると想定できるときは、契約約款等に基づく事前の包括同意であっても有効な同意があると考えられる。

通信の秘密に該当しない位置情報についても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関係する事項であるから、強く保護することが適当である。そのため、他人への提供その他の利用においては、利用者の同意を得る場合又は違法性阻却事由がある場合に限定することが強く求められる。なお、位置情報に係る匿名加工情報を作成する場合は、3-8（匿名加工情報取扱事業者等の義務）を参照のこと。

5-4-3 不当な権利侵害を防止するために必要な措置（第35条第3項関係）

第35条

3 電気通信事業者が、位置情報を加入者若しくはその指示する者に通知するサービスを提供し、又は第三者に提供させる場合には、利用者の権利が不当に侵害されることを防止するため必要な措置を講ずることが適切である。

位置情報サービスを自ら提供し、又は第三者と提携の上で提供するに当たっては、その社会的有用性と通信の秘密又はプライバシー保護とのバランスを考慮して、電気通信事業者は、利用者の権利が不当に侵害されないよう必要な措置を講ずることが適当である。

「必要な措置」の具体的内容としては、①利用者の意思に基づいて位置情報の提供を行うこと、②位置情報の提供について利用者の認識・予見可能性を確保すること、③位置情報について適切な取扱いを行うこと、④第三者と提携の上でサービスを提供する場合は、提携に関する契約に係る約款等の記載により利用者のプライバシー保護に配慮をすることなどが考えられる。

①の利用者の意思に基づく位置情報の提供に関し、利用者からの同意取得は、個々の位置情報の提供ごとのほか、サービス提供開始時などに事前に行うことも可能である。もっとも、同意取得は移動体端末の操作や書面による確認などの方法により明確に行うべきであるほか、通信の秘密に該当しない位置情報であっても全ての包括的な内容の同意を得ることは適当でなく、位置情報を提供する者の範囲を特定しておくなどすることが望ましい。また、事前の同意は原則として撤回できるものとする。

②の利用者の認識・予見可能性の確保については、画面表示や移動体端末の鳴動等の方法により、位置情報が提供されることを認識できるようにすることなどが考えられる。また、合理的な期間、利用者が履歴を確認できるようにすることや、利用者が誤って位置情報を送出することを防止するため、提供されるサービスや移動体端末の機能等について、十分な周知・注意喚起を行うことが望ましい。

③の位置情報の取扱いについては、権限を有しない者が移動体端末の位置情報の確認ができないよう、暗証番号の設定、アクセス端末の限定等の措置が考えられるほか、他の電気通信事業者等が位置情報サービスを提供する場合等において、自社の管理する基地局情報が他者に不当に利用されることのないよう、基地局情報の管理について規程を設けるなどが考えられる。

④の第三者と提携の上でのサービス提供については、提携に関する契約に係る約款等において、第三者において上記のようなプライバシー保護措置が確保されることを担保することや、利用者のプライバシーが不当に侵害されていると判断される場合には、位置情報の提供を停止できるようにしておくことなどが考えられる。

なお、移動体端末を物体に設置して、その物体の所在地の情報を把握するような場合であっても、物体を通してその所持者の権利が不当に侵害されるおそれがあることから、上記に準じた必要な措置を講ずることが適当であると考えられる。

3-3-2 保存期間等（第10条第1項関係）

第10条（第1項）

1 電気通信事業者は、個人データ（通信の秘密に係るものを除く。以下この条において同じ。）を取り扱うに当たっては、利用目的に必要な範囲内で保存期間を定め、当該保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 法令の規定に基づき、保存しなければならないとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 電気通信事業者が自己の業務の遂行に必要な限度で個人データを保存する場合であって、当該個人データを消去しないことについて相当な理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該個人データを消去しないことについて特別の理由があるとき。

保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され、当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去することが適切であり（※）、その趣旨を徹底する観点から、電気通信事業者は、利用目的に応じ保存期間を定めるよう努めなければならない。また、保存期間内であっても利用する必要がなくなった後は消去するよう努めなければならない。

他方、個人データによっては、一律に保存期間を定めることが難しい場合もあることから、全ての個人データについて保存期間を定めることまでは要求しない。しかし、この場合であっても、利用目的を達成すれば遅滞なく消去するよう努めなければならない。

ただし、第10条第1項各号に掲げる場合又は通信の秘密に係る個人データは本規定の適用を受けない。

【個人データについて利用する必要がなくなったときに該当する事例】

事例) キャンペーンの懸賞品送付のため、当該キャンペーンの応募者の個人データを保有していたところ、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した場合

(※)「個人データの消去」とは、当該個人データを個人データとして使えなくすることであり、当該個人データを削除することのほか、当該個人データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

他方、次に掲げる場合については、保存期間経過後又は利用目的達成後においても当該個人データを消去しないことができる。

(1) 法令の規定に基づき、保存しなければならないとき（第10条第1項第1号関係）

法人税法（昭和40年法律第34号）第126条、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第59条や電話加入権質に関する臨時特例法施行規則（昭和33年郵政省令第18号）第4条等、法令の規定において保存が求められる場合は、保存期間経過後又は利用目的達成後も個人データを消去しないことができる。

(2) 本人の同意があるとき（第10条第1項第2号関係）

本人から特に保存しておくよう要請があった場合等本人の同意（※）があるときは、保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後も個人データを消去しないことができる。

（※）「本人の同意」については、2-13（本人の同意）を参照のこと。

(3) 電気通信事業者が自己の業務の遂行に必要な限度で個人データを保存する場合であつて、当該個人データを消去しないことについて相当な理由があるとき（第10条第1項第3号関係）

過去に料金を滞納し利用停止となった者の情報を契約解除後においても保存しておく等、業務の遂行に必要な限度で個人データを保存する場合であつて、当該個人データを消去しないことについて相当の理由があるときは、保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後も個人データを消去しないことができる。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、当該個人データを消去しないことについて特別の理由があるとき（第10条第1項第4号関係）

捜査機関から刑事事件の証拠となり得る特定の個人データについて保存しておくよう要請があった場合等、消去しないことについて特別の理由があるときは、保存期間経過後又は利用目的達成後も個人データを消去しないことができる。

（参考）

法第19条

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを

遅滞なく消去するよう努めなければならない。

3-3-3 保存期間等における通信の秘密に係る個人情報の例外（第10条第2項関係）

第10条（第2項）

2 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信の秘密に係る個人情報を保存してはならず、保存が許される場合であっても利用目的達成後においては、その個人情報を速やかに消去しなければならない。

通信履歴等の通信の秘密に係る個人情報は、通信当事者の同意その他の違法性阻却事由がある場合を除いて、その記録を最小限にとどめる必要があることから、原則として保存してはならず、保存が許される場合であっても、通信当事者の同意のある範囲又は保存目的に必要な範囲を超えて保存してはならず、その利用目的を達成したときは速やかに当該個人情報を消去（通信の秘密に該当する情報を消去することに加え、通信の秘密に該当しない個人情報について本人が識別できなくすることを含む。）しなければならない。

（※）通信の秘密に係る個人情報の取扱いに関する同意については 2-13（本人の同意）を参照のこと。通信履歴の保存については 5-1（通信履歴の記録）を参照のこと。

3-3-4 安全管理措置（第11条関係）

第11条

電気通信事業者は、その取り扱う個人データ又は通信の秘密に係る個人情報（以下「個人データ等」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データ等の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

電気通信事業者は、その取り扱う個人データ又は通信の秘密に係る個人情報（以下「個人データ等」という。）の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データ等の安全管理のため、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならないが、当該措置は、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況（取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。）、個人データ等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。具体的に講じなければならない措置や当該項目を実践するための手法の例等については、「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。

なお、個人データ等に該当しない個人情報（いわゆる散在情報）についても、通信の秘密に関わる情報ということができることから、安全管理措置を講ずることが望ましい。

また、安全管理措置を講ずるに当たっては、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和 62 年郵政省告示第 73 号）等の基準を活用するものとする。なお、事業用電気通信設備（電気通信回線設備及び基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備）に関する技術的保護措置については、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に定める技術基準の適合維持義務が課されている（電気通信事業法第 41 条）ことにも留意する必要がある。

（参考）

法第 20 条

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3-3-5 従業員の監督（第 12 条第 1 項、第 2 項関係）

第 12 条（第 1 項、第 2 項）

- 1 電気通信事業者は、その従業者（派遣労働者を含む。以下同じ。）に個人データ等を取り扱わせるに当たっては、当該個人データ等の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 電気通信事業者は、安全管理措置の実施その他の個人データ等の適正な取扱いの確保のため、その従業者に対し、必要な教育研修を実施するよう努めなければならない。

電気通信事業者は、その従業者に個人データ等を取り扱わせるに当たって、第 11 条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。その際、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況（取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個人データ等を取り扱う従業者に対する教育研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。教育研修の内容としては、安全管理に関する内部規程・マニュアルの周知等が考えられる。

「従業者」とは、電気通信事業者の組織内において直接間接に電気通信事業者の指揮監督を受けて電気通信事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

【従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】

事例 1) 従業者が、個人データ等の安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを確認しなかった結果、個人データ等が漏えいした場合

事例 2) 内部規程等に違反して個人データ等が入ったノート型パソコン又は外部記録媒体が繰り返し持ち出されていたにもかかわらず、その行為を放置した結果、当該パソコン又は当該記録媒体が紛失し、個人データ等が漏えいした場合

(参考)

法第 21 条

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3-3-6 委託先の監督（第 12 条第 3 項関係）

第 12 条（第 3 項）

3 電気通信事業者は、個人データ等の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データ等の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

電気通信事業者は、個人データ等の取扱いの全部又は一部を委託（※1）する場合は、委託を受けた者（以下「委託先」という。）において当該個人データ等について安全管理措置が適切に講ぜられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。具体的には、電気通信事業者は、第 11 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講ぜられるよう、監督を行うものとする（※2）。

その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データ等を提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データ等の内容を踏まえ、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況（取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、次の（1）から（3）までに掲げる必要かつ適切な措置を講じなければならない（※3）。

(1) 適切な委託先の選定

委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第 20 条及び本ガイドラインで委託元に求められるものと同等であることを確認するため、「7（別添）講ずべ

き安全管理措置の内容」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、委託先の体制や規程等の確認に加え、必要に応じて個人データ等を取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行う等により、あらかじめ確認しなければならない。

(2) 委託契約の締結

委託契約には、安全管理措置（委託先において個人データ等を取り扱う者（委託先の作業員以外の者を含む。）を明確にすること、委託先において講ずべき安全管理措置の内容等）、秘密保持、再委託の条件（再委託を許すかどうか並びに再委託先を許す場合は再委託先に個人データ等を適正に取り扱っていると認められる者を選定すること、再委託を行うに当たっての電気通信事業者への文書による事前報告又は承認及び再委託先の監督に関する事項等。なお、二段階以上の委託を許す場合は同様に再々委託先等の選定、監督に関する事項等を定める必要がある。）、委託契約終了時の個人データ等の取扱い（個人データ等の返却、消去等）、契約内容が遵守されなかった場合の措置（例えば、安全管理に関する事項が遵守されずに個人データ等が漏えいした場合の損害賠償に関する事項、安全管理措置の不備が発見された場合の解約等）その他の個人データ等の取扱いに関する事項を適正に定めることが適当である。また、委託先における委託された個人データ等の取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。

(3) 委託先における個人データ等取扱状況の把握

委託先における委託された個人データ等の取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データ等の取扱方法等について、委託先から事前報告を受け、又は承認を行うこと、及び委託先を通じて、又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が第11条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい（※4）。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

【委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】

事例1) 個人データ等の安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握せず外部の事業者へ委託した結果、委託先が個人データ等を漏えいした場合

事例 2) 個人データ等の取扱いに関して必要な安全管理措置の内容を委託先に指示しなかった結果、委託先が個人データ等を漏えいした場合

事例 3) 再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、かつ委託先の個人データ等の取扱状況の確認を怠り、委託先が個人データ等の処理を再委託した結果、当該再委託先が個人データ等を漏えいした場合

事例 4) 契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果、当該再委託先が個人データ等を漏えいした場合

(※1) 「個人データ等の取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データ等の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データ等の入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。

(※2) 委託元が第 11 条が求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先に対してもこれと同等の措置を求める趣旨ではなく、委託先は、第 11 条が求める水準の安全管理措置を講ずれば足りると解される。

(※3) 委託先の選定や委託先における個人データ等取扱状況の把握に当たっては、取扱いを委託する個人データ等の内容や規模に応じて適切な方法をとる必要があるが、例えば、必要に応じて個人データ等を取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法（口頭による確認を含む。）により確認することが考えられる。

(※4) 委託元が委託先について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、委託先が再委託をした際に、再委託先が不適切な取扱いを行ったときは、元の委託元による法違反と判断され得るので、再委託をする場合は注意を要する。

(参考)

法第 22 条

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3-3-7 個人情報保護管理者（第 13 条関係）

第 13 条

電気通信事業者は、個人情報保護管理者（当該電気通信事業者の個人データ等の取扱いに関する責任者をいう。）を置き、本ガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該電気通信事業者の個人データ等の取扱いの監督を行わせるよう努めなければならない。

個人データ等保護措置の実施に関する責任の所在を明確にし、第11条の安全管理措置の実施その他の個人データ等の適正な取扱いについて電気通信事業者の内部における責任体制を確保するため、電気通信事業者は、当該電気通信事業者の個人データ等の適正な取扱いの確保について必要な権限を有する役員などの組織横断的に監督することのできる者（個人情報保護管理者）を置いて、個人情報保護管理者において責任をもって必要な個人データ等の取扱いの監督等を行わせるよう努めなければならない。

なお、個人情報保護管理者の設置は、特に、電気通信事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データ等の漏えい等を防止するため、責任の所在を明確化する上でも、重要である。また、個人情報保護管理者は、内部規程の策定や監査体制の整備に当たっては、「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に規定された措置を盛り込むことが望ましい。

3-7 個人情報の取扱いに関する苦情処理（第27条関係）

第27条
1 電気通信事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。
2 電気通信事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制を整備しなければならない。

電気通信事業者は、個人情報の利用、提供、開示又は訂正等に関する苦情その他の個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制を整備しなければならない（※1）。「適切かつ迅速な処理」の具体的な内容を全ての電気通信事業者等について一律に定めることは困難であり、個別具体的に判断する必要があるが、少なくとも、以下の場合には、適切かつ迅速に措置を行っているとはいえないと考えられる。

- ① 苦情に対する対応窓口を設けていない場合
- ② 苦情に対する対応窓口が設けられていても、その連絡先や受付時間等を一般に明らかにしていない場合
- ③ 苦情に対する対応窓口の連絡先や受付時間等が一般に明らかにされていても、実

際にはその対応窓口がほとんど利用できないような場合（例えば、電話窓口に頻繁に電話しても繋がらない場合やメール相談窓口でメールで繰り返し相談しても連絡がない場合）

一方、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

なお、電気通信事業者は、保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先（電気通信事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。）について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※2）に置かなければならない（3-6-1（保有個人データに関する事項の公表等）参照）。

また、電気通信事業法第 27 条は、同法第 26 条第 1 項各号に掲げる電気通信役務及び当該役務に係る業務の方法に関する消費者等からの苦情・問合せを適切かつ迅速に処理しなければならない旨を定めている。

（※1）消費者等本人との信頼関係を構築し事業活動に対する社会の信頼を確保するためには、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、それをホームページへの掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することや、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることも重要である。

（※2）「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」については、3-6-1（保有個人データに関する事項の公表等）を参照のこと。